

六月廿一日。前田齊廣の子他龜次郎歿す。

〔官私隨筆〕

六月廿一日

一、他龜次郎殿御氣滯御療養不被爲叶、今廿一日申之中刻御死去之段、只今御廣式頭申聞候付申進候。先以奉絶言語候儀御座候。右に付御廣式へ御出、恒姫様奉初、方々様御容躰御伺被成候様にと存候と之趣、御用番紙面夜六時過到來。追付罷出、土肥權六郎を以相伺之、御様子尋候處、御容子御指障も不被成御座由演述。

〔諸事覺書〕

六月廿一日

一、右に付普請は今日より廿三日迄、鳴物等は廿七日迄、殺生は來月十一日迄遠慮候筈に候旨、夫々觸有之。

一、頭分以上明日爲伺御機嫌月番宅へ相勤候。幼少・病氣之人々は以使者相伺候筈に候旨、觸付有之候事。

六月廿四日

一、他龜次郎殿御法號戒光院殿智賢定心居士。

六月廿八日。來七月行はるべき前田齊廣の一周忌法會を延期すべきことを告ぐ。

〔官私隨筆〕

六月廿八日

一、今般御凶事に付、金龍院様御一周忌御法事御指延に相成候。御日取之儀は追而可申進之旨、且又御同所様御廟所へ、各御切籠致献上候趣に遂示談候由、御用番より夫々以紙面被申越候。

七月朔日。錢貨缺乏するを以て錢手形を發行す。

〔御觸拔書〕

近來錢拂底之様子に而、相場引立不融通相成候付、當分錢手形致出來候者、一統通用方辨利可有之候。依之錢手形町會所に而出來、五拾文より百文・五百文・壹貫文迄四通りに仕立、尤御算用場致加印等、右手形來月朔日より可指出候間、正錢同様無滯通用可致候。

一、町會所之内右手形渡所相建、町同心并町年寄暨懸り之町役人等爲相詰置、來月朔日より同十四日迄者、毎日朝四時より夕八時迄之間、御家中并町・在共、錢手形望次第手形所直に相向、銀子或は新銀預り手形等致持參候者、引替相渡可申候。盆後よりは偶日迄、右手形所

相建可申候。

但、百目以上丸銀迄錢手形引替可申候。

一、錢手形相場百目拾貫文指に相極候事。

一、錢手形に而銀子致兩替度分は、拾貫文已上之手形高持參次第、正銀并銀手形之内を引替相渡。尤右兩替方、先々より錢屋等相向相辨候儀は可爲勝手次第候。

一、前條引替候正銀等、町同心・町年寄爲致相封、町會所において始末方嚴重申付、錢手形を以兩替に相向候時々、銀子無手支引替可遣候。錢手形指止候節は、右始末いたし置候銀子を以、一時に引揚申答に候。

右之通被得其意、組・支配之人々可被申渡候。組等之内裁許有之面々は、其支配の茂相達候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。
右之趣可被得其意候、以上。

六月廿四日

長 甲斐守

〔御觸拔書〕
定番頭の

今般於町會所錢手形出來に付、當時上納銀壹匁に滿不申分は、時相場に不拘、銀壹匁代丁錢

百文之圖りを以上納可致旨、先達而一統申渡置候間、右錢手形裏に名印相記、上納可爲勝手次第候事。

右之通被得其意、組・支配之人々可被申渡候。組等之裁許有之面々は、其支配の茂相達候様可被申聞候事。

右之趣一統可被申談候事。

七 月

〔見聞袋群斗記〕

七月朔日より錢手形通用被仰渡。

五十文 百文 五百文 壹貫文なり。

是は至極辨じ能き物なり。

七月四日。藩の收入足らざるを以て諸向入用を節減すべきことを告ぐ。

〔組用留記拔書〕

御勝手向御運方六ヶ敷、地・他御借財相嵩候儀は、根元御取箇与定式御入用御符合無之故、連々御難澁に被爲至候に付、文政四年御符合之御詮議可被仰付旨被仰出、段々取調理被仰付候處、三都御入用并諸向御借財莫大之儀に而、此方は御收納米を以御引當に相成居候處、過

分之御不足に候へ共外に出方無之儀故、色々御手繰を以是迄漸御辨之儀に候。右之外御國方諸向御入用は、諸方御土藏上納銀等之御入箇を以御辨之所、此分定式之御入用与引合候所、年分七百貫目計之御不足に相成候。右御不足分暨臨時不時御入用之分、年々町調達を以辨來候故、御借財は次第に相嵩、御利足之出方迄も過分至極に相成、當時に而は御當用も必至与御指支、其上江戸表御住居向御普請等、追々莫大之御物入指湊居候儀は一統承知之通に候所、未其御手當も無之、誠以不容易御逼迫之御時節に付、先般格別之御省略被仰付候儀に候。是迄段々御省略被仰付、近年二割減も有之上には候得共、此上尙自他共萬端御省略被仰付、先御國方御地盤之御運方御入箇与御符合仕候様可被仰付候。依之前段御不足高七百貫目計之分、諸向御入用高之内減少を以辨方之儀出來候様有之度、勿論右御不足高御埋合出來候とて、當時之御借財高に而は中々引足り申事に而は無之候へども、先御國方定式之所右之通被仰付度御主意に候條、是迄之仕來等を打欠候而成共、何分御符合之筋相立候様、何茂精誠を盡し可遂詮議候。猶又心付之趣無泥被申聞、右減方之儀御符合方役所可被示合候事。

西七月四日

村井豊後守

七月六日。前田齊廣の子他龜次郎の葬儀を行ふ。

〔官私隨筆〕

六月廿八日

一、來月六日戒光院様御葬式に付、普請・鳴物等之儀、御當日御葬式相濟候迄自分に指扣可申旨。且又御中陰御法事來月九日一朝於寶圓寺御執行有之候節、普請・鳴物等不及遠慮候。乍然御寺近邊に罷在候者は、御法事御執行之内自分に差扣可申旨、御横目觸之旨御用番より申來る。

〔諸事覺書〕

七月六日

一、今日戒光院様御葬式に付、御供將監相勤候付、今晚七時服半喪服に付、袴子・淺黄上下。金谷御廣式へ罷出、卯上刻御出棺、寶圓寺迄騎馬御供相勤、御廟に被爲入、式相濟九半時過罷歸候事。
一、右之節寶圓寺に詰甲斐守、御名代之御燒香内藏助相勤候に付、六時前より相詰、服常之袴子・上下也。御燒香相濟、四時前退出候事。

七月廿五日。本日より犀川河原に相撲を興行す。

〔歳々略曆〕

七月廿五日より大角力興行、才川々原。西大關小柳長吉、東大關稻妻平吉。右小柳と申は能州小柳村出生。

小柳長吉は
吉松の
阿武松
之助に
後之
七海村
産て

〔似寄留〕

七月廿五日より犀川々原に於て角力有。上より下る。大關稻妻雷五郎・小柳長吉、脇高砂浦右衛門・鐵石浪五郎、其外五六十人計。

七月廿九日。德川家齊、前田齊泰に放鷹によりて獲たる雲雀を贈る。

〔官私隨筆〕

八月八日

一、前月廿九日上使御使番堀小四郎殿を以、御鷹之雲雀御拜領被遊候。御盃事は御斷に而、御菓子・御吸物等出、萬端首尾能相濟申候。上使御退出後、爲御禮御登城、夫より御老中方御勤被遊候旨申來候由、御用番より以紙面被申越。

七月廿九日。前田齊泰に來嫁すべき夫人の爲に本郷邸に於ける居室の普請初を行ふ。

〔江戸毎日書立書抜〕

七月廿九日

一、今日御住居向御普請木作始并御柱建御規式有之。懸り役人揃刻限朝六半時に付、求馬・

又兵衛・庄兵衛儀布上下着用、六半時過出席いたし候事。

一、五時過御規式相始可申旨、御普請方主付頭申聞候付、求馬等御普請處に罷越候處、追付相始候旨御横目申聞、四時過相濟候段、重而御横目申聞候事。

一、於御普請所神酒一備祭主持參、求馬等前に指置候付頂戴之。給事席坊主之事。

一、右夫々相濟、於席求馬等三人一列、以彌右衛門御規式首尾能相濟、恐悅之至奉存候旨申上候處、追付以清右衛門御意有之。

但、金澤年寄中等より恐悅申上候儀は無之。

一、今日御規式之神酒等御下頂戴被仰付候段被仰出候旨、御膳奉行長井平吉席に罷出申聞候付、夫々申談、求馬・又兵衛・庄兵衛・市三郎一列、於御席御酒・御吸物頂戴。給事坊主。畢而以同人御禮申上候事。

七月。異國船打拂に關する幕令を諸浦に傳ふ。

〔御觸留拔書〕

いざりす船先年長崎において及狼藉、近年者食料を乞申族等有之。其上邪宗門勸入候由相聞候に付、難被捨置候。依而異國船と見請候はゞ、打拂不爲致上陸様等之儀、從公儀被仰渡候御觸等別紙六通相渡之候條、於浦々右様之船見請候はゞ、早々最寄之出役所并惣年寄等向寄

之役人にも相届可申候。尤所々町奉行等他手合之役所向寄有之所は、其方にも可及注進候。且又建札之儀、場所見計追而建札可相渡候。此趣浦々役人ども相心得、一統にも可申談置者也。

七 月

御 郡 奉 行

口郡浦々役人

追而本文之趣、指急申譯にても無之候間、騒々敷族無之様可相心得候。且又建札之儀、詮議之上追而可相渡候間、右札建候ヶ所見計可書出事。

付札、御算用場奉行

異國船渡來之節取計方之儀に付、從公儀相渡候御書附寫貳通相越之候條、被得其意、御縮方之儀嚴重相心得候之様、御郡奉行・遠所町奉行等にも先々可被申渡候。以來異國船見請候は、早速及届候様是又可被申渡候事。

六 月

國々之廻船・漁船、海上において異國之船相親み候儀、前々より御法度之儀等に付、從公儀相渡候御書付寫壹結貳通相渡之候條、被得其意、御郡奉行等へ先々可被申談事。

二 月

大久保加賀守殿御渡候御書付寫壹通相達候間、被得其意、答之儀は岩瀬伊豫守方にも可被申聞

候、以上。

二月十八日

大 目 付

御名殿留守居中

大目付

國々之廻船・漁船、海上において異國之船に相親み候儀は、前々より御法度之事に候。今般浦々において、異國船乗寄次第可打拂旨、改而被仰出候間、船方・漁民等彌嚴重相守、可成たけ異國船に不出會様心懸可申候。若異國人に親み候儀を隠置、後日於相顯は可被處嚴科、訴出候は、一旦同意之者に而も御褒美可被下候間、不相包可申出者也。

二 月

右之趣浦々建札致置候様、向々にも可被相觸候。

異國船渡來之節取計方前々より數度被仰出有之、おろしや舟之儀に付而者文化之度改而相觸候次第茂候處、いざりす之舟先年長崎において及狼藉、近來者所々小船に而乗寄、薪水・食料を乞、去年に至候而は猥に致上陸、或は廻船之米穀・島方之野牛等奪取候段追々横行之振舞、其上邪宗門勸め入候致方茂相聞え、旁難被捨置事に候。一躰いざりすに不限、南蠻西洋之儀は御制禁邪教之國に候間、以來何れ之浦方においても異國船乗寄候を見請候は、所

々在合人夫を以不及有無一圖に打拂、逃延候は、追船等不及指出其分に差置、押而上陸致し候は、搦捕又者打留候而も不苦候。本船近附居候は、打捨候とも、是又時宜次第可取計旨、浦方末々之もの迄申含、追而其段相届候様改而被仰出候間、得其意、浦々備手立之儀は土地相應實用專一に心懸、手重過不申様、又怠慢も無之、永續可致便宜を考、銘々存分に可被申付候。尤唐・朝鮮・琉球杯は船形・人物も可相分候得共、阿蘭陀船者見わけ茂相成兼可申候。右等之船萬一見損打誤候とも、御察度は有之間敷候間、無二念打拂を心掛、圖を不失様取計候様專要之事に候條、無油斷可被申付候。

二 月

異國船國々の渡來、或者於海上出會候節向々より之届書、多分荒増之儀のみ申聞、内實之事情者難相分儀も有之候間、以來浦方末々迄も不相包有躰可申出旨、兼々申含置、兎角事實無相違申聞候趣專要たるべく候。今般異國船打拂候儀被仰出候も、事を好候筋には無之候得ども、近來之様子難被捨置次第に付被仰出候事に候條、精々入念可被申付候。

二 月

七月。諸郡百姓の藩外に出づる者の取締に就いて告ぐ。

〔御觸留拔書〕

附札、諸郡組々主付惣年寄・年寄並々

近年諸郡とも作人不足之村方も有之躰に相聞え候處、商用・稼等申立、京・大坂を始他國の罷越候者共不少、中に者全商用に而も無之處、自分勝手にまかせ右躰無據趣に申立、罷越候族有之儀粗相聞え候。畢竟御縮方に指障候條、以來者商用等實に他國の罷越而不相叶分者、組主付於手前得与相糺、其譯過書願書之奥書に相認可指出候。其上に而遂詮議過書可相渡候。且又伊勢參宮之儀者前々格別之趣に相成居、農隙之時節に者承届候分も有之候處、是又近年猥に相成、時節にも不拘人多に願出罷越候向茂有之候。此儀も以來者時節に容易に不承届候條、此段夫々不相洩様可申渡置候事。

酉 七月

御 郡 奉 行

諸郡村々役人

七月。御召米を行ふ。

〔ふぐ汁の咄〕

文政八年七月お召米有之、切手を銀伸の質に入れかねを借りたり。文政九年の春に至りて右米船に積み可出處、切手銀伸へ入れ有り。請出時は借置たるかね渡さねばならず。然るに可渡かねなくして手段盡たるにや、切手をたゞ取上たり。扱跡より五ヶ年して此かね可渡と約

この書は寺島蔵人の著なり

して壹ケ年か渡し、跡は沙汰なしとの噂き。其只取上たる銀高三千百拾九貫目餘なりと。此切手に點檢と云印押有之とやらにて、其砌點檢の憂誰は何程々々と號たり。此憂普く押渡る事に而、醫者の六尺に迄至りし事其砌慥にきゝぬ。

八月十一日。先に延期したる前田齊廣の一周忌法會を今明兩日天徳院に執行す。

〔官私隨筆〕

七月十四日

一、金龍院様御法事御指延之處、來月十一日・十二日御執行可被仰付旨被仰出候由、御用番より申來。

八月十一日

一、今朝長袴着用六時過出宅、天徳院へ罷越。但裏門より往來。今日は御法事奉行も裏門往來之由。其餘は表門敷。但彈番殿退出裏門往來也。

一、五時前頃初座之御法事初る。差定如左。

金龍院殿御一周忌御法事法用差定

十一日

卯刻 轉讀般若

辰刻 獻粥諷經

如例大悲咒一遍回向

兩利諷經

惣持寺・寶圓寺・瑞龍寺・如來寺・玉泉寺・玉泉寺隱居、右之六ヶ寺也。是にて一座畢る。

巳刻 達摩講式

此の初り四過頃。はじめ淨道場、洒水・散花・手爐之役如例三人也。その次四智讚之役、讚頭兩人左右に立、三段に讀む。一段ごとに鏡敷をならし候也。その次和尚被出、燒香御茶菓被備、是も三段に被備。そのことに三拜あり。畢而祭文之役祭文を讀む。今日は松山寺和尚此の間維那首唱して大衆同音の讀誦あり。その次梵唄兩人、ウン如來妙色身世といふ事をふしにかけて長く申候也。その次三人並立し、互に首唱して讀誦錫杖をふる。その次和尚和尚は是迄内陣に被居候也被出、長文之訓讀あり。一段毎に維那首唱大衆同音し、偈あり。その終に南無歸命頂禮震旦初祖圓覺大師と唱へ三拜、此の如く五段あり。畢而又維那首唱の讀誦大衆同音。その次最末之維那一人、南無自他法界平等利益と唱、是にて畢。

午刻 拈香法語。本尊上供。獻供諷經。

右初りは九半頃、濟候は八つ頃なるべし。

一、和尚并座見挨拶あり。

一、巳刻御法事濟、午刻之式初り以前御寺より齋被出之。近年御省略に而不被出筈之處、和尚存寄に而被出候旨也。

一、今日御法事奉行初、伺公所之後入口之所蒔之屏風杯もなく、往來より直に見え候故、心付之趣御奉行へ申達、屏風たつ也。

一、午刻之御法事畢候而後、眞龍院様御代香木村左次馬勤之。明日も尤有之。兩日被仰付候由。其節各伺公。但御法事中之詰所よりは御法事奉行三尺計前へ被進出候付、各も進出。

一、御法事畢而後御法事奉行溜へ罷越、今日之御法事無御滯相濟恐悅之旨申達、追付退出。歸宅之頃八半撞候也。

十二日

一、今日自分は不詰御法事如左。

卯刻 轉讀般若

辰刻 獻粥諷經

此時國泰寺勝興寺諷經あり。

巳刻 薦拔上堂

午刻 甘露施食。本尊上供。獻供諷經。救濟放生。

立塔以事。救濟大赦。大施行會。

以上 天徳院

一、四半時過長袴にて天徳院へ拜參。但兼而九つ過罷越候了簡之處、御法事早く可相濟躰御法事奉行御手先執筆より申越候付、早く罷出候處、いまだ施餓鬼之内也。伊勢守殿・彈番殿・藏人殿・將監殿追々に罷越。

一、勝興寺今朝不被罷出、御名代御代香等并御施物之御作法濟候以後諷經被勤候由。放生も此所に而有之候也。

一、御法事相濟各拜禮。自分御禮所は八尺間敷居之内、御立疊一疊目之頭也。
一、天徳院退出今日も裏門往來。後直に寶圓寺へ拜參。歸候へば八半前也。

八月十四日。加賀・越中に大風雨あり。

〔溫敬公記史料〕

八月十四日。加賀越中大風雨洪水。民被其害者凡一萬千六百餘戸。

〔年々珍敷事留〕

加賀藩史料 第十三編 文政八年

一、文政八年八月十四日風雨甚敷、所々に家廻損、庭之柿迄吹落、其外菓は申に不及吹落。夕景より大水出る。犀川橋之邊石垣之上へ迄水上る。櫻畑邊水切込、稻其外畑物類流る。淺野川すゞみの橋流、大橋に懸る。其時川岸之町水上る。大橋柱抜け、すゞみ之橋流通る。又小橋へ懸り、小橋共流。堀川智覺寺前土塀崩れ、智覺寺之前大水、小橋・すゞみ之橋共智覺寺之御堂へ突付、尤門は右之橋に而突流す。御堂に橋は留り、御堂之屋根右橋之上へおはれ懸り、此所に有來り之橋之様に流留り有る。是は小橋也。右橋之上へ酒桶に水入て五つ乗り、某二人乗流來る。此二人命助り、翌十五日水引てより橋より歸也。同日見るに、七つ屋は中嶋に成り、水半分安江へ流、半分は本川へ流る。不審に七つ屋殘て、此邊町・在所に水損じ有る。

〔大ゆめ生むかし〕

文政八年八月大洪水にて、淺野川の橋堀川智覺寺の臺所へ入るなど、見ぬ人はうたがふばかり。

らく首よみ人しらす

極樂の弘誓の船が間違うて橋で淨土へ參る智覺寺

八月廿二日。前田齊泰、女御の入内を賀し奉る爲使者を派す。

〔溫敬公記史料〕

八月廿二日。女御入内。遣津田居方于京師。奉賀獻物。

八月廿五日。前田齊廣の女恒姫の名を厚姫と改めたることを告ぐ。

〔官私隨筆〕

八月廿五日

一、今般恒之丞様御事、御臺様御養被仰付、御同唱に付、恒姫様御名厚姫様と御改被成候様被仰進候旨被仰出候段、山口清太夫演述に付、爲御承知申進候旨、御用番より紙面來。

八月廿八日。新金銀到來するを以て新銀預手形等の引替を命ず。

〔御觸拔書〕

京・大坂より新金銀到來、追々座封致出來候間、當九月六日より同廿九日迄、石浦町引替所において、金引替手形并銀五百目札之分、新金銀に引替相渡筈に候。

一、壹貫目手形之分、先達而一統に相觸、六月廿六日より七月十日迄引替新銀相渡候處、右日限迄引替不指出相残り候分有之、しらべ方指支候條、是又前條日限迄に、不殘指出引替可申候。

右之通御算用場奉行等申聞候條、被得其意、組・支配之人々を可被申渡候。組等之内裁許有

恒之丞は徳川家齊の子

本年六月十七日の條參照

之面々者、其支配も相違候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。

右之趣可被得其意候、以上。

八月廿八日

村井豊後守

八月。彗星現る。

〔官私隨筆〕

八月廿五日

一、頃日彗星出候沙汰有之に付、昨夜見候處、曇天に而見えず。今夜四時過見候處猶曇り有之、其内はれ退候付分明也。はじめは東方より次第に高く、南方へ寄候也。芒は上へさす。其長さ身を側め手をのべて中指に而計り候に、中指だけより長く、指之頭之節一ふしたけ程長く候也。其後承れば、右は去五月頃より出候と申もの有之旨也。廿八・九日頃見候へば南へより卑く成、芒も東へなびき候也。

八月。前田齊泰、異國船打拂令に就いて領内海岸防備策の腹案を告げしむ。

〔於江府御親翰帳之内書抜〕

竹田市三郎等演說被仰出候趣

今度エゲレス船打拂等之儀に付、公儀より諸國に被仰渡候儀有之、御國方御手當之儀、三州海濱に拘り申面々・奉行人等手前、内々御しらべ有之候處、僉議之趣窺出候付、一結被指上、夫々御覽被遊候。右に付思召之趣御親翰を以可被仰出与思召候へ共、入組之儀に付私共は被仰合被仰出候。

一、公儀より今度被仰渡候趣に而者、不手重無怠慢永續仕候様に与之御趣意に候得者、其所肝要に思召候。仍之段々御調理御座候處、松雲院様御調被成置候御内存、能州に二箇處郡代被立置、所方都而御縮可被仰付思召に被爲在候へ共、深く御遠慮之趣有之、御猶豫被爲在候躰に候へ共、今度之儀に付而者、能州は道程も隔り、殊に海濱第一之地に候へば、御屈方に寄り、聊御指支有之間敷候に付、松雲院様御趣意を被爲續、所口に一ヶ所人持組之内郡代様之者魚津に準じ被仰付、其人は今般之儀も往々御預置、先臨時之指圖仕候儀被仰付置候者、永續之處相整可申与思召候。

一、御馬廻頭内々御手當心得之儀窺有之候得共、前段之譯に被仰付候へば、先今般之儀に付改而心得被仰付候儀にはおよび不申。就中海邊迅速進退之儀に候へ者、御手當被仰付候時は、遠路之儀、其所に出張仕罷在交代被仰付候与歟申儀に相成不申而は、難相成有之儀与思召候。

自ら所本の
儘脱字ある
べし

且左様相成候而は、金澤表時々之人氣不静、御入用方も自ら所有之、今度所口初而引越被仰付候人持組、高知之者被仰付、身付與力并家來も彼是有之儀に候間、外御馬廻等所々引越被仰付候にはおよび不申、畢竟右引越候人持交代、餘人被仰付候砌者、其節之御僉議次第、人持兩人に而小松御城番之如き之模様被仰付候与歟、其時之僉議可有之儀。如此相成候へば、先以差當り御城下之騒ぎに相成申間敷、且永續臨時之差圖相届可申候。自然不行届有之、手後れ之儀有之候而者、御外聞不容易儀に思召候。

一、越中向之儀は、先魚津・石動に引越候様、原五郎右衛門・本多式部に可被申渡旨被仰出候。

一、大筒之儀中島家・小川兩家・豊島家、内々用意心得之儀被仰出候。

一、所口住居之儀、先御僉議有之、御治定之上一件窺之品々可被仰出旨に御座候事。

酉八月

九月九日。德川家齊、前田齊泰夫人入輿の後その居所を住居と稱すべきことを告ぐ。

〔續徳川實紀〕

九月九日、重陽の御祝規のごとし。この日松平加賀守につたへらるゝは、溶姫君の移られて

後、座所を稱へて住居といふべしとなり。

九月十六日。三條西實勳加賀藩の老臣等にその染筆を贈る。

〔官私隨筆〕

九月十六日

一、三條様へ當春金百兩御助成に付、各へ御染筆色紙五枚充、以御目錄御送、自分も拜受、御用番より以添紙面被越候。

九月十六日。前田齊廣の女寛姫小倉侯世嗣小笠原忠徴と婚約す。

〔官私隨筆〕

十月朔日

一、寛姫様御事小笠原大膳大夫様御嫡伊豫守様と御縁組御内約之儀、去十六日御双方御使を以被仰合相濟候由、求馬殿より之狀御用番より被爲見候。爲承知爲見被置候由也。あなたよりは小笠原應助、此方よりは求馬御使者之由。

九月廿七日。是日以後前田治脩夫人の七周忌法會を江戸廣徳寺に執行す。

〔官私隨筆〕

本年三月十
日の條参照

各は年寄中

九月十一日

六一六

一、法梁院様御七周忌御法事、當月於江戸表御執行有之候。御作事・御普請其外三御丸御射手・御異風稽古、并諸組弓・鐵炮稽古之儀相止候に不及旨、并御家中普請は不及遠慮、諸殺生・鳴物等之儀は當廿七日より廿九日迄自分に遠慮可致旨、一統觸之寫御用番より以添紙而來る。十月二日。金澤に於いて前田齊泰夫人入奥の後はその居所を御住居と稱すべきを告ぐ。

〔御觸拔書〕

御横目

溶姫君様御引移以後御座所之儀者、如先格御守殿与被稱事に候へ共、一躰格別御手輕之思召に而、此度者御守殿之唱不被相用、御住居与被稱旨、松平和泉守殿御演述之段被仰出候事。

右之趣一統可被申談候事。

十月二日

村井又兵衛

十月廿五日。金澤城惣構堀の内に塵芥を捨つることを禁ず。

〔御觸拔書〕

惣構御堀之内の塵芥等捨申間敷旨等之儀に付、別紙之通町奉行申間候條、右族無之様、家來未々迄急度可申渡候。則別紙寫相越之候條、被得其意、組・支配之人々の嚴重可被申渡候。組等之内裁許有之面々は、其支配の茂相達候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。右之趣可被得其意候、以上。

十月廿五日

奥村内膳

惣構御堀之内の塵埃等捨申間敷旨之處、心得違之族有之躰に而、毎度塵芥等捨置、自然と御堀内埋り候に付、時々江凌等不被仰付而は難相成、畢竟御不益之筋に御座候。依之町方者、私共より嚴重申渡、右様不心得之者制止方之儀茂、手先足輕等の急度申付置候間、家中未々心得違無之様、一統被仰渡御座候様仕度奉存候、以上。

十月

有賀甚六郎

宮崎信次郎

奥村内膳様

十月廿八日。收納米の一部を糶にて徴することに關して告ぐ。

〔御觸拔書〕

加賀藩史料 第十三編 文政八年

六一七

定番頭

御家中收納米之内餅米爲納候儀、百姓相對之品に付、同知行之人々に茂納方不同有之。右等之儀に付、石川・河北兩郡村々より兼々願之筋有之内、當作不熟に而餅米出來別而不宜に付、百姓より諸給人に減方相願候者、品能承届け候様仕度旨、御算用場奉行申聞候條、被得其意、組・支配之人々を可被申渡候。組等之内裁許有之面々者、支配にも相違候様可被申聞候事。右之趣一統可被申談候事。

酉十月廿八日

村井豊後守

十月。小松城に貯蓄する塩辛及び塩の主管を金澤の城代に移す。

〔江戸狀留書抜〕

文政八年十月 御留守

一、小松御城御貯用之塩辛并塩相損候付、詰替被仰付候様、御城番等申聞候。當御城御貯用之分者、御城代方に而取捌、小松御城之分者御用番取捌に候得共、當御城之分手入方仕法茂有之、次第に多相成候に付、右塩辛之内小松御城に遣、繰々にいたし候得者尙以宜由。以來損も薄、自ら御不益も無之に付、御城代方に而取捌可然と遂會議、御城代方へ引送候段申上る。

御留守は藩
中の在江戸
ふなるない

十月。種馬下附を希望する者減少するを以てその取扱を改むべきことを
議す。

〔文政中御用方留帳〕

近年能州等種御馬望人少く御座候に付、村方様子段々承糺候之所、是迄種御馬被下、若種懸に用立不申節は、一生無益に相養、拜領仕候者難澁之様子に御座候。依而是以後大豆等御添物附に無御座分者、種懸に出來不申節は、耕作方に輕き荷物を爲負候儀指免し、且拜領仕候者無據趣に而外に相譲り申度砌は、其段願出候上承届可申事に仕候は、望人も多く相成、御添物附之分も少く、御益にも相成可申与奉存候之間、御詮議之上被仰渡候は、御郡奉行示合、持立方之儀得与於彼方詮議方有之候得ば、往々被下人手前にも迷惑之筋に至り申間敷与奉存候。第一當時望人も薄く、其上御添物無之而は、種馬拜領人も無御座躰に押移り可申与奉存候間、私共詮議之趣御達申上候、以上。

酉十月

丹羽八郎左衛門
北川久兵衛

前田織江様

前田修理様

加賀藩史料 第十三編 文政八年

前田内記様
竹田市三郎様

十一月朔日。前田齊泰登營し徳川家齊が明年日光社參を延期すべきことを告げらる。

〔御年表〕

文政八年十一月朔日、御登城之節御居殘之處、來戊年四月日光山御參詣、諸國違作にて一同可爲難儀被思召に付、御延引被遊候趣水野出羽守殿御演述。其後御社參無之。

十一月九日。前田治脩の十七回忌取越法會を寶圓寺に行ふ。

〔官私隨筆〕

十月廿一日

- 一、左之觸狀寫并人持・頭分拜禮之觸狀寫共、御用番より以添紙面到來。
- 太梁院様十七回御忌御法事御取越、來月九日於寶圓寺就御執行、御射手・御異風稽古并諸組弓・鐵炮稽古之儀、七日より九日迄相止可申事。
- 一、鷹野其外諸殺生、且又鳴物之儀、七日より九日迄三日可有遠慮候事。
- 一、普請・作事之儀七日より九日迄指止可申事。

前田治脩の
十七回忌は
明年正月に
當る

但、差急候普請等之儀者不及遠慮候事。

右之通被得其意

右之趣可被得其意候、以上。

十月廿一日

奥村内膳

〔官私隨筆〕

十一月九日

- 一、今日御法事に付六半時前寶圓寺に罷越。但一朝御法事也。諸人のしめ・半上下。
- 一、御法事六半時過頃始る。
- 一、諷經は天徳院・瑞龍寺代僧・勝興寺也。
- 一、和尚玉岡前後挨拶に被出、座見も出。
- 一、薄茶・干菓子被出之、齋をも可被出存寄之所、達而其儀無之様との儀故、任其意候由被申候。
- 一、御法事濟、御名代甲州長上下御代香、御施物等如例。相濟、其次各拜禮。
- 一、今日御寺詰は御法事奉行内膳之外、甲斐守・丹後守・磐松・彈番・九郎左衛門・内藏助・藏人・織江・修理・將監・内記也。

十一月十九日。前田齊廣の女寛姫小倉侯世嗣小笠原忠徴との縁組を許さ

和尚は如聚
玉岡

る。

〔官私隨筆〕

十二月朔日

當月に十一
月

一、寛姫様御儀、大膳大夫様御嫡伊豫守様と御縁組之儀、御願書付御指出置被成候處、當十九日被成御登城候様、前日御老中方御連名之御奉書到來、即御登城被成候處、於御白書院御縁類、御老中方御列座、御願之通被仰出候段、御用番水野出羽守殿御演述被成候旨被仰出候段、十九日出相延翌日發足早飛脚步を以、求馬殿等より只今申來候。

十一月。前田齊泰明春を以て袖留等の儀を行ふことに決す。

〔御年表〕

十一月、御袖留等御比合之儀眞龍院様へも御伺之上、來正月十八日御袖留、二月十三日御前髮被爲執候儀御治定之段仰出。

十一月。能登口郡の肝煎等閑地に漆を植うる計畫に反對の意を表す。

〔文政中御用方留帳〕

御領國出來漆不少、性も宜敷候に付、此末追々漆苗植付方相増候得者、山里一廉之稼にも可

相成子、明地川除等に苗植廣、生立方手入仕候はゞ、永久之御國産にも可相成儀子、金澤西御坊町北村屋與兵衛等申談、右役立御縮方、暨漆木成長勢子方主附願上候に付、右願之通被仰渡候而も、指支之儀も無之哉と御尋被爲成候に付申上候。右漆苗植付方之儀、前方幾度も仕法も御座候而、無地或は川土居等に植付、折角世話仕候得共、土地に不應候哉、追々枯絶育兼申候。適々畑縁等に植付生立宜分も御座候得共、畑地味自然と瘦衰、却而不益に付、多分伐除申儀に御座候。併山地暨小畑等縁々に而、榮立候分も御座候得共、少々宛之事故、奥郡より漆かき罷越買集申迄に而、外々より漆かき入込候程之漆は無御座、尤格別之助精に相成候程、植付候村方も無之儀に候得ば、右躰之主附人被仰付、時々廻り候様に相成候而者、甚煩敷奉存候。畢竟出精不仕様に成行可申哉、何れ押立植場所も無御座、其内土地に寄榮立宜所には、隨分苗爲植付、村役人無油斷情子可仕候間、矢張是迄之通に被仰付置候様被爲下候様、連名書付を以奉願上候、以上。

情子は勢子

助精は助成

酉十一月

羽咋郡押水組總代

箕打村肝煎

忠兵衛

北川尻村肝煎

十左衛門

同郡邑知組總代 千石村肝煎 三次郎

所司原村肝煎 又五郎

羽咋郡土田組總代 德田村肝煎 半左衛門

上棚村肝煎 庄助

同郡富木組惣代 高田村肝煎 五郎兵衛

小室村肝煎 德兵衛

鹿嶋郡熊木組惣代 山戸田村肝煎 左近

上町村肝煎 新五郎

同郡山三引組惣代 七原村肝煎 丈右衛門

瀬戸村肝煎 與三右衛門

同郡崎山組惣代 殿村肝煎 太郎兵衛

澤野村肝煎 助左衛門

同郡西庄組惣代 花見月村肝煎 岩右衛門

能登郡下村肝煎 忠藏

同郡東庄組惣代 井田村肝煎 與左衛門

久江村肝煎 助左衛門

御郡御奉行所

十二月九日。加賀藩の本郷邸北之居宅焼け、富山藩上屋敷全部及び大聖寺藩上屋敷の一部亦類焼す。

〔官私隨筆〕

十二月十八日

一、左之紙面八半時過到來、返書遣之。

當月九日夜、江戸表北之御居宅より出火、折節北風烈敷、右御居宅且御長屋御門迄も不殘燒失、隅之御居宅御長屋御門も燒失。其外御土藏等御貸小屋も無別條、四半時頃火鎮候由。且又淡路守様御屋敷へ火移り、御屋形并御下長屋御圍廻も不殘御類燒、備後守様御下長屋之内も燒失之由。右に付御指扣之儀御用番青山下野守殿へ御伺被成候所、追而御指圖可被成旨被仰聞候由。且又中將様奉始御機嫌伺候處、何之御指障も不被爲在旨、同十日發足早飛脚を以、求馬殿より只今申來候。此段爲御承知申進候。右に付各御廣式へ罷出、厚姫様始御機嫌伺候間、御自分様にも御伺可被成候。江戸表へも今日急便を以御機嫌伺、且淡路守様・備後守様へも御機嫌伺申答に御座候、以上。

十二月十八日

長 甲斐守

奥村丹後守様

〔年々珍敷事留〕

一、文政八年十二月九日、江戸表御屋敷内北の御居宅より出火仕、富山様御屋敷不殘燒る。

大聖寺様御長屋半分燒る。近き町家も少燒る。右に付中將様御指扣之段、公方様御御窺被遊候に付、御家中一統暫く遠慮有之。且御指扣被爲遊候に不被爲及、重而もケ様之儀御窺に不被爲及之段、從公方様被仰出候由。且又中將様御在江戸之節之事なり。

十二月十日。前田齊泰本郷邸火を失するを以て指扣を幕府に伺ふ。

〔見聞袋群斗記〕

十二月九日酉の刻、本郷御邸内北の御居宅大工小屋より出火、池の端迄燒延、淡路守様御屋敷御類燒。依て翌十日朝御指扣之儀公邊御伺有之候處、其儀に不及旨晚に至て被仰渡候なり。諸家邸内より出火外邊へ火移る時は、七日指扣之格なりといへ共、當家に先例なきゆゑ五日程差扣たるべしやと御老中より伺之處、御三家に准じ格別之家柄なれば遠慮に及まじく、然れ共此儀越前家坏へ決して移らざる様に記録仕置べしと台命ありし由。此事御右筆衆より、内々聞番岡田十郎左衛門迄物語するなり。

〔於江府御親翰帳之内書抜〕

十二月

一、今度北之御居宅より出火に付、御指扣御窺之處、不及御指扣段御指圖有之候儀に付、上意之御様子等田中龍之助殿極内被申聞候趣、長瀬善左衛門左之口達書内々出候付記置候事。

奥御右筆田中龍之助殿より、極御内々御咄被成度趣御座候間、罷出候様申來候に付、則罷出候處、此度御屋敷中より出火に付、御指扣之儀御伺書被指出候に付、何分取計方之儀御申聞被置候處、則御伺書御指出之上、龍之助殿御下げに相成候付、段々御しらべ被成候處、先年出雲守様御借地御下長屋より出火之節、類焼有之、此方様より御指扣御伺被成候處、御指扣に不及旨御指圖有之。是も御上屋敷中之事に候へば、御指扣にも可相成哉之處、其儀無御座。又外右様之例と存取しらべ候處、酒井雅樂頭殿に、先年御末家酒井縫殿頭殿御本家之御中屋敷に御住居、右縫殿頭御町地御借用有之候處、右地面内より出火、類焼有之。雅樂頭殿御中屋敷に御住居之事に付、御本家より御指扣御伺有之候處、七日遠慮被仰付候。其外薩摩裝束屋敷より出火之時分も、薩州家七日遠慮被仰付候。右之處に而被考候へば、先年出雲守様より出火之時分、御指扣御伺被成候へ共、不及其儀旨被仰出候所に寄處御座候に付、右之御例共委曲御認、此度御伺之處は、御當り前に御指扣之儀にも可有之旨御伺、別段先年か様之振も御座候間、此處は思召を御伺旁にも可有御座旨、御用番御申上被成候處、則下野守殿より御窺被成候へば、上様に而も何と歎伺方に寄品能被仰出度御含被爲在候處か、誠に速に被仰出、御家之儀は御三家方にも被準候儀に付、指扣に不及儀と思召候。尤此度之振、越前杯御押移候而は不相成候間、間違無之様急度書留いたし置候様に与之被仰出に御座候。誠に

被考候へば
の次脱文歟

厚思召入之譯に而、旁以難有可被思召儀与奉存候。其譯は、是迄御三家方に被準候儀有之趣は、一統承知仕罷在候へ共、此度か様に廉立御家風格別之譯御沙汰御座候へば、御老中方初諸御役人暨私仲間共迄も、右様上様に思召入之儀に御座候へば、此末萬端其含を以御取扱を仕候へば、御様子も違、且御都合に相成候儀に而、誠恐悦至極に奉存候。其上重而御尋被成下候而は如何与之御沙汰に御座候得共、住居焼失に御座候は、兎も角も、御三家方にも無御座事に付、其儀には不被爲及御儀与被申上候。是等之趣に付何卒格別之御含を難有被思召候處、上へ響候様何と歎工夫無之事歎与御考被成候へ共、表向御禮有之共、是は一通之事に御座候間、女使を大奥に被指出、此度格別に被仰出之趣、誠に難有思召候。先御内々右之趣被仰上度、女使を御指出之趣に候は、女中方之儀は早通じ可御宜与奉存候旨御申聞被成候付、其段岡田十郎左衛門を以申上、今日大奥に女使御指出に相成申候事。

〔官私隨筆〕

十二月廿一日

一、左之紙面今夜八半時頃到來。

去九日夜北之御居宅より出火に付御差扣之儀、同十日御用番へ御窺被成置候處、同日夕青山下野守殿へ聞番御呼出、御窺置之御書付御付札を以、不及御差扣段被仰渡候旨、同九日出相

延十一日發足之早飛脚步を以、求馬殿等より唯今申來候付、爲御承知申進候。先以早速右之通被仰出、恐悅御同意御座候、以上。

十二月十一日

長 甲斐守

奥村丹後守様

十二月十一日。是日以後金澤附近の一向僧等宗意の領解に關して東本願寺の取調を受く。

〔御助方頼方相論附意得寫〕

文政八年十二月十一日於學寮講堂御聞調

御助方

田町 西方寺賢幢	安田 明達寺惠温	宮腰 妙覺寺法賢
割出 行雲寺惠什	木町 卽願寺寂然	三構 正福寺文祥
田町 西光寺文成	木町 超願寺賢長	野町 因徳寺法巖

易行院師曰く、其國に於て御門末の内年來御法義筋二類に分れて互に相諍ふ趣に付、去る午年十月三人擬講へ雙方和融致す様取鎮の儀を仰せ付られて、右の三人より教示に及ばれたる事成れ共、今以和合不致、御化導行届せられ難き趣き御聴に達し、甚以御不安慮に思召され、

此度雙方共に召登され御聞調仰せ付らる。誠に一昨年の御大變は、御門末の身分言語に絶してなげき悲むより外は無き事にて、三十八年前御類焼あらせられ、漸く御再建御成就あらせられて御滞なく御法義御弘通遊す處、思掛もなく又候一昨年の御大變善知識の御苦慮はいか計の事と恐察申し上げられるぞ。卽御悲歎の御書にも、かゝる災禍に逢ぬる事は前業の所感とは言乍ら、上は佛祖代々の冥慮をおそれみ、下は門末の悲歎に對し、進退に付道を失へる計なりと御悲歎あらせられて、此度の御大變善知識御一人に御引受あそばし、此方の前業の所感ちやと御歎き成され、佛祖代々の冥慮に對し給ひ、御門末の悲歎に對せられて、上に向ても下に向ても進退共に道を失ふ計りと御歎きに沈ませられ、尙情御思惟遊して、此御大變は平生不法懈怠の輩も我身々々の後生の一大事に打驚く可き大因縁、それ御引受あらせられ、御燒失已來は御化導の御本意やるせ無くしきりに成せられ、彌増に御法義相續を肝要と思召され、則ち門末の心得ねば成らぬ事どもをば七ヶ條目を御立成され、去年正月已來惣會所に於て月々の演説日々の談合を仰付られ、猶又處々の御坊所に於て七ヶ條の演説を仰付られ、諸國に御趣意の行届せられ候處を御本意と思召れる今御時節なり。右の通の御手厚き御化導に仍て、追々國々へ御趣意行届せられて、地頭・領主より御示の趣きを隨喜せられて、彌々佛法の外護を致される國處も儘ありて、難有御時節になりたる處ちや。然るに加州領分は殊更御

門末も多き處なるに、御法義筋に付評論を起し、年を経て今日迄和熟致さぬに就ては、第一に御子の如く思召さるゝ御末寺御門徒の往生の一大事を深く御苦慮あらせられ、旁以て深く尊慮をいためさせられる事で、各々此御苦勞の程を恐察し奉られ、此度の御聞調を難有御引受申され、御尋ねに付ては腹藏なく心得の趣きを申舉て、御正意を會得致さねば成ぬ事ぢや。猶又御法義筋の御糺に付ては、是迄夫々の御例もあらせらるゝ事成れ共、此度は格別の深重の思召を以て、雙方ともに入寮仰付らるゝ。雙方共に心得の趣き聞調たる上は、御正意を篤と申し示し、速に會得せしめて一日も早く尊慮を休め奉る様にとの御沙汰ぢや。右の通り仰せ出されたる事なれば、各深重の思召を敬承あられよ。若や若し我慢勝他の心を以て、世間にて勝負を諍ふ様に、負けては成ぬ是非勝ねば成ぬ坏と言ふ様な人我の情も有ならば、左様な思ひは此度の御焼失の火を以て焼き止捨てと思れ、さつぱりと人我の情を振り捨て、善知識の御苦慮に對し奉て御聞調を引受られ、御示の趣きを難有敬承いたし、歸國の上此度の七ヶ條の趣きをも御預の御門徒へ精々申し傳へ、佛祖善知識の廣大の御恩を報じ奉り、且國恩を報じ度と言ふ心底になられ、今日よりの御聞調をば御尋ねに付て有躰に申上、御正義を會得致さねば成ぬ事ぢや、偕此度仰出されたる御聞調は、御法義筋計の御聞調で、世間の事は申上げて御取擧げは無い。猶又他の一類の失を擧て破する事も、只今御取上はない。そ

れは追て御聞あらせらるゝであらう。先御法義筋に付ての御聞調は、第一に本願名號の聞き開れたる一念の思ひに付て評論に及ぶ事と聞える故に、各々一人々々其本願名號の謂れの聞き開れたる一念の思ひをば、是迄自身々々の心得の通りを只今申し上る様。

關扇房曰く、右演説の通り深重の思召を以て一人々々の安心領解の趣きを御聞調の事なれば、難有存せられて首座賢曠より一人々々申し上げられよ。

田町西方寺賢曠曰、私は平生心得居りますは、本願名號の謂れを聞き開れたる一念は、かゝる助かる縁便りのなき悪人を御助下さるゝは、阿彌陀如来さま御一佛と信じ奉り、此の信する思ひのありだけが一心に阿彌陀如来後生助給へと頼み奉る心と平生心得居りまして、此の通り教示を仕ります事御座ります。

關扇房曰、次へく。

安田明達寺惠温曰、私に置きましては、本願名號の謂れを聞き開れたる一念は、かゝる徒ら者を御助下さるゝは阿彌陀如来御一佛と信する、その信する一念は即ち助け給へとすがり奉る思より外に無いと、此通り平生相心得て教化仕ります。此趣きを談合仕ります。

宮腰妙覺寺法賢曰、私は名號の謂れを聞き開れたる一念は、かゝる悪人を御助けは彌陀一佛と信じ奉り、其信じ奉る一念は其儘彌陀を頼み奉る一念と心得て教示を致します。

野町因徳寺法巖曰、私は名號の謂を聞き得たる一念は、かゝる徒ら者を御助下さるゝは彌陀一佛と大悲を頼むすがたは如來を頼む一念、其時往生一定と御定め下さるゝ御恩を喜びまする計りで御座ります。

割出行雲寺恵什曰、私は頼む者を助ふと言ふ御文の御教化の通りに、大願業力の御助は彌陀一佛と信じて、自力の心を振捨て、彼尊に乗託いたして助け給へと頼むより外は御座りませぬ。

即願寺寂然曰、私は本願の謂を聞き開れたる一念は、助るべき縁も便りもなき者を願力の不思議で御助けと信じ奉て居ります。其信する一念丸々後生助給へと頼む一念と心得て喜びまする。

三構正福寺文祥曰、私は常々心得て居まするは、本願の謂れ名號の謂れを聞き開れたる一念は、かゝる極惡深重の徒ら者を、阿彌陀如來なればこそ御助と信する思ひが、後生助け給へと頼み奉ると一躰にして、相變る事は無いと心得て深重の大悲を喜び居ります。

田町西光寺文成曰、私は本願名號の謂を聞き開れたる一念は、かゝる助からざる者を阿彌陀如來なればこそ御助と信じ、其信する一念は直に彌陀を頼む一念と落付て佛恩を喜びまする。

超願寺賢長曰、私は本願名號の聞き開れたる一念は、かゝる助るべき縁便りのなき者を、彌々阿彌陀如來なればこそ御助と信する心は、取も直さず頼む一念と心得て居ります。

易行院曰、先づ一通り各々の領解の趣聞き置きます。今日は此れで退かれよ。

關扇房曰、追々御尋等もあらう。

十二月十一日晝後頼方御開調

横濱 普念寺靈沼 二日市 誓入寺北山 智覺寺梵龍 誓念寺縁淳

光徳寺藏俊 光徳寺舍弟大壽 誓入寺新發意教忍 中條 本福寺舍弟隆山

唯念寺顯學 法藏寺靜巖更名

易行院演說前の通り。

關扇房曰く、只今演說の通り深重の思召を以て、一人々々の安心心得の趣き御開調なし下さるゝ事なれば、首座靈沼より次第々々に、一人々々各々に申されよ。

普念寺靈沼曰、本願名號の御謂れを聞き開れたる心は、かゝる淺間布き機を頼む一念のとき御助ぞと信じて念佛稱へて居ります。

誓入寺北山曰、私は本願名號の聞き開れたる心は、掛る助かる間敷者を助給ふ彌陀願力の不思議と信するが、後生助け給へと頼む心なりと存じまする。

智覺寺梵龍曰、私は本願名號の聞き開れたる心は、諸々の雜行雜修自力の心を振捨て、一心に阿彌陀如來我等が後生の一大事助給へと頼む其時、我往生は如來の方より御定下され、御恩報謝の稱名を喜びます。

誓念寺緣淳曰、私は本願名號の謂の聞き開れました心は、雜行雜修自力の心を振捨て、一心に一大事の後生御助候へと頼み奉る一念のとき、往生一定御助治定と存じて御報謝の御念佛を申します。

光徳寺藏俊曰、私は名號の謂の聞き開いた心は、雜行を捨て、一心に阿彌陀如來私が後生の一大事御助候へと頼み奉る一念に、往生は一定御助は治定と存じて御報謝の稱名を喜ぶなり。光徳寺舍弟大壽曰、私は本願名號の聞き開れたる心は、雜行をすて、一心に阿彌陀如來後生助け給へと頼み奉り、往生一定と心得て御恩報謝の爲に稱名念佛を喜びます。

誓入寺新發意教忍曰、私に於ては本願名號の謂れの聞き開れたる處は、寔に自身に生死得脱の叶ぬものを、阿彌陀如來なればこそ本願の不思議力一つで御助下され、餘善餘菩薩に心を掛す彌陀一佛より外に無いと心得て居ます。

本福寺舍弟隆山曰、私に於ては本願名號の聞き開れたる心は、極惡深重の私を御助は、三世に一佛恒沙に一鉢と彌陀を信じて念佛を申す許りで御座ります。

唯念寺類學曰、私は雜行を捨て彌陀を頼む一念に、往生は一定御助は治定と存じて居ります。

法藏寺靜巖曰、私は本願名號の聞き開れた心は、諸々の雜行雜修自力の心を振すて、一心に阿彌陀如來今度の我等が一大事の後生御助候へと頼み申して候。頼む一念のとき往生は一定御助は治定と存じ、此上の稱名念佛は御恩報謝と喜び申して候と心得て居ます。

易行院の曰、今日は此れきり。

十一月廿三日。越中境關所の過書に松前の國付を省くべきことを告ぐ。

〔國事雜抄〕

境御關所通行之過書、奥州松前・蝦夷松前と兩様に相調區々相成候間、以來之處何れ之松前と申儀相極置度旨、先達而被申聞候。右之分以來は國付相省、松前之者と相調、其外箱館等小所之分は、松前領之内何方之者と相調候様、當町奉行へ申渡候條、可被得其意候、以上。

十二月廿三日

長 甲 斐 守

和田權五郎殿

十二月廿六日。銀子缺乏するを以て大晦日に至るまで金子の通用を許す。

〔御觸拔書〕

當暮格別銀支に付、金子所持之者共致兩替度分茂、銀子拂底に而金買入人無之故、金子は有之候得共融通方者指支候躰相聞候。依之大晦日諸指引相濟候迄、當暮一作金相場兩に付六拾四匁之極直段を以、諸上納并御家中拂米代等、都而諸指引無滯爲致通用可申候。且兩替商賣人共金子賣買之節者、極直段之外定之口錢爲取請申答に候。
右之通御算用場奉行等申聞候條、被得其意、組・支配之人々可被申渡候。組等之内裁許有之面々者、其支配に茂相達候様申聞、尤同役中可有傳達候事。
右之趣可被得其意候、以上。

十二月廿六日

長 甲斐守

十二月廿九日。御郡方に本郷邸の失火指扣を要せざりしを以て正月の準備を爲すべきを告ぐ。

〔御觸留拔書〕

付札、御横目

當月九日夜江戸表北之御居室より出火、淡路守様御屋形等御類燒茂有之候。右に付此方様御指扣可被成哉之旨公邊に御伺有之候。先此段申聞候條、一統可有其心得候事。
右之趣一統可被申談事。

十一日は誤

當月十一日暮合、江戸表此方様北の御居室より出火、淡路守様御屋形御類燒等之儀に付、此方様御指扣可被爲成哉之旨御公邊に御伺被爲遊候儀等御觸相渡候に付、何れも心得方之儀御伺申上候處、追而御指圖可被成旨御奉行衆より御談に付、其段添書仕相廻、御承知之通りに御座候處。御指扣に不被爲及段被仰出候旨。依而正月用意等不指支段被仰渡候間、左様被心得、急々御廻達可被成候、以上。

酉十二月廿九日

高橋由五郎

仲 間 宛

追而、新田裁許・山廻にも各様より御申談可被成候、以上。

十二月。尻垂坂高通に死人・繩懸を通行せしめ得ざる禁令を解く。

〔御觸留拔書〕

御横目

尻垂坂高通、寶藏寺坂高折曲り角迄、死人・繩懸等都而不敬之者は往來指扣可申旨、先達申渡有之候へ共、以來右往來不及指扣候事。
右之趣一統可被申談候事。

酉十二月

加賀藩史料 第十三編 文政八年

本令は竹澤
御殿空館と
なりしに
よる

十二月。金澤城の門に用ふる正月の飾松を改むること等を告ぐ。

〔御觸拔書〕

御横目

近年松木次第に無數に相成、品に寄御用不辨之儀茂有之候。就中年頭御門々々等御飭松、并御寺方渡り眞松等、木柄撰方甚敷、少々故障も彼是与申立、受取方相難候故、自然与過分に伐取候躰に相聞え、左候へ者松木生育方茂整不申、畢竟御不益之筋に付、今般御郡奉行手前に而取締方等格別遂詮議候趣茂有之候。依之御城中御門々々等御飭松、是迄枝七蓋付に而、蓋下、長さ貳間、目廻二尺五寸之松木相渡候へ共、以來者枝五蓋付に而、蓋下、長八尺位之木柄御用ひ之事に相成、御寺方渡門松等茂右に准じ相改申渡候。就而者御家中渡り門松之分茂、是迄中に者大振成茂有之に付、根伐之節枝末相損じ伐替いたし候儀茂有之、御不益に付、已來者長五尺より六尺計迄之木柄見計相渡申答に候。此段門松受取候人々々可被申談候事。

十二月

長 甲斐守

是歲。加賀藩歳入の物成及び定小物成・散小物成の銀高の調理翌年に至りて成る。

〔文政八年分御取箇并御物成調理書上申帳〕

草 高

一、百三十三萬二千八百八十石五斗七升四合二勺

御印高并新開本田直り手上高共

同

一、四千八百八石七斗七升

奉行所附八ヶ所新開二ヶ所共

内

十一萬八千四百四十四石五斗六升六合

檢地引高新開共

千九十四石二斗六合六勺八才

屋敷等引高

但奉行附之内屋敷引高共

三 石

能州一ノ宮鶴捕領

殘而

高七千四百九石八斗四升

一、二千五百八十五石六斗三升八合

定納口米

内

千三百二十一石二斗二升三合

引免に當る定納口米引

加賀藩史料 第十三編 文政八年

殘而

千二百六十四石四斗一升五合

御藏入高

高二萬四千九百九十四石五斗六升九合内三百二十五石八斗一升四合不納

一、三千三十一石二斗九升一合

新開圖免五百六十三ヶ所定納口米高

高五千二百二十五石二斗七升四合内百四十六石八斗四合不納

一、五百八十一石八斗六升九合

新開請高三百四十二ヶ所定納口米高

高九千九百三十五石五斗九升七合内七百九十三石一斗不納

一、六百六十七石三升五合

文化十二年等仕法新開五百四十六ヶ所定納口米高

本高三萬八千八百四十石

一、壹萬六千三百七十三石四斗一升六合八口

與力明知定納口米之御藏返米并代官口米引去申高

合二十三萬二千四十七石七斗七升七合

御藏入高

内

五百五十八石二斗二升一合

米納に當る侍代官口米石に付二升充引

十三石三斗六升二合

銀納に當る侍代官口米石に付一升充引

二十三萬千四百七十六石一斗九升四合

御收納米高

内

七千五百五十二石六斗七升四合

濱方糶納高

一、三百三十貫九百目二分六厘

春秋夫銀取立高

一、三百四十三貫四百七十二匁四分六厘

惣銀納代

但皆銀納村引免に當る銀引之分引

一、三百七貫六百九十目五分三厘

定小物成銀高

一、三百二十八貫六百五十目七分七厘

金澤町等散小物成并地子銀魚口錢等

一、四百六貫四百八十八匁七分六厘

散小物成銀高

一、二十貫八百二十五匁三分六厘

與力明知春秋夫銀役銀所^に上納高

四石五升七合

能美郡御預人參畑

七石七斗八合

礪波郡御預人參畑

殘而

百二十一萬八千三百三十五石八斗六合五匁二才

村高

六十四萬四千二十二石一斗七升九合

定納口米

内

七十二萬千四百七十一石八斗三升六合五勺

文政八年分給人知高

此定納口米

三十八萬六千五百六十一石八合

三千四百九十三石一升

寺社領高

此定納口米

千九百三十七石八斗八升九合

七百二十六石六斗八升二合

年寄等御扶持高

此定納口米

四百二十四石八斗八升

残而

草高四十九萬二千四百四十四石二斗七升八合二才

一、二十五萬五千九十八石四斗二合

定納口米高

内

八石八斗七升一合

松任町稻荷屋敷等地子米引

六千二百七十石八斗一升五合

定銀納定納口米引

十石三斗一升八合

右同斷十一月堂形直段を以上納之分引

七百九十石九斗四升六合

一作依願銀納定納口米引

千百十四石二斗五升五合

御用地銀納定納口米引

二萬三百二十石五斗七升

引免に當る定納口米引

惣高一萬九千八十一石八斗八合

右同斷に付給人知引足米引

一萬六千二百五十八石九斗三合

但、惣高之内二千八百二十二石九斗五合村々より御藏納米を以可引足米不足に付、給人知

に百姓斗過米之分御藏米切手を以相渡候。

三百十三石五斗四升七合

百三石

奉行附ケ所銀納に當る定納口米引

残而

二十萬九千九百七石一斗七升七合

本田御物成

一、二百七十七石七升四合

高岡等地子米高

一、五石五斗

新川郡高原野之内立林役米

高
一、七千四百五十二石五斗四升

内

四十二石七斗

一、千九十三石七升六合

一、百五十束

五ヶ山金納

草高五千八百六十四石七斗八升五合

一、百十五枚一兩一匁三分九厘八毛八絲

一、二十二枚二兩七分三厘二絲

一、百三十七枚三兩二匁一分二厘九毛

内

定免等新開二百十二ヶ所

檢地引高

今石動城端氷見地子米町藏米を以切手に而上納

石川郡市原村役中折紙翌年三月上納

惣村數七十ヶ村、此定納高二千六百八十五石九升五合之代金、但石に付金目一匁八分八厘六毛餘之替、此金四匁四分金一兩与定、十兩一枚与相立、金一枚に付四百六十五匁に極

明曆二年手上金并蠟漆等役金高右同斷

流刑人小屋々數并引免に當る引金高

御收納高

極直段金一枚に付四百六十五匁之割合を以上納高

今津弘川兩村海津之内中村町共三ヶ村分定納口米高

今津御藏に而定拂方并今津弘川海津三村御貸米等品々拂方

今津等三ヶ村返上米

大津御藏入高

今津村等春秋夫銀并中村町山役等京都御土藏に上納高

四枚一兩七分五厘四毛七絲六忽

殘而

百三十三枚二兩一匁三分七厘四毛二絲四忽

此代

六十一貫九百五十二匁五分二厘

江州御知行所

草高二千四百三十二石二斗六升二合

一、千二百四十五石九斗二升九合

内

五百八十一石四斗九升二合四勺

殘而

六百六十四石四斗三升六合六勺

外四十八石一斗二升五合

一、七百十二石五斗六升一合六勺

一、八百十七匁四分四厘

右文政八年分加越能并江州今津等三ヶ村御物成高并定散小物成銀高共、相しらべ上之申候、以上。

戊辰文政九年なり

戊十二月

石野雅樂助
笠間源太左衛門
堀孫左衛門
山崎頼母

文政九年

正月十七日。藤内等の夜に入りて春駒を囃すことを禁ず。

〔異部落一巻〕

一、藤内頭手下之者男女、町方へ罷出、夜に入候迄春駒等うたひ囃子候躰に付、今日藤内頭三右衛門呼出、以來夜に入候迄右躰之儀無之趣、一統へ急度可申渡候。尤以後右趣之儀有之者、召捕來候様廻方へ茂申渡候間、此段も夫々不相洩様申談置候様申渡遣候事。

戊正月十七日

正月十八日。前田齊泰袖留の儀を行ふ。

〔官私隨筆〕

正月廿九日

一、中將様御袖被爲留候儀、當十六日御窺書、御用番大久保加賀守殿へ御差出被成候所、同日御窺之通と被仰渡候付、同十八日御額御直御袖被爲留、備後守様初其外御心安く御出入之御面々御客有之。御盃事之内小謠被仰付、御首尾能相濟候段、同十九日出翌二十日へ相延早飛脚步只今到着、求馬殿等より申來候。右に付拙者共明後朔日登城。

正月廿八日。西本願寺の使僧が用銀を徴集したる風聞あるを以て之が調査を命ず。

〔御郡典〕

別紙御用番内膳殿より御渡に付、寫相越之候。右に付其元中何与歟承及候儀も無之哉、内分篤与承札、否早速小紙を以可申聞候、以上。

戊正月廿八日

井上與兵衛

口郡惣年寄中
年寄並申

去五月、西本願寺より三州へ使僧指向、一派之諸寺庵近來心得方不宜、且先年宗意悉違亂以

來、本山の附届方も前々之條目に違及不沙汰候故、教諭方有之由之處、去秋に至り取沙汰には、本山家來之内越中筋等寺庵取組、過分之銀子取集有之躰相聞得候故、寺社奉行の再往申渡、夫々頭寺手前爲承糺候處、曾而右様之儀は無之、使僧下向之趣意は、近年諸國門末之輩寺法條目不會得之次第等有之、猥々間敷相成候故、其時々御國法の難題相懸候筋、畢竟一寺住職之心得方不如法より事起り候儀にも相聞得、以來御國法を大切に重じ、不忘五常之道を、専ら冥慮に相叶候様如實に相心得、且亦近年一派之寺庵、本山の年頭又は報恩講之信施等閑に相成候に付、不依多少に、壹錢・半錢なり共志相立候様之教諭之由、夫々頭寺紙面指出候得共、門徒家別一人之割を以、二十四ヶ月之間銀子取立候様之沙汰に付、得寺社奉行より承糺候處、諸寺庵共是迄本山の右二季之志は不上納に付、今更一時に取立候而は可及迷惑与、二十四ヶ月之間勝手に上納いたし可然、是以是非与申儀は無之、唯其身に應じ信施成安き様に与之教諭に而、家別に過分取立方被請候儀に而は曾而無之旨、三州之頭寺より紙面取立、右奉行より指出。右之趣に而は、御郡方之者共可及迷惑筋不相聞候。然處越中四郡右一派之門徒共、其手次寺へ呼出之、本山用金として一人分二ヶ年銀二十四匁宛与相極、一軒に三人又は五人前与相定、二十四ヶ月之間に月々可指出趣に付使僧下向之由申候得とも、不作に而諸色直段も及高直に、町、在難澁いたし、折柄殊に御上の御貸米等相願、御難題に相懸り

候時節に付、段々相斷候得共、嚴敷申聞承引不致躰。前段寺社奉行の取立置候紙面与は、甚相違之躰に相聞候。且亦右使僧戻り之砌、寺庵中寺柄相應に餞別之品遣し候處、致返却候上、寺柄を見立、一ヶ寺金一兩又は金二歩与割符之餞別申談、此儀も門徒共の相頼候寺庵も有之、重々入用相懸り候上に而、今般之用金凡拾萬兩餘にも可相成様之儀に而、門徒一統及難澁候事故、相斷候得共、寺庵中咎も可蒙趣に申、ひたすら門徒の相頼申様之儀有之由。右之通に而は、本山より教諭方に事寄、一派之寺庵共門徒共の過分に金子取立候而、自分々々通にも可致折にも候哉に相聞え、實事においては沙汰之限に候條、越中三郡右宗門之百姓共手前、早々内々得与被聞調理、可被申聞候。尤加州・能州共右様之儀有之哉も難計候間、是等も其手筋の被申渡、様子承り可被申聞候事。

正 月

二月二日。能登・越中の浦方より諸魚を金澤に搬送する際宿々にて不都合なかるべきを命ず。

〔御觸留拔書〕

能・越浦方より當町の指越諸魚、於宿々及遲滯、其上荷物取扱方兎抹に而、品物取扱候儀有之、駄賃も増錢取請候に付、荷主及迷惑候旨等、魚問屋小紙に宮崎信次郎紙面相添指出、遂詮議

候處、右紙面之趣に而は宿々人足共致方不埒之至に候條、夫々被遂詮議、猶更以後之儀急度可申渡候。依而信次郎紙面兩通相送候條、披見後可被相返候事。

二月二日

御算用場

能・越浦方より當所の指越候諸魚、於宿々及遲滯、別而塩物等格別相滯、其上荷物取扱方甚だ龜抹之様子に而悉損、暨近くは右荷物之内品抜取員數致不足、且又駄賃之儀は前々御定も有之候處、近年増賃取請候由。右等之趣荷主共申聞。右宿々に而及遲滯候而は諸魚相損、御用之品に而も御用立不申、都合指支に相成、且は直段も賣落候而は、浦々商人共相泥入魚薄相成、畢竟御縮方相緩、口錢上り高も御不益之儀。依而以來於驛々不及遅々、尤取扱方も龜抹無之様、駄賃之儀増錢等不請取様、別紙之通魚問屋共申聞候條、夫々嚴重御申渡候様致度候、以上。

正月廿八日

宮崎信次郎

御算用場

二月三日。德川家齊、前田齊泰に鶴を贈る。

〔溫敬公記史料〕

二月三日。大將軍遣使番中根平十郎。來賜所獲鶴。

二月四日。前田齊廣夫人、竹澤御殿址に新建築物を營まんとするを欲せざる意を告ぐ。

〔御城方御親翰御加筆物寫〕

金龍院様御逝去之御儀、眞龍院様今更に御歎被爲思召候。夫に付竹澤御殿御地面に御建物被仰付、古木大木多爲御伐取、且は前々より之御鎮守も御地面替被仰付、其跡の御建物被仰付候様被遊御聞、右等之趣御心懸り被爲思召候。依之御鎮守跡之御建物取拂、柵にても振り、御地面を清爲置候様被爲成度、此旨豊後守の申入候。今度岡田十郎左衛門外御用に而罷歸候付、同人を以御内々眞龍院様被仰出候段、丙戌二月四日十郎左衛門申聞候。右は永々之御繁榮之所迄も被爲思召候而之御儀と、誠以奉恐御儀に候事。

二月六日。能登・越中より堂形御藏に米穀を輸送する代官の心得を告ぐ。

〔御觸留拔書〕

三州所々藏々より堂形藏へ附寄米申付候節、堂形奉行へ引渡候上は、代官手を離れ申様に心得候向も有之跡に相聞候。加・越・能何方より何方藏へ附寄候而も、御拂方相濟候迄は代官手を離れ申儀は無之筈。尤途中は代官指添可申儀に候。既吉久川下米所々藏より川下いたし、

吉久御詰米奉行に引渡候得共、代官手を離れ申儀は無之。尤拂方之時々立會、升廻欠米も代官より相辨來候。此度能・越より堂形に引米申付候筈に付、右之趣改而申談候條、可被得其意。且又是迄能・越より船積を以相廻候節、代官上乘不致候得共、以來代官上乘いたし、馬附之分も前々之通途添申様可被相心得候、以上。

戊二月六日

御算用場

御郡奉行中

二月九日。途上婦女を傷害する者あるを以て發見者の之を捕ふべきことを命ず。

〔官私隨筆〕

二月九日

一、近來何れ之者に候哉、於途中刃物に而往來之女を突く者毎度有之、人命にも障候程之儀も有之躰相聞え、不届至極に候條、御家中を初家來末々迄、并町方に而も、右様之者見懸候は、無泥召捕、夫々及斷可申候。尤右所業疑敷者心付候は、斷出可申候。此段一統可被申談候事と之御横目へ之覺書寫、御用番より到來。

〔見聞袋群斗記〕

是年四月頃より何之ゆゑとは不知、暮頃より往來の女の尻を突き申者街に有之、色々御穿鑿有之候得共不相知。右尻突は、何ぞ小刀之様なるものにて突き候と相見え、唯ひやりとする而已之事にて障り候事なく、兩刃之ものか疵口ひらき申由にて、罷歸り候後發血いたし、其疵口痛申よし。改方足輕杯姿を替へ、女之衣裳を着用、暮頃市中徘徊致し、手を盡し探索致候へ共終不相知。町方廻り繁く候へば、猶更數人尻を突れ、何者之仕業やら怪しき事なり。冬に至て相止。夏向より七半時過よりは女之往來無之、誠に珍事一奇談なり。

二月十三日。前田齊泰前髪を撤す。

〔御年表〕

二月十三日、御前髪被爲執。

〔官私隨筆〕

二月廿三日

一、中將様御前髪被爲執候儀、當十一日御伺書、御用番松平和泉守殿へ御指出被成候所、同日御伺之通と被仰出候付、同十三日御前髪御執被遊候。右に付出雲守様、其外御心易御出入之御面々御客有之。備後守様には御斷に而御出無之。御盃事之内小謠被仰付、御首尾能相濟候。事之外御似合被遊候段、同十四日出翌十五日へ相延早飛脚步只今到着、求馬殿等よ

り申來候。

二月廿六日。新銀手形は三月二十日限り通用停を止すべきことを告ぐ。

〔御觸拔書〕

去年九月迄に新金銀引替相殘候手形之分、暨小割札共、都而當三月十日より同月廿五日迄、石浦町引替所において、新金銀に引替可相渡候間、手形所持之人々引替所を指出可申候。右差出候手形裏に、所持人名印并月日相記可指出候。

但、小割札百目に不満足は、壹匁百文之圖りを以、錢に而可相渡候。

一、右引替手形當三月廿日切に而通用指止、前條引替日限後に指出候分は代り銀不相渡、都而可爲反古候。

右之通被得其意、組・支配之人々を可被申渡候。組等之内裁許有之面々は、其支配の茂相達候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。

右之趣可被得其意候、以上。

二月廿六日

村井豊後守

三月七日。前田齊泰自今登營の際長柄傘を携ふ。

〔溫敬公記史料〕

三月七日。登城時携長柄傘。不問晴雨。

三月十三日。前田齊泰就封の暇を受く。

〔官私隨筆〕

三月廿四日

一、去十三日上使植村駿河守殿を以、御國許への御暇被進、白銀御卷物御拜領。從内府様も松平能登守殿を以、御卷物御拜領。從御臺様中島内匠頭殿を以、御卷物御拜受。夫々御料理等出、御首尾能相濟。上使御退出後、爲御禮御老中御勤被遊候段、去十四日出江戸發足町飛脚に傳附、求馬殿等より申來候。此段爲御承知申進候由、御用番より紙面到來、及返書。

三月十六日。前田齊泰發駕を本日と豫定せしも之を延期す。

〔官私隨筆〕

三月朔日

一、御歸國御暇被仰出候へ者、三月十九日御發駕可被遊旨、先達而被仰出置候。然處尾張様御出合之儀に付、重而三月十六日御發駕、先達而御泊附之通に而、津幡御泊御指省、同廿七日高岡より直に御着可被遊旨、藤田平兵衛を以被仰出候段、去廿三日江戸發足町飛脚早飛脚歩に傳附、求馬殿等より申來候段、御用番以紙面被申越候。

〔官私隨筆〕

御歸國御暇被仰出候へば、當十六日御發駕、同廿七日御着可被遊旨、先達而被仰出置候處、御様子有之、十六日御發駕御延引被仰出候。御日限之儀は追而御治定可有御座旨、藤田平兵衛を以被仰出候段、去十二日江戸發足町飛脚早飛脚步に傳附、求馬殿等より申來候。此段爲御承知申進候、以上。

三月十九日

三月廿五日。前田齊泰登營して就封の辭見す。

〔官私隨筆〕

四月三日

一、前月廿五日御登城被成候様、前日御老中方御連名之御奉書到來、御登城被遊候所、於御黑書院御禮被仰上、御懇之被爲蒙上意、御鷹・御馬御拜領。且又求馬・又兵衛御供被召連候所、於御黑書院御目見被仰付、其上御卷物拜領仕候旨、同廿四日出相延翌廿五日發足早飛脚步を以、求馬殿等より申來候由。且又右に付明日御廣式へ罷出、厚姫様初御祝詞可申上之旨、御用番より紙面到來、及返書。

三月廿六日。前田齊泰江戸を發す。

〔官私隨筆〕

三月廿七日

一、御發駕御日限御延引之儀、先達而被仰出置候所、當廿六日御發駕、四月八日金澤御着可被遊旨、藤田平兵衛を以被仰出候段、去廿日江戸發足町飛脚早飛脚步に傳附、求馬殿等より申來候由、御用番より紙面來る。即返書遣之。

〔官私隨筆〕

四月四日

一、中將様益御機嫌能、前月廿六日巳の中刻御發駕被遊候旨、藏人より中飛脚を以申來候由、御用番以紙面被申越候。返書遣す。

〔溫敬公記史料〕

三月廿六日駕發江戸。四月十一日到于金澤。扈横山求馬・村井又兵衛・山崎庄兵衛。

四月四日。錢手形の通用は當月廿五日限り停止すべきことを告ぐ。

〔御觸拔書〕

町會所において出來之錢手形、去年七月已來通用申渡置候處、此節錢相場次第に引下候に付、右手形追々町會所銀子引替に相向候得共、尙又相殘居申分、當月廿五日切に而一先通用指

止候條、引替之儀は、當十日より同廿八日迄之内、偶日毎に町會所を相向候得ば銀子可相渡候。尤手形高拾貫文に滿不申分は正錢と引替可相渡候。右之通被得其意、組・支配之人々を可被申渡候。組等之内裁許有之面々は、其支配の茂相達候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。右之趣可被得其意候、以上。

四月四日

奥村内膳

四月六日。諸郡往還筋に家屋ある箇所の端々に新家を建つるを禁ず。

〔御觸留拔書〕

諸郡共往還筋に家建有之ヶ所、端々の新家建出候儀、從前々令停止置候所、今以心得違之族有之躰に付、今度別紙之通改而村々役人共を申渡候條、得其意、夫々嚴重可申渡候。元來其元中より村々申渡方行届候得者、右様心得違之筋不致出來筈之處、是迄右等之穿鑿方不行届儀に有之哉に被存候間、尙又是以後猥之儀無之様相心得べく候、以上。

戊四月六日

大平欣太夫

山森雄次郎

惣年寄中・年寄並中

諸郡共往還筋に家建有之ヶ所、端々の新家建出候儀不相成儀に御定も有之品に付、前々堅令停止置候之處、近年猥に相成建出候分も有之、其時々嚴重申渡爲取毀候分も有之候處、今以心得違之族有之躰に候。右之趣は其方共申談方不行届、小前者は御定通りも不致會得故に候。是以後右様心得違之儀無之様、綿密に可申渡候。尤當時新家建有之分は、早速先々取毀可申候。以來心得違之者有之候は、其家爲取毀候上、急度咎も可申付候條、可得其意者也。

戊四月六日

御郡奉行

諸郡村々役人

四月十一日。前田齊泰金澤城に着す。

〔官私隨筆〕

四月七日

一、中將様益御機嫌能御旅行、去二日高田御止宿、同三日糸魚川に御止宿被遊候處、此間中温氣、其上三日晝より雨に而、大和川等出水に而、御通行之節無理に御越被遊候程に而、御供人之内二百人餘も鍛冶屋敷等に逗留いたし候旨、且又姫川満水に而御通行指支候付、同四日同驛に御逗留被遊候。右に付横山求馬殿等御旅館へ罷出、御機嫌相伺候處、益御機嫌能被成御座、右川少々充減水いたし候へども、五日朝御發駕と申所へは至不申候間、尤川明次

第急速御供揃に而御發駕之筈之旨、此表より罷越候町飛脚同驛に罷在候付、當四日早飛脚步に申渡、求馬殿等より申來候由。且又右に付明日は御着城之御様子に而は無之旨、御用番より紙面到來。返書遣す。

四月十日

一、姫川出水之儀前條之通之處、段々減水いたし候付、當八日朝五半時糸魚川御發駕、姫川并山之下難所々々無御滯御越、七半時過泊驛へ御着、御止宿被遊候。將又明十一日曉八時之御供揃に而、高岡御發駕被遊、九半時頃御着城被遊候筈之旨、境奉行和田權五郎より早飛脚指出候付、求馬殿等より傳附申來候。右之御様子に付、明日各四半時迄に致出席候。其御心得に而御登城可被成と之趣、御用番より紙面到來。返書遣す。

〔官私隨筆〕

四月十一日

一、津幡御發駕之附人、森下御發駕之附人追々來る。大樋之附人來り候上、追付丹後守・内膳・磐松・彈番列役橋爪迄罷出、此出様少早し。人持中等橋爪之邊に居候處、此方出候付三之丸へ参り候味。日影つよく朝儀之味也。引返し相越、見番之足輕兩人は、又兵衛殿は御城代方に付而御玄關に被在候。勢州も同斷。御家老中も同斷。
一、餘程間有之、御先三品來る。

一、御弓之來り候最中位に、淺野川橋へ御先三品之御弓かゝり候を見請候附人來る。割場奉行林逸左衛門指添罷越、其由御用番へ達、御用番不在合候へば罷出候者に申聞候也。引返し相越、見番之足輕兩人は直に二之丸へ參る。

一、八半時少過御着城。如例所々に而御意あり。各罷出居候前に而御馬留り、いづれも無事珍重と御意。益御機嫌よく御着城恐悅之旨申上候所、天氣もよろしく別而大慶と御意。此御意丹後守殿と拜罷不仕に付御請不申上。

一、席へ罷越候上、御用番へ恐悅之段申達、各互に恐悅之旨申述候。
一、求馬殿・又兵衛殿も追付歸着被罷越。此兩人衆は御機嫌伺、御用之有無をも伺候而退出也。

一、以澤田一郎右衛門御祝詞申上候。磐松殿・伊勢守殿外いづれも列座、右兩人衆は別に被申上候。

一、追付御居間書院へ御出、豊後守・内膳一切被召、其次丹後守罷出候處、天氣もよろしく御大慶之旨御意。此御意之通天氣も宜、益御機嫌能御着城被遊、恐悅之至奉存旨申上候所、無事珍重と御意。蒙御懇之御意難有仕合奉存旨申上退去。其次磐松・彈番、其次伊勢守、其次御家老中被爲召。

〔横山氏日記〕

四月十一日

一、前月廿六日巳の中刻江戸御發駕、當八日御着城之筈に候處、越後姫川満水、御渡船指支、糸魚川驛に四日より御逗留被遊候處、川明、八日同所御發駕、夜前高岡驛御止宿、今曉八時之御供揃に而右驛御發駕、津幡御中休、同所御發駕之附人九半時過來候事。

一、八時森下御發駕之附人來、同半時前大樋の御出之附人來候に付、御年寄中三之御丸に被罷出、御城代豊後守并伊勢守・御家老中は表御式臺に罷出、八半時少過益御機嫌能御着城、雁來坂に被爲入候時分、修理儀板端に進出罷在、豊後守御表之方鏡板之端に罷出有之、御意有之節修理致中座。御表式臺之方へ伊勢守・内藏助等罷出有之所に而御意有之、夫々御請申上。夫より階上御廣縁通り致御先立、御大廣間御縁側通り、芙蓉の間御小書院横御廊下より、御奥書院御縁類、連雀之御杉戸より入、同所に眞龍院様より之御附使者罷出候處に而御意有之。夫より葛之間後御通り、御廊下より御居間書院三之間迄致御先立、其所より山口清太夫致御先立被爲入候事。

四月十二日。幕府、前田齊泰の新夫人が入輿すべき時期を告ぐ。

〔御年表〕

雁來坂は雁木坂

四月十二日、溶姫君様御引移御時節之儀、來年十一月之御心得に可被成御座旨、松平和泉守殿より被仰渡。

四月十九日。前田齊泰學校に臨む。

〔溫敬公記史料〕

四月十九日臨學校。五月七日復臨。

四月廿三日。前田齊泰瀧之間に於いて下村宗兵衛に論語を講ぜしむ。

〔横山氏日記〕

四月廿三日

一、今日瀧之御間において、經書講釋御聽聞可被遊旨被仰出、四時前芙蓉之御間に御着座、御先立庄兵衛。兼役方に而勤之。尤若老出。席有之候へば相勤候事。御澳御近習頭開之。表方に而甲斐守等、御家老方に而内藏助等、外記儀も追々出席伺公に罷出。四時過相濟被爲入、御先立同前。但講主下村宗兵衛相勤る。

論語公冶長篇、子曰臧之仲居蔡之章より、子曰甯武子邦有道則知の章まで。

四月。街道の並松を毀損すべからざることを告ぐ。

加賀藩史料 第十三編 文政九年

〔御觸拔書〕
定番頭

上下往還并野田・宮腰往來並松、年々植付有之候得共、兎角難致盛木候。從來並松之儀は、御様子も有之、暨往來之旅人暑寒を凌ぐために茂候處、右植付之小松、何者之所爲に候哉、猥に伐捨候様之儀も有之躰に候。尤役人共無油斷相廻り、右之族於有之者急度爲見答可申旨、御郡奉行及斷候條、御家中之人々等右並木に相障り不申様、家來末々迄嚴重可申渡候。右之通被得其意、組・支配之人々可被申渡候。組等之内裁許有之面々者、其支配に茂相達候様可被申聞候事。

右之趣一統可被申談候事。

戊 四 月

村井豊後守

四月。犀川に於いて鑑札を有せずして漁撈すべからざることを告ぐ。

〔御觸拔書〕

御横目

才川魚殺生請負人、才川下川除町富木屋彌助と申者、文政六年より改而請負相願、川役銀定之通上納仕來候處、無札之殺生人多入込、渡世方指支申に付、其時々見答候へ者、近年誰請

負与申觸渡も無之杯与申立、制方不行届迷惑仕候段斷出候。文政二年に茂一統申渡候通、投網・小目網・流網仕者は、川師より見合札取請可申候。且又うぐる川杯者無札に而殺生不指支様、心得違之族茂有之躰に候間、右等之趣一統申渡候様仕度旨、町奉行申聞候條、前々申渡置候通、無違失急度可相心得候。
右之趣一統可被申談候事。

四 月

五月五日。大聖寺侯前田利之歸邑の途金澤城に登る。

〔横山氏日記〕

五月五日

一、備後守様前月廿三日江戸表御發駕、今石動より昨夕此表に御着、今日御登城被成候に付、各五半時過より追々登城。庄兵衛儀兼役方御用、外記儀御飾御用有之に付、少早目に致出席候事。

〔官私隨筆〕

五月五日

一、四半時過頃御登城、如例御玄關へ罷出、先芙蓉之間へ御通御口上被仰述。青山侍監 御取次 其次藤

田平兵衛罷出、畢而各被召加判之面々一切、相濟自分一人罷出候處、仰之趣有之、及御請。畢而先達御内々御藏板之品拜受之御禮申上候。退去、其次磐松、其次御家老中等被罷出。

一、右以後御居間書院へ御通、御對顔、御のし・御茶・御たばこ盆出、御料理不被進。追付御退出之御様子故、例之伺公所へは不罷越、御廊下中に而御様子を考、御先に虎之間邊板縁迄罷越居、御退出を見請、最前之所へ罷出、御立歸り之御勤有之御様子故、如例足早に席へ參る。

五月六日。金澤附近の一向僧等宗意の領解に關する東本願寺の取調を終へて歸國を許さる。

〔御助方頼方相論附意得寫〕

加賀之國法義評論に付、雙方共文政八年仲冬御召、翌年四月迄に雙方御聞札の上、文政九年五月二日・三日兩日於大宸殿御教諭。

初日	新門跡様	列席	雲華院大含師
			關扇房靈駐師
後日	當門跡様		亮空擬講師
			兩役の事

本願名號の謂れの聞き開れたる一念の思ひに付て、双方評ひ申す最初の書出なり。一つ一方の云、本願名號の謂の聞き開れたる一念は、掛る淺間敷機を阿彌陀佛の御助と信する心

文政八年十月十一日の條參照

なり。一方の云、本願名號の謂の聞き開れたる一念は、頼む一念に御助と信する心なり。

先づ初の方證文一二を擧るに、一帖目^七云、何のやうもなくたゞ吾身は十惡五逆五障三從の

淺間敷ものぞと思ひて、ふかく阿彌陀如來は掛る機を助けます御姿なりと心得まゐらせて

二た心なく彌陀をたのみ奉て助給へと思ふ心の一念の起るとき。又五帖目^{十二}云、たゞ吾身は

つみふかき淺間敷ものなりと思ひとりて、かゝる機までも助け給へる佛は阿彌陀如來ばかり

なりとしりて、なにのやうもなくひとすぢに此阿彌陀佛の御袖にすがりたのみ申せば等。又

頼む一念に御助けと信すると言ふ證文は、御文の中に南無と頼めば阿彌陀佛の助け給ふと言

ふ六字の名號の謂を述て如是心得るを信心を取るとは言ふなりと顯し給ふ處は、みなことごとく此證文となる。今其一二を擧るに、五帖目^{十一}曰く、初に六字の謂を述て終に、されば南

無阿彌陀佛の体をかくの如く心得わけたるを信心をとるといふなり。同^{十三}曰、上に

六字の謂を述て終に、されば安心といふも信心といふも、此の名號の六字のこゝろを能く心

得たるものを他力の信心を得たる人とは名付たり等。これらの文多し。右の通なれば、掛

るものを阿彌陀佛の御助と信するといふも、頼む一念に御助と信するといふも、元より御文

の御教化にして、共に名號の謂を聞き開れたる一念の相なる故に、偏に執せざるときは共に

一致に歸するなり。夫はなぜなれば、元より名號の謂に法の方よりして言ふと機の方よりし

て曰ふとの差別あり。法の方よりして云ふときは、六字の名號は頼む者を助んと呼懸給ふ謂なり。機の方よりして云ふときは、六字の名號は阿彌陀佛助け給へとたのみ奉る謂なり。初に法の方よりして云ふ時の儀は、御文の中に、南無とたのめば必ず阿彌陀佛の助け給ふと云ふ道理へ約して六字の謂を述べ給ふ處は、みな法の方よりしてのたまふ御言なり。又機の方よりして云ふときの儀は、阿彌陀佛助け給へとたのみと云六字の謂にして、二帖^通曰、一念南無阿彌陀佛と歸命し奉るうちに皆こもれるが故に、おろかにおもふべからざるものなり。四帖^二曰、一向に無量壽佛に歸命して眞實報土の往生を願ひ稱名念佛せしむべきものなり。同^{十一}曰、抑南無阿彌陀佛の体はすなはち我等衆生の後生助け給へと頼み申す心なり等。此れ皆阿彌陀佛助け給へとたのみ謂としてのたまふ心なり。是はもと元祖の御言に、黒谷傳云南無阿彌陀佛と申すは別したる事には思ふべからず。阿彌陀佛我を助け給へと云ふ言葉と心得て等。又祖師正信偈に、歸命無量壽如來南無不可思議光如來とのたまふも、六字を二句に開て機の方よりのたまふ言にして、二句共に六字をば阿彌陀佛を頼む事としたまふ意なり。是を御文に相承したまへるなり。然れば法の方の阿彌陀佛はたのみ衆生を助け給ひ、機の方の南無は助け給ふ阿彌陀佛を頼む故、南無と阿彌陀佛は元より相離ぬものなり。仍て御文に南無の二字を釋し給ふには、必ず阿彌陀佛の四字を擧て釋し給ふ。其一を擧るに、三帖目^五曰、南無と

云ふ二字は衆生の阿彌陀佛を一心一向にたのみ奉て助け給へと思ひて餘念なきこと、を歸命といふなり。又阿彌陀佛の四字を釋するには必ず南無の二字を擧て釋し給ふ。其一を擧るに、御文に、阿彌陀佛と云四の字は南無と頼む衆生を阿彌陀佛のもらさず救給ふ心なりと。此類文多し。二字と四字と離すべからざる事、是等の文にて知らるゝなり。然れば法の方より云ふ時は、頼む者を助けんとの名號にして、南無に離れぬ阿彌陀佛なり。又機の方より云ふ時は、阿彌陀佛我を助け給へと云名號にして、阿彌陀佛に離れぬ南無なり。爰に於て双方諍論の儀終に一致に歸する謂を心得べき事にして、頼む一念に御助けと信するも、掛る者を阿彌陀佛の御助けと信するも、共に名號の謂の聞き開れたる一念の相にして、全是一致なり。其故如何と成れば、頼む一念に御助けと信するは法を機に受たる相にして、頼む者を必ず助んとの名號の謂れの其儘機に受たる處なり。又掛る者を阿彌陀佛の御助けと信するは、機より法に向ふ相にして、頼む一念に御助けと名號の謂を實に聞得たる處は、必ず心を彌陀に向けて、掛る淺間敷者を御助けと深く信じ、一心一向に阿彌陀佛助け給へとたのみ思ひの起るべき事なり。若其思ひの起らざる者なれば、只名號の謂を聞分知り分たるのみの分際にして、實に聞得たるには非ず。然れば法を機に受けて頼む一念に御助けと信する處、即機より法に向て掛る者を阿彌陀佛の御助けと信じ一心にたのみ奉る思なり。此二つの相は全く一致にして、離さんとし

ても離すべからざる者なり。然るに双方の輩互に一邊を執して評論を致すは此謂に開きが故なり。又双方の相諍ふ處過失ある事を心得るに、先づ初にかゝる者を阿彌陀佛の御助と信ずると云一類の過失を、他の一類より種々の失を擧て破す事なれども、今略して其一二を擧るに、彼一類の者は、頼む者を助けんとの名號の謂れは善知識の御教化なり。我等に於ては只御助を信する計なりと云々。若然らば大なる誤なり。是は頼む一念に御助と信すると云義を嫌ふ故に、頼む者を助けんとの名號の謂を善知識の御教化なりとのけおきて、只我等に於ては御助けを信する計なりと云ふと見えたり。是局執の甚敷處より、善知識の御教化をも押のける様になりたる事にして、實に以て恐るべき事なり。善知識の御教化に仍て、名號の謂を頼む一念に御助と聞き得られたればこそ、かゝる者を阿彌陀佛の御助と疑はず、深く信じて一心に頼む思ひ起る事なり。都て善知識の御教化を離れて別に信心を起すと云事はなき事なり。帖目故に二通曰、此外になほ信心と云事のありと云人はあらば大なる誤りなり。すべて承引すべからざるものなりとのたまへり。又彼一類の者、主客の喩を出して、亭主の言には御聖應の僉抹なる事を詫び、客の言には丁寧を謝す。何ぞ亭主の如く云はんやと喩ふ云云。此喩を用る心は、頼む者を助んとの名號の謂の聞き開れたる一念は、頼む一念に御助と名號の儘を心得る思ひは一向になくして、只かゝる者を阿彌陀佛の御助と信する思ひ計りなりとす

る意なり。故に亭主と客との言の違へる處を取て喩とするなり。若然らば御文に、念佛の謂れを知りたる人こそ佛とはなるべけれどとのたまひ、或は南無阿彌陀佛の体をかくの如く心得わけたるを信心をとるとは云なりとのたまへる御言は、如何か解す事ぞや。是らの御言より見れば、名號の謂の通りに頼む一念に御助と心得る事明也。又甚敷に至ては頼む事を嫌ふて、歸命が頼む事ならば、歸命頂禮どら如來もどら如來を頼む事なるべしと戯言を申したる者もありとなん。是は歸命は頼む事なりと云は祖師蓮師の御釋明白なるに、假染にも箇様なる僉言を申し出すは勿体なき事なり。恐べし謹むべし。眞實報土の正因は只彌陀を頼む一念の信心なり。是に仍て蓮師御一代聞書云、前々より御相續の義は別義なり、只彌陀を頼む一念の義より外別義なく候。又云、聖人の御一流は頼む一念の處肝要なりと。然るに若し頼む一念と云事を嫌ふ者あらば、御一流の肝要を廢するものにて、其過失最大なり。又頼む一念に御助と信すると云ふ一類の過失と云ふも種々有り。其二・三を擧るに、彼一類の者よりかゝる者を阿彌陀佛の御助を信すると云ふ一類を破して云ふ。頼む者を助んとある六字の名號を聞乍ら、阿彌陀佛の御助を信すると云ては、只阿彌陀佛の四字計りを信じて南無の二字を信ぜざるものなり。然れば阿彌陀佛の四字安心にして六字を信じたるに非ず。若し信するを南無と云はゞ、阿彌陀佛南無になりて六字逆さまになる故六字の次第に非すと云云。此破甚だ當ら

ざる事なり。其故は阿彌陀佛を信ずると云も阿彌陀佛を頼むと云ふも全く同じ事にて、阿彌陀佛の御助を信ずる心を具さに述る時は阿彌陀佛助けたまへと頼む思ひなり。然れば阿彌陀佛は所歸なり、信ずるも頼むも能歸にして南無なれば、其体即ち南無阿彌陀佛なり。若しこれを四字安心とするならば、天親論主御自身の安心を述べたまひて、歸命盡十方無碍光如來とのたまふも、阿彌陀佛の四字計りを信じ給ふとせんや。又祖師も歸命無量壽如來南無不可思議光如來とのたまふも四字安心なりとせんや。又阿彌陀佛南無になりて六字が逆さまになる故に六字の次第に非ずとは可笑俗難なり。筆に書き口に言ひ顯す時は説筆次第にして、阿彌陀佛の御助を信ずると云ひ、或は阿彌陀佛助けたまへとたのむと次第して云へども、心に顯るゝ時は法在一心前後次第は無き事なり。阿彌陀佛を信じ阿彌陀佛をたのむ思ひの其体即ち南無阿彌陀佛の六字なる事勿論也。先づ雙方共五月六日歸國御免。

二日市誓入寺親子不會得に付、右教諭之拜聽御指除之處、十一月會得書指出候に付歸國御免。然處金澤法藏寺一件に付再往御呼歸に付、丁亥正月親子共上京、三年後歸寺致、親子共押隠居今に不開附候なり。

五月十七日。諸士に對し藩の借知を明年より五ヶ年間増徴すべきことを命ず。

〔官私隨筆〕

五月十七日

一、増御借知等被仰付候付、覺書兩通可得其意旨、御用番紙而到來。被仰出之趣奉得其意旨及返書。

來る亥年收納米より末五ヶ年之間、是迄御借知指上來候人々、知行百石に付五石宛増御借知被仰付、是迄御借知不指上人々は、百五十石以上は百石に七石充、百五十石に不滿人々、百十石迄は百石に五石充、百石以下六十石迄は百石に二石宛之圖を以、御借知被仰付、五十石以下并御切米等夫々准候分は、御借知不被仰付由。

一、五十石以下之人々も志次第可指上旨。

一、手續出來之人々は、當年より五ヶ年可指上旨。

一、御仕法御調達銀は被指止、銀子御借付に成居候分は、都而被下切に被仰付旨。

右兩通之大要也。

五月十九日。越中魚津在住の藩吏等に命じ異國船の渡來に對し警備せしむ。

〔溫敬公記史料〕

五月十九日。命魚津在住原五郎左衛門等。警備外國船來泊。

六七六

五月廿三日。前田齊泰瀧之間に於いて林周輔に書を講ぜしむ。

〔横山氏日記〕

五月廿三日

一、今日瀧之御間において、經書講釋有之候に付、芙蓉之御間に御着座御聽聞被遊、四時少過被爲入。御先立御前後共勝尾半左衛門相勤候由之事。

但、講主林周輔相勤る。

五月廿八日。町・在に用銀を命じ、從來の御仕法調達銀の徵集を廢すべしことを告ぐ。

〔御郡典〕

付札、御郡奉行に

御勝手振御難澁至極に被爲在候處、其以來不時御物入打續、一通之年柄に而も御行詰之場合に候處、去酉年非常御物入も打重り、當時に而は最早如何共被成方無之、加之追々御入與御入用等被爲在候儀は、一統承知之通に候處、指當り御凌方之御手段無之に付、拙者共重々詮

御仕法御調
達銀は文政
九年十月廿
九日の條參
照

議之上相達御聽に、不被得止事、今般三州町・在身元相應取續候者に、御用銀被仰付候。町・在共一統御仁惠を以、各其業を安じ候様有之度は申迄も無之儀に候處、如此御用銀被仰付候儀、御心痛被爲在候得共、莫大之御入用共相續、他國之御借財過分至極之上、大坂御廻米も御闕年故、最早如何共御手繰方無之、ヶ様之御時節、御領國之者一統力を合奉補候様被仰付候より外無之故、乍御心外御用銀被仰付候儀に候條、此所奉恐察、一統志を勵、御領國に而七千貫目計御用立候様有之度。銀高も過分に而誠に不容易儀に候得共、不被得止事御時節に候條厚存込、何分心服を以、幾重にも致出情候様重々可被申諭候。銀割等之儀追而可申渡候。一、御仕法御調達銀之儀は、御議定有之品に候得共、右之通御用銀被仰付、且御家中に御借知も被仰付候故、御仕法御調達銀も是迄之通御取立有之候而は、二重之御取立に相當り、初發被仰渡候御趣意にも相振れ候に付、御詮議有之、外被成方も無之、今般御用銀被仰付候に付、御仕法御調達銀は御指止被成候。仍而是迄町・在に御貸付に相成居分は、都而被下切に被仰付候。何分是迄之通取立置度儀に候得共、不被得止事次第に候條、此所一統會得いたし候様有之度候。右之通り夫々可被申渡候事。

戊 五月

御勝手向必支与御指支に而、如何共御辨方無之に付、今般無據町・在身元相應取續候者に御

用銀被仰付候に付、各々も年寄中より先達而委曲被仰渡置候通に候。依而各支配所當銀高并出銀限月、別紙之通可申談旨、年寄中より被申渡候に付、則別紙壹通相達候條、右限月之通當場相納候様可被申渡候事。

五月廿八日

付札、御郡奉行

今般町・在御用銀就被仰付候に、右銀割并限月之儀遂詮議、御算用場申渡、右奉行より夫々申談筈に候條、被得其意、銀高限月之通御用立候様可被申渡候事。

戊 五 月

覺

一、三千五百八十貫目 諸郡御用銀高

内 千七百九十貫目 當六月廿日切上納

千七百九十貫目 當十月廿日切上納

右之通可被申談候事。

戊 五 月

御用銀

一、七十四貫目 能美郡

一、七百貫目 石川郡

一、五百七十九貫目 河北郡

一、三百二十五貫目 口郡

一、四百十貫目 奥郡

一、六百五十貫目 礪波郡

一、四百四十九貫目 射水郡

一、三百十貫目 新川郡

三千四百九十七貫目

一、八十三貫目 松任

合三千五百八十貫目

一、五百五十貫目 高岡

一、百七十貫目 宮腰

加賀藩史料 第十三編 文政九年

- 一、二百六十貫目 小 松
- 一、百七十貫目 魚 津
- 一、九十貫目 所 口
- 一、二百七十貫目 石動・氷見・城端此三ヶ所
- 一、千五百八十貫目 金 澤
- 一、三千九十貫目
- 合六千六百七十貫目

本書は寺島蔵人の著すところ

〔ふぐ汁の咄〕

文政元年の令に、此末追々莫大之御物入候得共、御貯用とはなし。さすれば三州へ御用金にても可被仰付なれど、是迄數十度被命一統迷惑仕事故、此末最早御用金とては被仰付間敷、依而右代りに仕法御調達銀と申を被仰付候。此法や御上御益、下にも利有て、兩善之法に而候間、何れも進み加はれとの令なれども、是迄いくばくの信を失ひたりし事故、其行末を考へ歎くもの有て進み加はるものなく、銀高心定に違ひたれば、衆吏に命じて押て申付、多の銀高取集め、尙怠りなく法被行有之に、同文政九年の六月九日に、古より見聞かざりし御領國へ七千貫目の御用金被仰付、又此仕法調達同じ月日被指止たり。萬民只あきれにあきれ果

て悲みぬ。民塗炭に苦むは言もさらなり。いかなればかく心強くも民に信を失ひ、民を歎き歎きをし給ふ事にや。此仕法に御調達銀申は、調達は名にて實は取扱頼母子也。文政二卯年に初り、同じ来る子年にして十ヶ年の満會なりしを、今二年にして破談せり。又文政七年に此銀子諸士へ御借付、および町・在へも貸付有しに、今度此法被指止に付、此分被下切手なる。被指止砌申渡に、御用金に又仕法銀指出し、二重之上納手成り可爲迷惑、依而被指止候旨也。未取當らざるものゝ迷惑不信服は、今二年にしての破談、且御用金与仕法二重之上納と有れど、是に加りたるもの此度御用金など不出小手前之者ども有り。又可也之者御用金之上へ此分を上納はするとも、重而圖取あたれば取入るゝかねなれば、二重上納と云ふにはあらず。不取當者へ追々可相渡かねを、只被下切手はいかゞの事ぞ。憂き中よりは是迄出銀し來り候も、重而取當りなば一方の助にもと云心當て成しに、只水のあわとなれり、何故かゝる難儀迷惑之事御厭ひなき御政事とて、三州の雷動大方ならず。又曰、此法破談之實は尤二重上納を厭ひしにあらず。此金當成御入用方へ遣ひ込み、引負ひとなり、満會に可渡金無之、如何ともなすべきなし。爰を以二重上納迷惑なるべし等名をかゝり、實は破談したりと云ふの噂頻なりし。

御用銀高は三州へ七千貫目なり。六月九日に申渡して、同じ月の廿日に金上との事、日數漸

く十二日が間なり。いかなればかゝる大造の事、かくあわてたる。早卒の申渡にやと云ふ人口々に噂也。

但遠郡の役人出府に、道中日數三日掛る也。扱夫より直に出府したりとて、仕度もあれば一日も掛るべし。夫より道中又三日、往返都合七・八日はかゝる也。扱出府の上申渡相濟、同役示談の外開合申談等の用向有之べく、品六ヶ敷事なれば、別て急に歸村成るまじく、扱事濟み歸村に又三日の道中して、夫より何れも打寄、銀割符等の示談容易ならず、扱右銀子指出者を呼寄て、遠方の者は又彼是日間取る也。此等の事は書記すべき事にもあらねども、かゝる事すら心付ざるにやと、其砌人口々に嘲弄せし事故記しつ。

金澤町の銀割符方身上見込違ひ、商工身上之事親子之間にもかくして不云ことあり。況や他人之知る所にあらず、見込違有之は尤なり。賄賂申込、依怙最負、且此時之御用金高大なるを以て、石持・棒かつぎ・取上ばゞに至る迄二百目・三百目之割符申付かね取上たる故、愁訴悲歎之雷動大方ならず。

金澤法船寺町に中村屋喜兵衛云者あり。此者六月八日御用申渡之呼出し紙面來りしかば、扱は御用銀之事、今身の上傾きいかゞともすべきなき砌、上銀之程はしらねども、所詮なすべき手段なしとて、深く心を痛め、食も咽に不下躰なりしに、其夜に入て首をくゞり死ぬ。野町二丁目茶屋徳三郎云ものへ御用銀申渡せしかば、深く心を痛め、其夜出奔して行方し

らず跡に残りし老母其年六十九歳なりしが、心痛のあまり、同六月十三日の夜秤のふんどしをたもとへ入、井戸に身を投じて死ぬ。

栗ヶ崎村木屋藤右衛門が上納高は四百五十貫目也。此者先きに記せし御召米切手只取上之憂深かりしとの事に而、多くの損分家之盛衰に懸ればとて、家計評する事大方ならず。然るに同じ村に居て、彼が下に口を糊するもの幾ばく成しが、藤右衛門身上の破滅に至りなば、此末いかにして口を糊せんとして、六月廿一日之朝二百人計栗ヶ崎之橋上集り、口々に喰へぬぐと高聲を揚げ、夫より廿二日朝に至りて、惣代として肝煎方へ廿人來り、藤右衛門が家の滅せざる様にとの愁訴なり。肝煎は金澤御郡所へ訴出たりしかど、誰取上る人もなく、只能きに諭し遣せとのみ申渡して勞する事もなし。

小松町に而御用銀又仕法銀の指止らるゝとの命を聞き、輕きもの扉を卸して商賣をなさず。殊に此驛は先きの令なる小幡多門仕法調達銀也。出銀の多かりし事身のほまれにて、あく迄強ひすゝめて過分にくはゝらせ置たりしかば、悲歎愁訴の雷動別而甚し。高岡驛も同敷扉を鎖し悲むもの軒をならべ、夜に入ては多く集り聲を揚げ、騒々敷立さわぎ等して、いかなる事をか仕出すべかりしかば、奉行より出銀割符之事等恐れ難申出故に、様々取計に而漸く八月の半ば四ヶ一上げ銀を濟したり。高岡驛之銀高五百五十貫目也。小松も同じ扱に而四ヶ一を濟し、一日々々と

過し行きぬ。

越中戸出村に而御用銀に而、身本之者は相ひそみ、輕き者はかせぎなく、其頃戸出米を少しく御召米有り。彌所用米に乏敷く、くへぬ／＼と町中を百人・二百人計充所々へ集り、或は川原へ出で聲を揚る事連夜也。此町裁許年寄之詮議に而奉行へ訴、其日過ぎ至而輕き困窮者へ、少々宛爲目を遣被扱有之旨。

本吉湊・今石動・城端・氷見之三ヶ所も同じ憂を以て、四五百人計集り立騒ぎ、貝を吹き竹の筒を吹き所々へ集りし事連夜也。七月九日・十日之頃は、別而金龍公大祥之御祭り七月十二日なりし。富山侯より御代香之御使者十日夜今石動止宿なりしに、同所以之外騒々敷、何事をか仕出さんの人氣ものすごく、一睡もなさずと物語りぬ。

能・越は所隔たりたる故、巨細の憂き事委く耳にいらす。礪波郡御郡年寄役の物語に、彼れが家に常々來りし大工の、肩につきし尻ふくろばしたるひとへもの着し、腰に金錠を指たるが、物思ふさまなるまゝ、いかなる憂事かあるにやと問ひたりしに、さればこそあすの烟立兼候我にも五拾目の御用銀あたりたりと云しよし。三州親敷きゝたらんには、いかなる憂事のあるやらん。

金府袋町越中屋次左衛門と云有り。片町に宮腰屋久右衛門と云ふ有り。栗ヶ崎木屋藤右衛門手代に木屋次助と云有り。是等此時に當て御融通方にたづさはる。表には御益御爲と號へ、

實は全く己れを利するの奸人、時の權門へ立入密事を聞出し、世に怪者と云。此者どもは四月御召米切手只取上らるゝと云密事を聞出し、己れが手前に所持したる切手悉く人へ譲りて、點檢之憂を免れたり。衆人彼を惡む事甚し。依而彼等が家打毀てと云風評専らに被行、毎日辻々彼等が家の前に人多く集りたる事有り。

但此御用金は六月九日申渡し、同廿日に上納との事なれ共、誰此日に上納したるものなし。金澤町に同晦日に萬分が一を出しぬ。其他は八月半ば四ヶ一を上るも有り、終に文政十年の春に至て猶全く上納は不濟。幾年懸りて上たる人も有と云噂も有り。かゝる大造の事を十二日が間に上げとはいかなる事ぞと人口々に嘲りぬ。

六月二日。前田齊泰能を演じ老臣等をして之を觀覽せしむ。

〔官私隨筆〕

六月二日

一、今朝六半時頃罷出。

一、今日御能拜見被仰付難有仕合奉存旨、御用番へ申達。

但、此間先月御用番より之紙面に、難罷出候は、御禮以紙面可申越、御用番より引請可被申上旨迄被申越候付、罷出候へば別に紙面出候に不及、罷越候上御禮可申上事に心得居候

處、當座之御禮はいづれも此間に申上、御用番より引請被申上候由也。依而跡ながら右之通申述候處、其由被達御聽候躰也。

- 一、五時前頃御能初り、四半時過御申入。
- 一、其後之御能八時前初り、七時過頃濟。
- 一、相濟候而以佐藤隼人御禮申上候。いづれも列座也。

御番組

加茂	御	田村	坂井要人	羽衣	波吉甚次郎
卷絹	諸橋權進	七騎落	波吉宮門	須磨源氏	御
祝言金札	諸橋欣之丞	麻生	彌宜山伏	米市	

六月五日。藩侯の學校に臨席中その構外なる道筋に鎗を携へて通行する者の心得を告ぐ。

〔御觸拔書〕

學校に御出中、同所御圍外左右致往來人々鎗先相見え、御目障に可相成候。依之右左右鎗爲

持致往來候人々、御出中之旨警固足輕より申聞候はゞ、鎗伏可罷通候。尤前後之儀は不及其儀候。此段爲心得申聞置候事。右之趣一統可被申談候事。

戊六月五日

前田 彈 番

六月八日。如來寺靈堂の普請成りて供養を行ふ。

〔御用番中雜記私録〕

六月八日

如來寺御靈堂御普請相濟候に付、今日御遷座御供養、拙者相詰、取次瀬左衛門・七郎左衛門相詰、四つ時前御供養相終、直に登城御用番甲州殿へ御遷座相濟候段届、御用部屋へも同斷。

六月十二日。家中諸士より増徴する借知に關して細故を告ぐ。

〔御觸拔書〕

今般御家中之人々知行二百石餘以上増御借知、二百石以下夫々割合を以御借知被仰付、來亥年より指上候様被仰渡候。仍而今般之分者、都而町藏納に候條、被得其意、人々より百姓并藏宿に申渡候様可被相心得候。村附・入所附等、案帳之通人別爲指出、組切に被取集、各印

形之紙面を以、當十月中當場御借知方役所可被指出候。

但、上高割合之儀者、各承知之通に付改而不申達候。

一、他國居住之人々は、増御借知等不被仰付候。

一、三ノ一被下候人々御借知無之、本知被下候上より一統割合之通可指上候。

一、遠慮等被仰付置候人々増御借知等無之、追而御免之上者一統之通可指上候。

但、唯今迄指上來候分は是迄之通に候。

一、亂心之躰に而御知行被召放、御扶持方被下置候人々は、御借知無之候。

一、舊宅之分御借知無之、跡目被仰付候上一統之通可指上候。

一、御切米・御扶持方被下候人々者、春渡より可指上候。

右之趣被得其意、組・支配之人々被申渡、同役中傳達可有之候。且當年より指上候人々有之者、此分は村附帳當月中當場御借知方役所可被指出候。其外相洩候儀者、當場承合候様是亦御申渡可有之候、以上。

六月十二日

御算用場

六月十二日。銀子缺乏するを以て銀仲預り百目銀手形を發行することを告ぐ。

〔御觸拔書〕

當時銀支に而一統不融通に付、當町銀仲預り百目宛之銀手形、右手形裁許升屋次右衛門・酒屋宗左衛門添印に而出來、御算用場町會所加印いたし可指出候間、此節より當十一月十日迄、御領國一統正銀同様無滯通用可致候。且引替之儀者、右同日より同晦日迄之内、御算用場において正銀与引替可申候。

一、右手形、尤諸上納に茂取扱可申候。將又若他國指引方、正銀に而指遣不申而難叶向者、其品支配先被相斷、御算用場可申出、其上に而遂詮議、無據分者於御算用場正銀与引替可相渡候。

右之通被得其意、組・支配之人々被申渡候。組等之内裁許有之面々者、其支配被茂相達候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。

右之趣可被得其意候、以上。

六月十二日

長 甲斐守

六月廿八日。家老山崎庄兵衛等罰せらる。

〔溫敬公記史料〕

六月廿八日。家老山崎範古。馬廻頭山本守令・坂井克任致仕。責故定番頭岩田盛照屏居。以

岩田盛照は
本年七月廿
四日の條參
照

先是盛照上書言範古等三人其才可用也。

〔見聞袋群斗記〕

六月廿八日定番頭隱居岩田傳左衛門盛照、御家老山崎庄兵衛範古、御馬廻頭山本中務守令・坂井小左衛門克任御咎被仰付。先きに上書一件之由と云。

六月晦日。銀子缺乏するを以て諸上納等に金子を用ふるを得しむ。

〔御觸留拔書〕

當時以之外銀支に付、金子所持之者共致兩替度分も、銀子拂底に而金買入人無之故、金子有之候共融通方は指支候躰に相聞候。依而金相場一兩に付六十四匁之極直段を以、諸上納并御家中當半納拂米代等諸指引無滯爲致通用可申候。尤右極直段之儀は、七月朔日より同廿五日迄取引可致候。且兩替商賣人金子賣買之節は、極直段之外に定之口錢爲取請可申候。

右之通御算用場奉行等申聞候條、被得其意、組・支配之人々を可被申渡候。組等之内裁許有之候面々は、其支配へも相達候様申聞、尤同役中可有傳達候事。右之趣可被得其意候、以上。

六月晦日

長 甲斐守

六月。金澤卯辰八幡宮に駱駝を見世物とす。

同年は文政九年

〔年々珍敷事留〕

一、同年六月下旬、他國より唐國之羅具駄の馬と申す獸、卯辰八幡宮の門内に而大成こや懸見物出る。先せいの高さ九尺餘り、其外高さに准ず。都而形ち馬の如く、首は各別に長く、顔は馬よりやさしく、尾は牛に似たり。毛色かはらけ、背に別にたかき所あり。是を生立ちの鞍と申す。鳴聲無し。男女至而睦く、女は小形なり。二疋共至而人に穩當之者。喰物者菜・茄子類を喰ふなり。右獸、後に御大名方を引廻り申候。誠に珍敷獸なり。

〔似寄留〕

七月月末に、關東より上候らくだと申物、卯辰八幡境内に於て見せ物有之。誠に唐の馬とか申様にて、長け一丈計横二間にて、首長く、茶色、馬様之顔、足は牛に似て、尾も同斷。二疋つがいと申事。唐より子をとめて渡したると承り、茄子を食せて置。毛長く、せごこんもりと高く、誠にをらんだ國より渡りたるか珍しき物也。大當り。御上覽有、所々屋敷方へも行。

六月。仕法調達銀を借用する家中の返納米指紙面は之を藏宿より給人に返附すべきことを告ぐ。

〔若年寄方諸狀留〕

去々年以來御家中に御仕法御貸附銀被仰付、右返納米先達而諸給人より藏宿に之指紙面等取

加賀藩史料 第十三編 文政九年

前書には六月下旬とす

本年五月廿八日の條參照

立、藏宿共の相渡置候處、今般被下切に就被仰付候不及除米候。依而右指紙面藏宿共より直に諸給人の可相返旨、御郡奉行并三州諸奉行等の可申談哉之旨、御勝手方當月御主附求馬殿及御達候處、右之通相心得、此段爲御承知夫々可申談旨、御同人被仰聞候條、御承知被成、御同役・御同席御傳達、御支配等の御申談可被成候、以上。

六 月

澤田 義門
竹田 彦六郎

六月。能登口郡に産する苧がせの仕法に就いて上申す。

〔口郡給方一件〕

能州口郡、往古より苧給年中二百駄餘、年柄により三百駄茂出來仕、江州等に賣捌來申候得共、取扱候者共元手無之故、前銀借請候に付、いつとても直段下直に被買取申候族に付、女一人日に纒二十二文計之稼に付、文化十年に能州御奉行進士源兵衛様・中村逸角様御詮議に付、近江より職人女御呼立に付、縮嶋出來方習請候得共、嶋柄・地合等不向に而賣不申に付、文政四年に右嶋出來方、私心付之趣仕法帳相調奉指上候處、則同年に右仕法通被仰渡候。依而地合並嶋柄等、國々向々嶋見合差遣し出來爲致候處、年々繁昌申候。如此成行候者、永久御國産与奉存候。尤先達而も追々御達申上置候通、御仕法以前与者、當時給一つに付二十

苧給は苧が
せなるべし

文計り直上り仕候故、能州の近江より、先前段申上候駄數に准じ、不斗當時二百五十貫目計之御益に相成申候。

封中は府中
なるべし

一、御當地吳服屋共、一統前々より夏向帷子地、越中筋八講嶋、並封中嶋類年々賣來申候。近年者下女下男迄茂、越後筋着用仕風俗に相成候故、右八講嶋之類は一端も賣不申候。尤以前は夏向越後縮賣四・五人例年罷越候得共、近年三十人計茂罷越、年中七千端計も賣申候。然所近來能州縮並戸出縮賣出し候故、越後筋三千端計茂御當地の不足仕様子に御座候。依而今一逼能州縮染色・白筋宜敷爲致候者、猶々御國縮繁昌可仕哉与奉存候。色々世話仕候得共、元來給惡敷故、右染色・白筋はぜ不申候に付、猶更工夫仕候得共、給小賣之者共數百人之事故、給出來方申談方之手立茂無御座候處、此度給短尺等之儀に付、別紙之通混雜仕候様子に付、四・五年此方心付之趣年々詮議詰、此度仕法書相調奉指上候。

一、能州筋者、前々より成來に而、高岡等商人共、每歲最上より惡敷苧取寄仕送り仕候故、惣体給惡敷故、江州賣捌直段茂不宜、尤徳丸縮致候而茂染色惡敷、白すちはぜ不申に付、去々年最上より五駄試に宜敷苧取寄、能州の差遣し、縮出來爲致候所、次第に宜敷相成申候に付、追々取寄可差遣圖り申談置候。

能州西側給買宿能登部下村與三兵衛。同勘右衛門。同七兵衛。同茂三郎。同上村吉三郎。

同東側高島村惣右衛門。同甚右衛門。同與左衛門。同忠兵衛。藤村喜右衛門。小田中村清次郎。同茂十郎。德善寺村吉兵衛。二宮村藤藏。久野木村文左衛門。芹川村與三兵衛。飯川村萬右衛門。大念寺新村與四兵衛。子浦村茂兵衛。同太次右衛門。二十軒。

一、右之者共、以來給問屋に被仰付候事。

一、給問屋並給小賣者百七十人計、株被爲仰付候事。

一、給吟味之儀往古之通丈三尺五寸、糸數八百筋に相改候様、御郡方給師並小賣之者共、糸數不足並短尺給取扱不仕様、嚴重に被仰渡可被下候事。

一、給問屋二十軒之者共、給仕分候而者相揃不申間、能登部・高島兩側之内、給見分人功者成者四人計、江州客より指圖之者可仕候。尤手間料は給問屋より可仕事。

一、所口町御奉行御支配与、御郡方御支配今般之御仕法与者、役立も違候間、以來給丈、三尺八寸糸數四百筋に、給師共仕立可申様被仰渡可被下候。尤給師於手前、損益者無之事に御座候。且御郡方出來給、所口に指遣不申様、嚴重に被仰渡可被下候。無左候而者、御郡方役立違可申故紛敷、御縮方相立不申候。若右之趣共心得違之者有之候は、見付次第に嚴重に被仰渡可被下候事。

一、給荷物、御郡方朱印、所口黒印押可申事。尤給見分四人之者印押可申様、被仰渡可被下

候事。

右之通、都合三通仕法書等奉指上候、以上。

戊 六 月

御 算 用 場

一 丸 甚 六

〔能州給一件〕

口郡村々出來苧給取縮方之儀に付、金澤町一丸甚六仕法帳等差上候に付、右仕法通被爲仰渡候而茂村方指支無之哉と帳面寫御渡、委曲御紙面を以被仰渡之趣奉畏候。仕法帳等得と披見仕候處、給問屋并給小賣人株に仕、村方に出來之苧給右株人之外は賣渡候儀不相成躰に御座候。元來給稼方之儀は、至而小前後家・婦・女子共等世業無之者共之稼に仕候品に而、何れ成共少に而茂給直段宜敷買請候者に賣拂、渡世相送り申儀に御座候。然所右給縮方与して、問屋・小賣人株立に被爲仰付被下候而は、小前之者必至与差支、及迷惑申儀に御座候間、何卒格別之御詮議を以、是迄之通被爲成置、何方成共勝手次第手廣賣捌、小前之者渡世相送り候様奉願上候。爲其連印書付上之申候、以上。

文政九年十一月

御郡御奉行所

口郡肝煎連名

七月十二日。昨今兩日天德院に於いて前田齊廣の三回忌法會を執行す。

〔溫敬公記史料〕

七月十一日十二日。修金龍公三年忌法會於天德院。

〔横山氏日記〕

七月十二日

一、今日於天德院、金龍院様御三回御忌御法事御執行に付、御用番内膳・主付内藏助・若老助
内記之外、何茂六半時より御寺詰罷越候事。

一、五半時頃御出、天德院に御參詣、御先立外記詰之内相勤。讀經御聽聞被遊、御法事相濟
候上御焼香。畢而和尚求馬誘引、於御前左之通被下之。御往來共和尚式臺に罷出、御戻り之
節御意有之。求馬御取合申上る。

御時服二 白銀十枚

四半時過御還城之事。

〔溫敬公記史料〕

七月十二日赦。

七月十九日。前田齊泰金澤に於いて齊廣の女厚姫の松平肥後守容敬と縁

補助に主付の
補助なり

組を許されたることを告ぐ。

〔横山氏日記〕

七月十九日

一、四半時過御居間書院に御着座、年寄中一切、御家老中・若年寄中一切被爲召、厚姫様御
儀肥後守様は御縁組御願之所、當月十二日御用番松平和泉守殿へ、御先手奥山主税助殿御呼
立、御縁組御願之通被仰出、難有与御意有之。織江恐悅奉存候旨御請申上、退去之事。

但、右相濟各常服に相改候事。

〔官私隨筆〕

七月十九日

一、左之紙面共到來。

今日拙者共御前へ被爲召、厚姫様御儀松平肥後守様へ御縁組御願被出候處、御願之通被仰出、
難有被思召候。此段御自分へ拙者より可相達旨御意被成候付如此候、恐々謹言。

七月十九日

奥村内膳惇叙

奥村丹後守殿

七月廿四日。岩田傳左衛門政事を議するを以て蟄居を命ぜらる。

肥後守は會
津侯世嗣

〔横山氏日記〕

七月廿四日

岩田傳左衛門

傳左衛門諱
は盛照

御手前儀當時隱居被仰付置候處、御政事向之儀に付身分不相應、過當至極之段被聞召、不慎之至不届千萬に候。依之先指扣被仰付候付、今般遠嶋をも可被仰付候處、重き御法會に付御大赦と被仰付候儀故、其段は御用捨、塾居被仰付候。此段可申渡旨被仰出。

七月廿五日。前田齊泰、齊廣の女厚姫の縁組定まれるを以て能を演じて之を祝す。

〔横山氏日記〕

七月廿五日

一、今日各御能拜見被仰付候に付、五時前より上下着用追々出席之事。
一、今日御祝之御酒・御吸物・御膳下不押立頂戴被仰付候旨、以丹羽七郎左衛門月番被仰出旨、主附助内記に月番演述。各并若老に茂可申談旨茂申聞に付、夫々及演述候。御禮は月番引請に而申上候旨茂申聞に付、内記より月番に御禮申述置候事。
一、四半時頃餘程強き地震に付、各御次御三之間において、丹羽七郎左衛門を以相寛御機嫌

候所、以同人何之御障茂不被爲在候旨御意有之。

〔官私隨筆〕

七月廿五日

一、今朝五時登城、御能初り以前御用番へ御禮申演候。
一、無程御能初る。

高砂 要人 八嶋 權進 六浦 御

御中入

弱法師 宮門 小鍛冶 御 祝言岩船 万十郎

二人袴 樋之酒 兒流鏑馬

一、四半時頃八嶋之内餘程強き地震有之、拜見所之後御縁類に而御機嫌伺候旨各勝尾半左衛門迄申達候處、半左衛門もいまだ御前へ不罷出旨也。追付御機嫌能被成御座旨、以同人被仰出、見物所に而演述。

一、御膳被下御吸物等被下旨、御用番迄被仰出演述有之。御中入之内頂戴之。松之間 御吸物 伊勢・御酒・御取看する也。再進あり。畢而同所にて御用番迄御禮申演候。

一、御能七半時過濟、以中村五兵御禮申上候。松之間二之間各列座也。

七月廿六日。諸士に賜與したる紋付の衣服着用に關して令す。

〔御觸拔書〕

御家中之人々御紋附之御品被下方等之儀、并鳥構場之儀に付、別紙兩通之通就被仰出候、相越之候條、被得其意、組・支配之人々御被申渡候。組等之内裁許有之面々者、其支配も相達候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。

右之趣可被得其意候、以上。

七月廿六日

奥村内膳

御家中之人々等御、御紋付之御品被下候は、品重儀に而、元來御目見已下之者御不被下等
に候處、御目見以下に而も格別之者御者、規模之ため御紋之品頂戴被仰付候儀も有之候處、
着用方等猥之族も有之に付、文政六年御目見以上之人々沖茂、三品以上之外者御紋之御品被
下間敷、御上下等被下候節者、品替候御紋に而可被下候。依之是迄致拜領罷在候共、三品以
上之外者は、御定紋之品着用仕間敷旨等被仰渡置候へ共、是以後者先規之通、御目見以上之
人々格別譯有之節者、御定紋之御品被下に而可有之候。依而是迄致拜領罷在候御家中之人々、
御目見以上御定紋之品着用不苦候。

但、御近邊之人々茂同様に候。

一、御紋付拜領之人々、其子等茂致着用來候へ共、三品以上に而茂無息之人々は、嫡子たり
共都而着用仕間敷旨、文政六年被仰渡置候得共、以來嫡子之分は不苦候。併諸小頭等之嫡子
は相扣可申候。且其家に拜領有之候へ者、跡目相續之上、御目見以上之人々は着用不指支
候事。

但、小身之人々等、無僕之節御紋付致着用間敷事。

七月

七月廿六日。諸士に鳥構場使用の禁を緩くすることを告ぐ。

〔御觸拔書〕

諸殺生之儀、年若之人々等身堅に茂相成申儀に候得共、次第致増長、其時節に至候得者、萬
事を抛殺生方に而已心を盡、若輩成爲舛も有之。且諸稽古茂怠候族故、段々被仰遣之趣有之、
鳥構場も御取揚被成置候處、右之御趣意致會得、人々當務之餘暇に岩乘之試適罷越候儀者不
苦旨等、去々年十二月一統被仰渡候。然處鳥構之儀、定場無之に付混雜之族茂相聞え、山方
御取縮にも差障申舛に候。仍之先達而御取揚之構場、今般可被返下候。右構場自分に讓替等
いたし候故に候哉、身上に茂不應、數箇所致所持候人々茂有之舛に候得共、今般壹箇所、又

前條紋付の
件と同日の
發令なり

者以前數箇所有之人々は貳箇所迄は不苦候。場所之儀者、御郡奉行に申達可受取候。右之通被仰付候上者、是以後構場に而無之松山に而、鳥構候儀は堅致間敷候。自然心得違之者は、役人見咎、名前承札可申候事。

一、松木御縮方之儀は、先年より度々相觸候通に而、自分に松枝等を伐おろし、生木之皮を批、或者木之根に火を多焚、小松伐荒候様之儀は尤致間敷儀。近年松山薄く相成候付、御仕立方被仰付儀も候間、彌以家來下々之者心得違無之様、主人々々より嚴重可申付候。自然心得違之族有之候得者、廻方役人見咎、主人名前承届及斷候筈に候條、其期に至不及異議様可申付置候事。

七 月

〔御親翰帳之内書抜〕

御郡奉行に

石川・河北兩御郡山々御家中鳥構場、文政六年都而御取揚置候處、今般被仰出之趣有之、右構場被返下候儀、別紙之通一統相觸候付、寫相渡之候條、被得其意、山方役人共にも可被申渡候。且又場所受取候儀、場主より各に相達候は、根帳しらべ之上札打候儀可被申談候事。

一、文政六年以前新に構場相願候人々有之候へば、各承届、松木枝下し之儀被申渡候由に候

得共、今般之儀は以前之構場被返下候儀に候間、枝下し等之沙汰に及間敷候事。

一、以前構場所持不致人々、今般新に相願候共、先承届被申間敷候。此儀に付僉議之趣も有之候は、追而可被申聞候事。

右之趣被得其意、山方御縮之儀猶更嚴重可被申渡候事。

戊 七 月

七月廿六日。琴三味線演奏の禁を緩くすることを告ぐ。

〔御觸拔書〕

琴・三味線之儀、金龍院様御在世中段々被仰出之趣有之、御家中一統相扣候處、其後押立候祝事に者、日之内琴等爲彈儀不苦、藝人之外は堅可爲無用旨被仰渡置候。右に付御姫様方御稽古等も、是迄御扣被成候得共、元來御家中之儀は、近年次第増長、家内縮方等之害に茂相成候故、旁嚴重被仰出候儀に候。然處今度御三回忌茂被爲濟候儀、御姫様方追々御婚禮茂被爲在候へ者、先様御模様茂有之事故、此節より御稽古御始被成候に付、此段無急度申聞候。且又押立候祝事等与被仰渡候付、内輪之祝事には座頭等不相招、今以盲人共渡世茂致兼候躰に候。以後者内輪之儀に而茂、祝事之節者苦ケ間敷事。

右之趣諸頭等々寄々可被申談候事。

七月廿六日

七〇四

七月廿六日。鳳至郡惣持寺、刑法に行はる、罪人の門前通行を止めんとを請願す。

〔御刑法〕

能州輪嶋河井町者共之内、於右村方御刑法に被仰付候由。依之近日右罪人共、外浦通彼地の御指遣之趣風聞に承および候。左候へば當山惣門下馬前並木之内往還道に御座候へば、右之者共相通り可申哉。當山之儀は勅額御祈願之道場に而、禁廷尊牌・將軍家尊牌・御當家御元祖尊像御嫡傳、御位牌安置被爲在御座候儀に御座候へば、右御尊牌前々奉恐入候間、近村館村端より清水村の通行之小道御座候而、御上使御通之節役人中通行も御座候間、右小道より罪人共相通り候様御取計被仰付可被下候、以上。

戊七月廿六日

惣持寺役局

慶徳寺

寺社御奉行所

能州於輪嶋御刑法被仰付候由に付、罪人通行之儀に付、惣持寺役局より別紙出候間、御達之申候。早速御詮議御座候様仕度奉存候、以上。

七月廿八日

多賀

奥村内膳様

七月廿九日。石川・河北二郡に於ける藩侯の御鷹場に殺生人の入るを禁ず。

〔御觸拔書〕

別紙若年寄中紙面之寫相越之候條、被得其意、組・支配之人々を可被申渡候。組等之内裁許有之面々は、其支配にも相達候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。右之趣可被得其意候、以上。

七月廿九日

奥村内膳

石川・河北兩御郡御鷹場の、近年殺生人多入込候躰に候。是迄毎度被仰出之趣一統申渡置候處、右躰之族沙汰之限に候。依之以來殺生人見請次第急度召捕方之儀、廻り之者共を改而申渡候。

右之趣猶更嚴重可申渡旨被仰出候條、御家中之面々等家來末々迄、堅心得違無之様一統可有御申觸候事。

八月十日。諸士の使用し得べき鳥構場の數を改定す。

加賀藩史料 第十三編 文政九年

七〇五

〔官私隨筆〕

八月十日

一、鳥構場之儀に付、先達而一統相觸候通候處、請取方之儀に付御郡奉行より相達候儀有之、重而伺之上別紙之通請取候事に相成候條、組中へも可申談旨御用番紙面。其別紙之趣は、年寄中は六・七場迄請取申筈。人持中は、以前場數多所持之面々三千石以上は三・四場、五千石以上は四・五場、萬石以上は五・六場迄請取可申、尤最前場數少き面々は可爲其通旨也。

八月廿五日。年寄長甲斐守人持組の數を八組に増加せんことを議す。

〔官私隨筆〕

八月廿五日

一、左之廻狀到來。

人持組七組有之候所、同席八家有之、其上左馬助家を初組頭不被仰付内も、其組外へ御預無之、跡組に相成居候家柄も有之に付、組頭被仰付候儀、順能相成兼候次第も前々より有之候。然所中古六組に候へども、元祿十四年七組に被仰付候節被仰出之趣等、并其節之七組人數知行高別紙兩通之通相見え申候。右組筋を以、當時も組々知行高人數引合見候所、別紙下段に記候通に而、當時之所は人數・知行高共相増居申候。右增高二萬六千石餘に而、一組之知行高

この議は行はれざりしなり

左馬助は本多政和

別紙は略す

には少く候へども、有餘之組々より引足、今一組被仰付候はゞ、往々組頭之不順も無之、組々においても組頭替り申事も無之、御都合可宜哉。中古六組之所七組に被仰付候儀有之候へば、唯今八組に被仰付候儀、敢而御差支も有之間敷哉。乍然元祿御組分之節七組に被仰付候御趣意委細之留無之、且又此儀に付故河内守殿御しらべの儀も有之様に存候へども、其書留相見え不申候。若七組之外不被仰付御趣意も有之間敷哉。御指支無之儀に候はゞ、八組に被仰付候様仕度段相伺可申哉と申合候。併當時御幼年之御時節如何可有御座哉。各様に何とか委き御留も無之哉。是等之趣先及御内談申候。則別紙兩品も相廻之候、以上。

八月廿五日

長 甲斐守

奥村丹後守様

致承知別紙送披見申候。存寄之趣追而可申進候、以上。

村井豊後守様

八月廿七日

人持中は迄七組之處、八組に被仰付候儀相伺可被成哉之旨、此間以御廻狀御示談之趣承知仕候。夫に付當時之人數・知行高、仰之通元祿頃に比し候へば、大分相増居申候間、新に一組可被仰付と之儀、御僉議之筋は先相聞え申候。然共愚存に而は、先此儘に被成置候而可然様に奉存候。其子細荒増左に相調申候。豊後守殿・下拙儀は組頭をも相勤候故、御示談も有之

下拙は奥村丹後守

儀と存候所、左之條々至當之品々多候故、甚如何敷御座候へども、内々御達之申候。且又此儀に付亡父相しらべ申趣も有之候哉、其段書留等は無御座候。

一、組之人數知行高は、書立之通元祿之頃よりは當時多く相見え候へども、先は少身之人々に候へば、軍役之上において又相違之品も可有御座候哉。其外不存寄所に御趣意に違差支申筋有之間敷とも可難申候哉之事。

一、元祿十四年七組に被仰付候御趣意之儀は難奉計事、其頃とても委曲之被仰出は有之間敷候へば、各御席に委敷御留も有御座間敷様に被存候。元來故々豊後守殿組頭被仰付候は元祿三年に而、其節名出雲と申候。貞享三年以來組頭は七人有之候處、備後殿死去之跡、故々近江守殿主税と申候而、八歳許にも候哉、若年に而其職難成旨被仰出、新に出雲殿へ被仰付候。其節も組は六組に而、出雲殿は組頭と申迄に而、組は十四年に至初而被仰付候様に相見え申候。十四年に至候而は、主税殿はもはや十八・九歳に候間、加様にのび／＼に相成申儀に候はゞ、最初に出雲殿へ不被仰付、先御見合、出雲殿へは其頃横山筑後被相勤候通、御家老役被仰付、組頭之儀は十四年之比に至り而、主税殿へ被仰付候はゞ、同席七軒ともに組頭相勤候事に相成可然事に候處、わざと加様に被仰付候儀、深き御思慮被爲在間敷様は無御座候。惣じて組分等之儀に付而は、別而段々御心を被爲用、御定被爲在候御様子に候へば、後年に

至たとひ少々之弊は有之候とも、於御子孫様能々其御本意を御考被遊、御會得被遊候上ならでは御改革杯之儀、容易に可被及御沙汰御事に而は有御座間敷候。殊に右等只今之所申立候程之弊も無之、さして御急ぎにも及まじき事に御座候歟。其上御若年之御儀に被爲在候處、右御會議を以數十年成來候趣を、漫に御改之儀御窺被成候段、其御會議之品々當否はまづ差置、第一當時之御爲不可然儀候様に奉存候事。

一、御先代様御定置被爲成候品々之内にも、先當分之思召に而被仰付候所、後々に至終に御定制之様に成來候類もまゝ有之躰に御座候。左様之類後世に至害も可有之事は、時宜に隨ひ御改革不被爲在候而不叶儀に御座候。然其夫も先其品々本儀と、御先代様被成置候御趣意とをよく御研究被爲在候上に而、ともかくも可被仰付儀に而可有御座候。其上惣じて人々役儀を被仰付候儀は、其官に付て人を被撰候事に候處、同席八人有之故組頭之數を被増候時は、人に付て官を被制と申ものに而可有御座、且組頭或物頭杯と申は、もと組之人數有之故、其支配之ため被仰付事に而、組頭之ために被立置候組子に而は無之段、申にも不及事に御座候。然處組頭可相勤人々八家有之所、組は七組に而、組頭被仰付方に不順之趣有之候とて、一組相増申儀は、其御趣意本末相違仕様に被存候。但夫も組中人數、知行高餘分有之故之御事に候へども、其時は又其本に付而御會議無之而は難成儀に御座候事。

一、勢州之組等、其家代々被仰付候組々も有之候へども、是も被仰出杯有之候而相極り候事とも聞え不申、其初め成長之せがれ有之故、間もなく差續き被仰付候も有之、又は其節組頭可被仰付者外に無之故、先御見合之内其せがれ成長に付、親之組御預被成候様之類が、終に常例之様に成來候儀之様被存申候。其家々においては、おのづから規模之様にも心得申事故、於御上も容易に御改難被成様に相成申候。然共會而必定之儀に而は有之間敷、御政事之上においては可然儀に而有之間敷候歟。然處是以後八組に相成、組々不殘其家に付たる様に相成候時は、組中に取組格違申事も無之、彼是目前之手廻しは可宜候へども、於道理は相濟不申儀候様に被存候。同席八軒之人々家柄を以、是迄は世職之様に成來候へども、至愚之者にも重き役職可被仰付子細は決而無之事に御座候。其上右之通、家に付たる組之様に成候而は、代々必重職被仰付候事に治定之形に御座候。同席之儀は萬事結構に被仰付置候故、幼少より大名育ちに相成、とかく萬事勵みうすく成やすきは大病に御座候へば、彌以驕大に成行申す媒にも相成可申事に御座候。前文にも調候通、當時相定り居候勢州等之組さへ、うきやかには無之様に候所、又々一統右様に成候段不可然事。殊に當時之御儀候處、各御僉議に而御伺之段如何可有之候哉。後年ふと御後悔之御儀も被爲在候而は、大切成御事と奉存候事。

一、右之通候所、人持中之儀追々新に組入之而々も有之候而、次第に人多に相成申候間、此

儘に而は年々彌人多に成行可申候。惣じて御家人年々相増候儀は、いかゞとも致方無之ものに御座候。平士に而は組外、御歩並に而は定番組杯皆是に而、年々増行申候。治世久しく續き候へば、何方も此通之ものと相見え、夫に付論議も有之事之由に候へども、さして當時之受用に相成申程之儀も無御座候。極る所は只御上之思召一つによりて、まづ漫濫にいたり不申様に、御取縮り有之より外は有御座間敷、是等は又別之事に御座候。人數相増候と而、只頭・支配人を被増加候様之事は可然御處置とも可難申候哉。人持組之儀も同事に可有御座候。加様之事は、まづ當時之御急務に而御座間敷哉。右等甚如何敷候へども、隨御示談至當ながら相調申候。猶能御僉議御座候而可然存候事。

八月廿七日

奥村丹後守

八月廿七日。昨今兩日前田齊泰城内を巡見す。

〔横山氏日記〕

八月廿六日

一、御城中爲御巡見、九つ半時少過御出所に而、御長屋等御覽被遊、八時御戻り被遊候事。

〔横山氏日記〕

八月廿七日

一、今日茂御城中爲御巡見、九半時過御出所に而御覽被遊、八半時前御戻り之事。

八月。寺方の祠堂銀・當用銀を借用したる諸士に返済の義務を全くすべきことを告ぐ。

〔御觸拔書〕

定番頭

別紙寫之趣被得其意、組・支配之人々可被申渡候。組等之内裁許有之面々は、其支配の茂相達候様可被申聞候事。

右之通一統可被申談候事。

八月

横山 求馬

寶圓寺を初御寄附等祠堂銀并當用銀、寺社所より貸付置候分、證文限日も有之候處、近年遲滞之人々多く有之、御寺方等渡方之指支に相成申候。既に右返納方之儀は、前々一統被仰渡之趣茂有之候處、今以心得違之人々茂有之、日限遲滞之分多く御座候間、以後證文限日之通無間違及返納候様、夫々嚴重被仰渡候様仕度、此上若遲滞之人々有之節者、時々御達におよび可申候間、此段茂被仰渡置候様仕度奉存候、以上。

七月

多賀豫一右衛門

玉井勘解由

前田 式部

奥村内 膳様

八月。東本願寺使僧を金澤に派して宗意の領解に關し教諭す。

〔御助方頼方相論附意得寫〕

猶々此廻狀無遲滞早々巡達可有之候、以上。

一筆令啓達候。先以兩御門跡様御機嫌能被爲成御座候。然者其國御門末之内、近年御法義筋に付二類に相分不穩候趣達御聽、御不安慮に被爲思召、今般雙方之者被爲召登、篤々御聞調被爲在之候處、双方共に異安心に而者無之、只御言葉之一邊に片寄一概に申立、自ら諸人を感し候事に而其趣左に申達候。

一、一類之者は、本願名號の聞開かれたる一念は、かゝるものを阿彌陀佛之御助と信するおもひにて、其處にたのむ一念に御助と信する義も有之候得とも、強而不及申事と申立候事。
一、又一類之者は、本願名號のいはれの聞開かるゝ一念は、たのむ一念に御助と信するおもひにて、其處に助たまふ彌陀を信する義はあれども、彌陀の御助を信するといふ義は決而無之事と申立候事。

本年五月六日の條参照

右之通一概に申募候段心得違に而、御正意之趣はたのむ一念に御助と信するも、かゝるものを阿彌陀佛の御助と信するも、全く一致にして、何れを申述候ても御文の御教化に相かなひ候へば、一邊にかたよるべき義にあらず。たのむ一念に御助と信する義も、六字のいはれを心得分たるおもひに候得者、不及申義に而は無之候。又彌陀を信するも御助を信するも一つにて、御助を信するといふも嫌ふべき事にあらざる旨御教示被成下候處、双方ともに奉恐入、悔先非候而御請差上候に付、猶又深重之以御慈悲於御簾前御教誠被成下候處、難有奉敬承、自今以後双方ともに人我の情を打捨、一味和合いたし、むつまじく法義相續仕、對御寺國法奉懸御難題間舖候段、重而以書付申上候。仍之若於其國、右等之輩同心いたし心得違之者も有之候はゞ、早々相改御正意之趣相守、一同に潤敷法義相續可仕候。右之段厚可申達旨被仰出候間、可奉得其意候。爲其如斯候、恐々謹言。

丙戌 八月

- 川那部帶刀宗延 印
- 下間大藏卿法橋賴弼 印
- 同 宮内卿法印賴敏 印
- 同 治部卿法印賴隆 印

加州飛擔衆中

惣坊主衆中

惣御門徒衆中

右は八月御使僧以願照寺、御國法御取締の上、右之御書立相下申候也。

九月五日。前田齊泰學校に臨む。

〔溫敬公記史料〕

九月五日。臨學校。

九月七日。前田齊泰老臣等の調馬を觀る。

〔溫敬公記史料〕

九月七日。觀老臣調馬。

九月九日。越前丸岡侯有馬譽純將に金澤を通過せんとするを以て注意を與ふ。

〔御觸拔書〕

有馬左兵衛佐殿、當月下旬御當地御通行之旨、江戸表より申來候。仍之見物等罷出申間敷候。若參懸候はゞ、不作法無之様、家來末々迄可被申渡候。

加賀藩史料 第十三編 文政九年

右之通被得其意、組・支配之人々可被申渡候。組等之内裁許有之面々者、其支配は茂相達候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。

九月九日

前田 彈 番

九月廿八日。前田齊泰堂形馬場に於いて乗馬を試む。

〔官私隨筆〕

九月廿七日

一、左之紙面到來。

明廿八日拙者共之内持馬御覽被遊、御自分様には栗毛之馬御覽被遊候間、裸背に而八時迄に堂形御馬場迄爲牽被差出候様、七郎左衛門演述。しかし馬具附之儀者勝手次第。左候而も相改に不及、責馬具に而宜敷旨も申聞候に付此段申進候、以上。

九月廿七日

前田 彈 番

奥村丹後守様

〔横山氏日記〕

九月廿八日

一、今日於堂形御馬場、御家中持馬も御覽被遊候旨、年寄中見物被仰付候御様子に而、八時

御供廻之御様子承り、退出、御馬場を罷越候由之事。

一、於御馬場に敷物御免被仰付候段、藤田平兵衛を以被仰出候に付、何茂右に座付居候。御前御乗馬被遊、御馬茂兩疋被爲召。相濟候上、内藏助等四人一集に乗馬仕候様、鈴木清左衛門を以被仰出、乗馬相濟、右之人々持馬御覽被遊候事。

十月二日。前田齊泰近郊に放鷹す。

〔温敬公記史料〕

十月二日。放鷹近郊。

十月二日。米穀の乾燥を充分にすべきこと等を告ぐ。

〔御觸留拔書〕

三州御收納米之儀者、御取箇之根元に候得ば、大切に可相心得段は不及申事に候得共、兎角百姓共勝手にまかせ候故、自分千方等不行届、年々於大坂損米出來、米症不宜故御拂直段相劣り、就中去年は作躰不熟之儀は是非之外候得共、千方宜敷候得者敢而痛米に者不相成、勿論左様之年柄に者過分之御貸米茂被仰付、夫々御取扱も有之儀に候得者、前段大切之儀を心付、千方等精誠入念に可相心得事に候之條、此段百姓に得与可被申渡候。且納手附并藏宿之儀、百姓に不時成雜費不相懸け、正路に納させ、百姓共可爲致會得儀。既に納人により米

症善惡有之、不埒之趣も有之躰に相聞え候に付、猶又折々當場役人可相廻候條、無油斷嚴重相心得候様、納手附并藏宿共わ夫々可被申渡候、以上。

十月二日

御算用場

御郡奉行中

追而靱納之分も、御用に相成候品に候條、當年より綿密に可相心得旨可被申渡候、以上。右之通相廻申に付、寫仕上げ申候間、先々御順達、落着より御返し可被下候、以上。

戊十月六日

手附棟取 長右衛門

仲間 宛 所

十月十三日。前田齊泰學校に臨む。

〔溫敬公記史料〕

十月十三日。臨學校。

十月十五日。領内往還の人馬賃銀を割増すべきことを告ぐ。

〔御郡典〕

御領國往還筋宿々人馬賃錢、寶永五年割増被仰付候通受取來候處、近年他國路は追々割増有之、右に比べ候而は賃錢餘程取劣り、且次第人馬繼立多相成、其上先年与違錢相場下直等に

而、宿々難澁におよび候に付、公邊に御達之上、五ヶ年中是迄之賃錢四割増被仰付候。依之に、御領分小松より越中泊驛迄宿々、并富山・大聖寺御領往還筋共、當十一月朔日より來る卯年十月晦日迄、四割増賃錢可請取旨、今般宿々に申渡候。

一、右之外三州脇道之分は、賃錢三割増被仰付、是亦右同様五ヶ年可受取旨申渡候。

右之通被得其意、組・支配之人々に可被申渡候。組等之内裁許有之面々は、其支配にも相達候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。

右之趣可被得其意候、以上。

十月十五日

奥村内膳

山森雄次郎殿

原篠金右衛門殿

十月廿三日。前田齊泰瀧之間に於いて大島忠藏をして書を講ぜしむ。

〔横山氏日記〕

十月廿三日

一、今日瀧之御間において、經書講釋有之に付、芙蓉之御間に御着座、御聽聞被遊、四時少過被爲入。御先立、御出之節御入之節外記相勤候事。

但講主大嶋忠藏相勤る。

十月廿八日。嫁娶を行ふ家に石礫を投ずることを禁す。

〔御觸拔書〕

御家中之人々并町方之者致嫁娶候節、石を打候儀堅不仕様、前々より申渡候處、近く甚猥に相成、門戸茂爲損、怪我人も可有之躰相聞候條、以後右族堅有之間敷候。若右躰之者於有之者急度相咎、交名等相糺、又者召捕候様、御横目足輕・盜賊改方・町附足輕に可申付旨、今般改而申渡候之條、此段家來末々迄嚴重申渡候様、組・支配に被申渡、組等之内裁許有之面々は、其支配にも相達候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。右之趣可被得其意候、以上。

十月廿八日

奥村内膳

十月廿八日。古手及び古金商に役銀を徴すべきことを告ぐ。

〔御觸留拔書〕

附札、惣年寄・年寄並に

覺

一、三々

古手商賣一人分役銀

一、四々

古金商賣同斷

右古手・古かね商賣人は迄無役に而申付置候得共、加・越・能一統役立に而致商賣、甚不列に相成居候。其上口郡は御仕法前より、右商賣願人數多有之候得共、致退轉印札相返候者無之、賊物似寄等しらべ方御縮不相立、畢竟役銀茂不相立故、商賣相止候而茂右燒印札其儘に指置、中には爲致紛失候ものも可有之哉。爲見合役所燒印茂有之品に候處、甚等閑至極沙汰之限に候。依之今般詮議之上、右之通以來役立に申渡候條、每歲十月廿日切右銀高可指出候。依而兼而相渡置候印札引揚、改而可相渡候間、右印札來月中迄に無遲滯田鶴濱出役所に可指出候。右之趣不相洩様、嚴重に夫々可申渡者也。

戌十月廿八日

御郡奉行

能州羽咋・鹿嶋兩郡村々役人

十月。疱瘡大に流行す。

〔年々珍敷事留〕

一、同年夏より疱瘡はやり、十月之頃に至、家並に成、疱瘡に而死す子ども誠に夥し。一軒に三・四人も死す家多し。珍敷疱瘡なり。

十一月二日。諸郡に綿羊飼育を希望する者あらば之を下附せらるべきに

同年は文政九年

とを告ぐ。

〔御觸留拔書〕

綿羊相望候者有之候は、可被下旨被仰渡候條、諸郡之内相尋望候者名書可指出、尙更有無共可申聞事。

戊十一月

御郡奉行

諸郡

別紙覺書今日御用番山森雄次郎様より御渡、御郡方町・在に右綿羊相望候者有之候は、可被下旨被仰渡、尤望人致出府御願申上候得者、飼方等之儀夫々可被仰談筈。尤慰物にいたし候譯合に而無之、綿羊之毛織物に可相成品に付、飼方は草并香の物たくわん漬之由に御座候。望人有無共早速御達可被成、且又彌望申者有之候得者、少々飼方入用可被下哉之御沙汰も御座候由に御尊御座候。右爲御承知相廻申候。早速夫々御談、落着より射水に御返可被成候、以上。

十一月二日

御根役所詰番

諸郡

十一月八日。銀伸預り銀手形通用の期限を延ぶべきことを告ぐ。

〔御觸留拔書〕

當六月銀支に而一統不融通に付、當町銀伸預り百目充之銀手形出來指出、引替之儀者、當十一月十日より同晦日迄之内、於御算用場正銀与引替可申旨、一統申渡置候。右者當十月納御用銀を以引替御渡之御手當に候處、御用銀未皆納無之向々多有之候故、右手形當月中全正銀に而引替相渡候儀指支候。依之右御用銀上納残り引當を以、來年三月限り引替可申極に而、今般新手形出來、是迄之手形与引替可相渡候間、御領國一統正銀同様無滯通用可致候。

一、右新手形、尤諸上納に茂取扱可申候。將又若他國指引方正銀に而差遣不申而難叶向者、其品支配先の相斷、御算用場可申出、其上に而遂僉議、無據分者於御算用場正銀与引替可相渡候。

一、是迄之手形此度正銀引替残り之分、尤當月中於御算用場新手形与取替可申候。

右之通被得其意、組・支配之人々を可被申渡候。組等之内裁許有之面々者、其支配に茂相達候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。

右之趣可被得其意候、以上。

十一月八日

横山求馬

十一月九日。能登口郡に富山商人の賣藥を購ふべからざることを令す。

〔御郡典〕

能州筋の近來越中富山より藥種商人多入込商いたし候故、村々之内藥種株致所持、役銀指上致商賣候者共、藥種賣捌方次第薄相成、及迷惑に候間、富山商人より直買不致様致度旨、口郡村々藥種株持共より願出候。依之に詮議之趣有之候間、右商人持來候藥種、都而藥種株持人其外直買致間敷候。若密々相求候者有之候は、可爲越度候。尤口郡村々之内藥種株持居、店商等いたし候者には、以來藥種吟味いたし、直安に致賣買候様急度申渡置候條、以來御郡之内藥種株持之者より買求可申事。

右之趣致醫業候者、其外百姓等末々迄不相洩様、急度可申渡置候、以上。

戊十一月九日

山森雄次郎

口郡村々役人

中村新左衛門

十一月十日。前田齊泰、來春三月參觀を命ぜられたることを告ぐ。

〔横山氏日記〕

十一月十日

一、來春御參勤御時節御伺候處、三月中御參勤可被成旨御老中御奉書、表方於席年寄中・御

家老中拜戴。相濟、若年寄・外記表方は罷越拜戴。右恐悅・御禮共、引取月番より被申上候事。

十一月廿二日。年頭の禮に大紋素袍及び長上下の着用を廢すべきことを令す。

〔官私隨筆〕

十一月廿二日

一、當分五ヶ年中之通御省略之儀被仰出置、年頭之御規式等も御差略に付、諸大夫之面々大紋等着用差止、一統長袴着用之儀も相止可申候。且又年頭を初、都而御禮人并披露役等之面々、鬘斗目・上下等時々相改候に不及、在成を用可申候。

一、年頭一統御禮申上候分、上之青銅人々前に指置候儀、當分被指止候段、先達而申渡候通り。

右之趣不相洩様、夫々可被申談候事。

十一月

右御横目へ之覺書寫、御用番より到來。

十一月廿七日。前田齊廣の女鈿姫久留米俟世嗣有馬頼永と婚約を結ぶ。

〔官私隨筆〕

十二月九日

一、鈔姫様御儀、有馬玄蕃頭殿御嫡彌作殿へ御縁組御内約之儀、表向御双方御取遣、前月廿七日玄蕃頭殿より御使者御家老岸刑部・副使御留守居中村爲之丞を以被仰越、披候上從此方様御使藏人・副使青山四郎左衛門を以御承知之御答被仰遣、首尾能相濟候段、同廿九日江戸表發足町飛脚早飛脚步を以申來候由、御用番より以紙而被申越候。

十一月。諸組足輕小頭等が濫に配下足輕の昇進加恩を稟請すべからざることを告ぐ。

〔御觸拔書〕

定番頭

近年諸組足輕小頭等、立身願内存之趣申聞候儀繁く相成。右者諸向御仕法等に付、爲指勤功茂無之者立身被仰付候茂有之故、是等之儀推移候哉、格別之勤功無之者に而茂、立身等之儀願出候分多有之候。足輕等先づは五十箇年茂相勤不申而は、御加恩之御沙汰無之儀振合に相成居、尤勤向に寄格別之儀有之候得者、右年限に茂不限事に候得共、御歩並等に被仰付候儀は、彌以容易被及御沙汰無之候。且又右に茂不限、惣而近年御加恩等之儀、格別之勤功無之

玄蕃頭は久
留米侯有馬
頼徳

者に而も、其向々先例之年功等により願方相進候分も有之。中には願紙面差出置、毎度及催促候得ば、早く御沙汰有之様相心得候族茂有之哉に候。如斯に而次第に繁雜に相成、彼是指障候條、以來願方急度可有心得候。加様に改而申渡候上、未熟之願方有之候へば、取揚不申。尤御家老方等茂都而同様に候事。

右之趣被得其意、組・支配有之人々は可被申談候事。

戊 十 一 月

十二月八日。幕府、前田齊泰新夫人の住居門前の町家引拂を命ず。

〔御年表〕

十二月八日、溶姫君様御住居御門前本郷五丁目・六丁目町家引拂被仰付。右地面御拜借地と申ものにて、御圍込に相成に付、今日表裏御門出來之箇所、六丁目之内にて二ヶ所京間六百六十六坪餘町家引拂被仰付候段、松平和泉守殿より被仰渡。同十四日地面御引渡に相成、其餘之地面は追て御引渡有之。

十二月十八日。定番御歩中村八郎右衛門不行狀を以て越中五ヶ山に流さる。

〔横山氏日記〕

定番御歩 中村八郎右衛門

右八郎右衛門儀、常々不行狀之段相聞え候に付、先達而重御咎被仰付候處、今以相嗜不申、種々不届之所行有之、諸人之害に相成。且此度妻・娘宅を立出、妻茂粟生川において溺死之躰、娘茂右川原邊に而相果候族、家内に難面故、無是非右爲躰に茂至り候躰相聞候。重々不届至極沙汰之限に付、越中五ヶ山之内流刑被仰付候旨、被仰出候條可申渡候。

但、配所被遣候迄之内、一類共御預被成候條、急度縮仕置候様可被申渡候。尤一類共交名可被申聞候事。

丙戌十二月十八日

十二月廿二日。前田齊廣の女鈇姫の久留米侯世嗣有馬頼永と婚約を許されたることを發表す。

〔官私隨筆〕

十二月廿日

一、鈇姫様御儀、有馬玄蕃頭殿御嫡彌作殿と御縁組御願書、從此方様御先手細井出雲守殿、玄蕃頭殿よりは能勢市十郎殿を以、御双方御願書、當七日御用番松平和泉守殿へ御差出之所、

首尾能御請取被成候段、同十日江戸發足、町飛脚步を以申來候由。御用番より紙面を以申來。

〔横山氏日記〕

十二月廿二日

一、九時御居間書院に御着座、年寄中一切、御家老・若年寄中一切被爲召、鈇姫様御儀、有馬玄蕃頭殿御嫡彌作殿と御縁組御願之所、當月十四日御用番青山下野守殿、御名代淡路守様御呼立、御願之通被仰出、難有旨御意有之。内藏助恐悦に奉存候旨御請申上、退去之事。但、右相濟各常服に相改候事。

〔官私隨筆〕

十二月廿二日

一、今朝六半時過登城、御能拜見之御禮御用番迄申述候。五時過頃御能初り候事。一、御番組左之通。

和布刈	御	盛	久	權	進	半	菰	采女	吉
弱法師	御	船	橋	平四郎	當	摩	宮	門	
猩々	御								

一、當十四日御名代淡路守様御登城之處、鈔姫様御縁組之儀御願之通被仰出候由、江戸表より昨夕申來候旨。

一、右に付而各御前へ被召御様子之由に付上下に改。

一、半蔀之内に候哉御居間書院へ御出、甲斐守・求馬・彈番・内膳一切被罷出、其次丹後守罷出候處、鈔姫縁組之儀願之通被仰出難有存候、此段申聞と御意に付、御願之通被仰出恐悅之至奉存候旨申上、退去。其次左馬助・又兵衛一集一切、其次勢州一切、其次御家老中等被罷出。

一、右之後常服に改。

一、寒氣も強候故御内々うきふ被下旨被仰出由、御用番演述。

一、船橋之内於松之間二之間頂戴。給事坊主。畢而退座、御用番迄御禮申上候。

うきふ御にしめ 燒ふ砂糖 御吸物ほうじん かきゆ

御重引色付たいらぎ

一、御能六過頃濟、御禮各列座以坂井與右衛門申上、退出。

十二月廿三日。錢相場高直なるを以て錢手形を發行すべきことを告ぐ。

〔御觸拔書〕

頃日錢相場追々高直に相成、不融通に付、去年六月町會所において出來之錢手形に加増印、重而通用申渡候。仍之當廿六日より於町會所可相渡候。尤手形相場并引替方、暨縮方等之儀者、先達而通用之節申渡候通候之條、正錢同様無滯可致通用候。

右之通被得其意、組・支配之人々は可被申渡候。組等之内裁許有之面々は、其支配は茂相達候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。

右之趣可被得其意候、以上。

十二月廿三日

長 甲斐守

十二月。金澤町中の男女八十歳に達したる者を届出づべきことを告ぐ。

〔國事雜抄〕

町中支配之男女、七十歳より裁許々々於手前しらべ置、八十歳に相成候はゞ其段以書付可及斷候。

右之趣向後不相洩心得候様、夫々可被申渡候事。

戊 十二月

十二月。老臣長甲斐守その家來に流刑を命ぜんことを稟請す。

〔國事雜抄〕

付札、御算用場奉行

甲斐守家來之内一人、無據仔細有之、自分に遠島申付度旨にて配所之儀相願、舊例も有之に付被聞届候條、能州嶋之内不指支所被致詮議可被書出候。尤小屋出來、賄方等之儀自分に申付候筈に候事。

但、文政九年十二月也。

文政十年

正月朔日。前田齊泰金澤城に年頭の禮を受く。

〔官私隨筆〕

正月朔日

一、今朝六時過登城。牛上

一、豊後守殿・左馬助殿不參。内記殿濕瘡快、今日登城。

一、四時過御表宜旨申上、御出、於御小書院甲斐守・土佐守・丹後守・求馬・彈番・内膳・又兵衛・御家老中・若年寄御禮、一先被爲入、鶴之庖丁御覽、各も一先席へ入。

但、人持中等列居何茂宜敷上に而御出也。御造營以後、諸大夫於御小書院御禮は今日初而

河内守は奥村御寛

故、先年之趣引合繪圖出來、御敷居内より横疊四疊目之頭に御太刀置之、三疊目之頭に而御禮之趣に伺濟、其通何も御禮申上候也。此事御用番より昨日執筆山田貞次郎を以、自分方へも相談有之、存寄無之旨申達之。右諸大夫御禮所之次年寄中は二疊目之頭、其次御用不動年寄中は二疊目之下、其次新知之者は一疊目之上、御家老中は一疊目下、若年寄は御敷居之外一疊目と申事に近年成居候所、元來は年寄中之内に而組頭相動候者一等、其次組頭に而無之年寄中一等、加判無之差別なし。其次新知と申階級之筈に候所、いつの頃よりか前段之通に成來候。然共組頭と平之年寄中は、御奏者番之繪圖には差別無之候へども、前々各切に而差別をたて、平之年寄中は一階下り申候由故、河内守筆記享和二年御入國御弘之所に記置候。然るに近年之所に而は、御用勤候年寄中之下は新知之御禮所に而、外に空位無之、却而其上には空位出來、享和之頃とも違候様に候。彼是紛敷故、此度今日伺之上、組頭一等、平之年寄中御用勤候有無に不拘一等、新知一等、御家老中一等、若年寄一等と成候也。追而繪圖借用可寫之。

一、追付御大廣間伺公に罷出、此所に而御用番より別無程御出人持・頭分御禮被爲受。差引は御用に御案内も無之候。無程御出人持・頭分御禮被爲受。差引は御用番御左彈番、御右求馬、控内膳也。定番頭之時九つ鐘撞之、御免之頭之時半撞之。伺公は甲斐守・土佐守・丹後守・又兵衛也。

一、右畢而御下段に御着座、御大小將等御禮、相濟被爲入候節御居間書院三之間御禮、相濟船之間に而御表小將御禮、伺公内膳。

一、御鬘斗被下由御用番演述、於松之間二之間頂戴、給事坊主。畢而御臺所奉行小幡多門へ御禮申達候。

一、鶴之御吸物御下御内々被下候由、御膳奉行松之間二之間に而演述。則於同所頂戴之。畢而以同人御禮申上候。

御吸物鶴

大こんとり
ごぼう、さくな
濱松竹

御取肴 卷するめ

再進一遍

一、右以後退出、御廣式へ罷出、又兵衛殿兩
人罷出。以渡邊多宮年頭御祝詞申上、八半時過歸宅。

〔横山氏日記〕

正月元日

一、四半時前御出、御先立藤田平兵衛。於御小書院、諸大夫之面々并年寄中、又兵衛・御家老中、若年寄迄御禮、御奏者番披露之事。

一、右相濟被爲入、鶴庖丁御覽被遊候事。

一、重而九時前御出、御先立外記、御大廣間御上段に御着座、人持、頭分御禮。年寄中左馬助、

又兵衛伺公、披露御奏者番。相濟御下段に御着座、御大小將より坊主頭迄一統御目見。伺公等右同斷。相濟被爲入候刻、御居間書院三之御間において、御近習頭支配之人々御禮、伺公無之、披露御奏者番。相濟、御襖たて、右人々退候以後、舟之間に而御表小將一統御禮。年寄中之内一人伺公、披露御奏者番。相濟被爲入候事。

一、年寄中・御家老中御鬘斗頂戴被仰付候旨、御臺所奉行小幡多門表方席に罷出申述。御禮之儀は、各列座表方に而右同人に申述。若年寄は常之席に而御鬘斗頂戴、席坊主持出。御禮右同人に、外記御奥書院御縁頼において申述候事。

一、八時頃松之間二之間において、年寄中・御家老中一列、若老は常之席に而鶴之御吸物・御酒・御取肴頂戴、給事席坊主。相濟年寄中・御家老中一列、松之間二之間に而御膳奉行村田定之助へ御禮申上、若年寄は御奥書院御縁頼において御禮申上候事。

一、御規式等相濟、各八半時退出之事。

正月二日。前田齊泰年頭の賀を受く。

〔官私隨筆〕

正月二日

一、六半時登城。

- 一、御表宜旨申上、於御大廣間昨日當番之物頭等御目見。畢而於柳之間御役者共御目見、伺公求馬、四時前濟。被爲入候時分、御居間書院三之間御禮、伺公無之。船之間表小將御禮、伺公甲斐守。
- 一、今日土州・豊州不參、左馬助抱瘡也。
- 一、今晚七半時過登城。
- 一、右之三人并又兵衛、御家老中之内織江・修理・内記も不參。
- 一、六時過御出、御謠初如御作法書濟。但御省略中に付、年寄中等御吸物不出、御前へは尤上之。御嶋臺相止之、御三方也。終に竹田平四郎程々きりを勤。御流之節御肴役丹後守・内膳也。内膳は初而勤候故、相濟以御近習頭御禮申上候。

正月三日。前田齊泰年頭の賀を受く。

〔官私隨筆〕

正月三日

- 一、今朝五半時御供揃に而、寶圓寺・天徳院へ御參詣。自分儀可罷出といたし候所へ御通り之御様子故、暫相見合、四時過登城。遅參に成候趣御用番へ申達候。
- 但、今日六半過頃登城之人々も有之躰也。
- 一、御留守之内御禮人列居宜敷、御還城之上追付御出、昨日當番之御馬廻等於御大廣間一

統御目見。畢而於柳之御間檢校、且又町人兩席に而御目見、伺公土佐守。九時過濟。

正月四日。前田齊泰年頭の賀を受く。

〔官私隨筆〕

正月四日

- 一、今朝五時頃登城。
- 一、御禮人列立候上御出、於御小書院伊勢守其外隱居、子共暨組替等之御禮被爲請。畢而於矢天井間昨日當番之定番御馬廻等御目見、伺公丹後守。夫より於御大廣間、御射初吉田家人迄御覽、其餘各見届之、九時過濟。
- 一、今日三御丸打場へは又兵衛殿出座。新知御用不動者は是迄出座之例無之候所、此度伺之上被罷出。

正月六日。前田齊泰寺社方の年頭の賀を受く。

〔官私隨筆〕

正月六日

- 一、今朝五時頃登城。
- 一、御表宜旨申上、御出、御大廣間にて寺社方御目見、指引御左は御用番彈番御右求馬、控

甲州也。伺公は土佐守・丹後守・内膳・又兵衛。四時過濟。

一、今日も豊後守不參。

一、御禮前惣持寺・寶圓寺・瑞龍寺之溜暨如來寺・玉泉寺之溜へ、各罷出逢被申。自分も一所に罷越、又兵衛殿も同事也。

正月十二日。前田齊泰如來寺及び天徳院に參詣す。

〔諸事覺書〕

正月十二日

一、五半時過御裝束に而如來寺に御參詣、御先詰外記。夫より天徳院に御參詣、御先詰將監罷越。四半時過御戻、御表御式臺階下に御家老中罷出、階上に年寄中上下着用罷出、修理鏡板に罷出御先立。御裏式臺之方惣年寄・御扶持人百姓共並居御禮、披露御奏者番相唱、虎之間御縁頼より被爲入候事。

正月十五日。前田齊泰小松城番等の年頭の賀を受く。

〔官私隨筆〕

正月十五日

一、今朝如例登城御表宜旨申上、御出、於御小書院小松御城番年頭御禮等被爲受、夫より矢

天井間に而遠所在住平土等御禮、伺公又兵衛。夫より御大廣間に而寺庵方御目見、伺公甲斐守・丹後守・又兵衛。御禮人差引は御用番暨求馬・内膳也。畢而被爲入。

正月十九日。具足の鏡餅直を行ふ。

〔諸事覺書〕

正月十九日

一、今日御鏡餅御祝に付、各鬘斗目上下に而例刻出席。

一、四半時松之間二之間において、年寄中・御家老中列座、御鏡餅頂戴、紅白餅二切のし紙にのせ。畢而御臺所奉行へ御禮申述、追付退出候事。

但、若年寄は葛之間に而頂戴。

正月廿二日。前田齊泰學校に臨む。

〔諸事覺書〕

正月廿二日

一、今日兩學校に御出に付、九半時頃甲斐守・織江・外記罷越。八時前被爲入、御先立外記。金谷多門書經無逸之篇講釋御聽聞、武學校に而半井瀬太夫門弟鎗術御覽、七時前御戻之事。

正月廿三日。前田齊泰瀧之間に於いて中西巴門をして論語を講ぜしむ。

〔諸事覺書〕

正月廿三日

一、四時前瀧之間に而論語講釋、中西巴門相勤、御出御聽聞、無程御入候事。

正月晦日。雲雀を捕獲し又は賣買すること等を禁ず。

〔御觸拔書〕

別紙若年寄中紙面寫相越之候條、被得其意、組・支配之人々は可被申渡候。組等之内裁許有之面々者、其支配は茂相達候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。

右之趣可被得其意候、以上。

正月晦日

前田 大炊

てんの綱に而雲雀取候儀、前々より御停止に候旨等、享保十四年一統申渡置候通に候處、近年右殺生いたし候者茂有之躰。中に者巢揚などいたし候者茂有之躰に相聞え、沙汰之限に候。向後右躰之者見受次第召捕候様、今般改而廻り役人共は申渡候。

一、雲雀子并雲雀商賣仕候儀、越中は勿論、加州・能州共向後御停止に候。依之右之品他國より爲商賣致持參候者有之候は、其手先より御鷹方取次は相斷、指圖之通商賣可仕旨、享

是月は大盡なり

保十四年御郡方・町方は申渡置候處、近年獵に取扱候躰に相聞え、不埒之至に候。以來右躰之族無之、先達而申渡置候通心得違無之様、今般改而御郡方等は申渡候。

一、鷹商賣いたし候者は、町奉行聞届之上致商賣、獵に取扱不申筈に候處、近頃於町方殞鷹杯茂取扱候躰に候。元來鷹之儀者、他國より賣鷹等に指越候共、殞候得ば御鷹部屋は指出、御鷹匠小頭見分之上、其段可申送品に候。向後賣鷹等は申に不及、假令殞鷹に候共、御鷹部屋は指出、右小頭指圖之通相心得候様、今般改而町奉行は申渡候。

右之通可申渡旨被仰出候條、御家中之面々等、家來末々迄心得違無之様、一統可有御申觸候事。

亥 正月

正月。諸郡に命じ新開田等の免合を精査せしむ。

〔御用留〕

諸郡共新開一免下り之箇所者不及申に、定免所之儀茂極高に不相成分者、追々内檢地候而、兩様共組高帳入之詮議可有之候。圖り免所之内にも、數十年に相成候箇所不少、尤免相年々加詮議置候儀に者候得とも、此等者格別に穿鑿候而、一免下り亦者定免に取極有之度、其許中熟談之上。新田裁許示合、都而新開増免等之儀僉議之趣可有申聞候。且又請高所等之内、

開詰年限並地元混雜之族も有之躰、畢竟不穿整故と存候條、何分品能取極、右に付心付之趣も候者無泥可被申聞候。前段免相等之儀も、尙役所詮議之筋可有之間、取極方油斷有之間敷、右之趣新田裁許にも申渡置候、以上。

亥正月

林久太夫
淺加伊織

諸郡惣年寄中・年寄並中

二月朔日。前田齊泰能を興行し老臣等に酒肴を給ふ。

〔横山氏日記〕

二月朔日

- 一、今日御能拜見に付、前月廿八日月番より演述之通、各服紗小袖・上下に相改候之事。
- 一、九時各拜見所相廻り候様、御近習頭不破紋左衛門申聞候に付、何茂御次之拜見所罷越、追付御能相始り候事。
- 一、今日御祝御含之御能被遊候に付、御酒・御吸物不押立頂戴被仰付候旨、月番被仰出候段、主付圖書の演述、各并若年寄の茂可申談旨に付、即席御禮申述、各并若老の茂其段及演述候事。

御祝御含と
先には縁組の
定りにしこと
なるべしと
各は年寄及
び各家老の意

但、不押立頂戴被仰付候段、頂戴中御意茂無之旨茂演述之事。

- 一、九半時前年寄中・御家老中松之間二之間、若年寄者常之席に而、御酒・御吸物・御取肴頂戴、相濟月番の御禮申述候事。
- 一、御能六時相濟、年寄中・御家老中・若年寄一列に而、於松之間二之間、河村彌右衛門を以、御能拜見被仰付難有仕合奉存候旨申上、追付退出之事。

御番組

嵐山	御	八嶋	采女吉	遊行柳	宮門
花筐	御	羅生門	錠之助	祝言志賀	左平次
末廣		惡太郎	子盗人		

二月十四日。鶴林寺を以て祈禱寺に列す。

〔諸事覺書〕

二月十四日

- 一、鶴林寺御祈禱寺に被仰付、寺社奉行支配に被仰付、御供料百石被下候由也。
- 二月十六日。前田齊泰學校に臨む。

〔諸事覺書〕

二月十六日

一、八時前學校の御出に付、九半時頃大炊・内藏助・外記御先の罷越、追付御出、人持子弟會讀御聽聞。夫より武學校の被爲入、矢野久左衛門門弟劍術御覽被遊、相濟七時前御戻候事。

二月十八日。前田齊泰郊外七ツ屋口に放鷹す。

〔諸事覺書〕

二月十八日

一、四半時之御供揃に而追付御出、七ツ屋口より御鷹野。御供外記四時過野裝束に而登城、御出前御先へ罷越。夕七半時過御戻之事。

二月十九日。前田齊廣の子延之助觀音院に宮參を行ふ。

〔横山氏日記〕

二月十九日

一、今日延之助殿御宮參に付、出席切中將様奉初恐悦可申上旨等、昨日表方より演述に付、九時過各服上下に相改、表方において年寄中・御家老中・若年寄中一列、鈴木清左衛門を以中將様の御祝詞申上候處、以同人御意有之候事。

但、出席切御祝詞申上、出席無之人々は不申上候事。

一、各退出より直に御廣式の罷出、延之助殿奉初方々様の、矢野所左衛門を以御祝詞申上候事。

一、延之助殿朝五時之御供揃に而、同刻過御出、觀音院の被爲入、無程御立、夫より蓮池の御立寄、九つ時過御戻之事。

二月廿三日。前田齊泰瀧之間に於いて新井周藏をして論語を講ぜしむ。

〔諸事覺書〕

二月廿三日

一、今日瀧之間に而論語講釋新井周藏相勤、御前御出御聽聞之事。

二月廿五日。前田齊泰石川郡宮腰に放鷹を行ふ。

〔諸事覺書〕

二月廿五日

一、今日御鷹野御出候付、外記儀六半時頃町端迄罷越。

一、今日朝より御出候付、大豆田口より所々御鷹野、宮腰町端より九半時過御戻。

御餌柄 雁一

加賀藩史料 第十三編 文政十年

二月廿六日。前田齊泰能を演じ老臣等をして観覽せしむ。

〔諸事覺書〕

二月廿六日

一、今日御能拜見被仰付候に付、各五半時頃より出席、四時前御能初、拜見所へ廻る。

御番組

養老

甚次郎

田村

御

野之宮

權

進

船辨慶

御

葵

上

采女吉

猩

々

御

萩大名 長光 太鼓負

一、御能暮頃相濟、松之間において各列座、御近習頭を以御禮申上退出候事。

〔横山氏日記〕

二月廿六日

一、今日御能拜見に付、各常服に而五半時頃追々登城之事。

一、四時前各拜見所わ相廻候様、紋左衛門申聞候に付、何茂御次わ罷越拜見いたし候事。

一、御能七半時過相濟、年寄中・御家老中・若年寄一列に而、於松之間二之間に、有澤才右衛

門を以御能拜見被仰付難有仕合奉存候旨申上、追付退出いたし候事。

二月廿六日。人持組の士に能を催さるべく示諭することを通牒す。

〔官私隨筆〕

二月廿六日

一、御上御勝手殊之外御指詰りに付、頃日段々僉議之趣有之候由。就夫近頃同席等之内、能・

囃子杯はやり申林故、役者數よせ、能と可申程之事は先相見合候事に示談之由。依而人持中

之内にも折々有之躰に候間、能・囃子仕候面々へ心得方可申達と相談有之。依而自分組能杯いたし候由々。

へも可申聞旨、求馬殿被申聞候旨、津田内藏助殿於御殿其由申達、猶委敷事は年寄中より直

に被承候にと申達候。

二月廿九日。一橋治濟薨去の報金澤に達す。

〔官私隨筆〕

二月廿九日

一、一橋儀同様去廿日薨去之旨、江戸表より申來候。依之普請者今日より來月二日迄三日、

諸殺生・鳴物等は同月四日迄五日遠慮之旨、御用番より一統觸之寫來る。

二月。富山侯の臣富田兵作が加賀藩の原田又右衛門に就き學び得たる鎗術を他國に漏さるべきことに關し通牒す。

〔江戸狀留書拔〕

文政十年二月

淡路守は富山侯前田利幹

一、淡路守様御家中富田彌右衛門弟兵作儀、先達而原田又右衛門方へ鎗術爲稽古罷越、只今に而者弟子中稽古方指引方不指支に付、於彼地又右衛門弟子中稽古指南爲致度。就而者又右衛門流儀、御先代様御學被遊候時分以後、流儀手弘不致様被仰出有之由に候。然處淡路守様御家中に者、二・三男等他國の養子に被仰付候儀も有之由。右兵作儀奥儀相傳候上、若他國の罷越致指南候而者、御趣意致相違候付、兵作并彌右衛門よりも、又右衛門手前の紙面等取請置候旨に付、縮相立候儀に候得共、若被仰出等に而他國の養子に罷越候様之儀も可有之哉に付、聞番よりあなた御留守居迄相達置候様、伺之上江戸表に申遣候事。

三月二日。諸郡手附等の行狀に關し戒飭す。

〔御用留〕

諸郡手附共心得方、御仕法已來心得違之者共不少。畢竟勤向役所附に申付置候所より役威

に相募候哉、沙汰之限に候。依之人別違穿鑿、急度可申付筋茂有之候得共、其許中より段々申聞之趣有之に付、今度之儀者格別之詮議を以先不及其沙汰候。併兼而承及候趣共有之、別紙相渡之候條、手附共已來之儀嚴重申渡、請書取立、尙又其許中於手前茂向後締方常に可有心得候、以上。

亥三月二日

吉田 兵馬
高田 幸助

諸郡惣年寄中・年寄並中

申渡之覺

一、於取次所手附共勤向、定式指定候品之外者、組主附指圖を請候而御用相辨可申處、先者手附心得を以取計候者共有之。右に付組主附の直に可申達儀を茂、村役人等において手附手前の相泥、下方迷惑之筋有之躰相聞得候條、御用方萬端組主付に申達、指圖を請候而、村々より達方少も迷惑之筋無之様取計、定式之書物たり共何分組主付に披見候躰に心得可申。且亦手附共自宅において御用方申談、隨而村役人出入多、下方煩敷族茂有之躰、急度相改可申事。

一、取次所組付手附代り々に詰切、御用支無之様可相心得處、自由を構候而全詰切不申、

且馳廻方者多分雇手附指出候躰。右之趣に而者第一御用不辨之筈に候條、成限手附共相勤可申、根役所詰手附之儀、組付御用等之有無に不拘、棟取を初一統無懈怠相勤可申事。

一、手附共御用馳廻り之節、人足躰之者を召連候族も有之躰。難心得事に候。書物・兩具様之品者前々之通自身に持可申、格別荷物有之人足不召連而辨兼申儀も候者、其段相斷可申。此外手附雇方等取次所入用之品、都而組主付指圖を請、費之筋無之様に相心得可申事。

一、御用之品取次所又者手附名前を以文通いたし候所有之躰。右者指支之筋有之候條、以後者都而組主付名前たるべく、手附棟取より申送り候御用狀茂、其組之主付宛に相調、紛敷無之様可相心得事。

一、手附共身支配惣年寄に申渡置、其通に者候得共、並役之面々とても相拘不申筈者無之候條心得違致問敷。就而者手附人撰方進退共、組主付加判にて可相達候筈に候事。

一、取次所・出役所に相兼候組々之村役人等、夜分茂出役所出入いたし候族有之躰。難心得事に候。已後指懸御用之外、猥に夜中出入爲致問敷候。溜々直に出入之儀者、尙更堅相禁候事。

右之通申渡候上も僭上之風俗杯有之歟、又者役威に募申躰等見聞いたし候者、其節は不得止加嚴制候條、此段譯而可申談置候事。

三月三日。銀仲預り銀百目手形を發行す。

〔御郡典〕

御勝手向爲御融通、今般銀仲預百目宛之銀手形、別紙二千五百貫目被仰付候條、是迄之銀手形と取交、正銀同様諸上納を始無滯可致通用候。若他國指引方に正銀入用之節は、其支配先へ相斷、町會所へ可申出、其上に而遂詮議、無據分は於同所に正銀と引替可相渡候。

右之通被得其意、組・支配之人々可被申渡候。組等之内裁許有之面々は、其支配にも相達候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。

右之趣可被得其意候、以上。

三月三日

前田 大 炊

〔御定書〕

御勝手向爲御融通、今般別紙銀仲預り百目宛之手形出來指出、一統通用之儀別紙寫之通り夫々申渡筈に候。

右に付仕法方之儀左之通可被相心得候。

一、當年より御家中増借知之内正米一萬二千石宛、來子年より四ヶ年可相渡候條、右を引當にして銀手形二千五百貫町會所において引受に出來、御算用場可被指出候。尤右一萬二千

石町會所に於て拂立、其代銀程宛年々消合、卯年に至り相渡置候根銀を以て不殘消合可申候。各手形算用場可有加印候。

但、一萬二千石拂立日限之儀は、其時々御算用場可被示合候。

一、指當り爲根銀、先只今二百貫可相渡候條、銀仲に相渡置、他國指引方等正銀に而指遣不申候而難叶向々は、斷之品入念承札、右根銀を以て引替指遣様可被相心得候。猶又根銀之儀は追々右之通に候條、都而町會所引請取締等嚴重可被相心得候。猶又御算用場奉行示合可被申候事。

三月

三月十一日。藩の財政窮乏するを以て節約を議す。

〔御親翰帳之内書抜〕

三月十一日

一、左之通御勝手に而伺、被仰出候旨演述之事。

表方何可申達趣

御勝手向御逼迫至極之内、別而當年御手繰方必至与御指支に付、御仕法之儀追々御僉議有之筈に候。夫に付御賞美被下方之外、定式被下方當年一切御差止之事。

下札、此一ヶ條は御家老中等にも御演述之事。

但、御賞美被下方も、先例に不拘減方之儀格別御僉議之事。

- 一、定番頭を初諸頭之儀、御指支無之分は成限缺役可被仰付候事。
 - 一、頭並之人々追々人多に相成、御費に候間御僉議可有之事。
 - 一、御算用場奉行内々申聞候は、延享年中には御射手二十八人之内弓料百石、御異風三十三人に而異風料百十石与相見え候。且其頃迄は、藝家之儀幼少に而三之一被下置候者、藝之功拙に寄十八九歳迄も本知不被下由承及候。其他右に準じ、御役料高も當時は莫大に相成候躰。并其頃御扶持方御切米四萬七千石許に相成候處、當時に而は六萬二千石許与相立候由申聞候。如斯相増候而は、所詮御符合之筋相立不申候間、右等之處格別御僉議之事。
 - 一、江戸御往來御供人を始他國詰人、成限り御減少之事。
 - 一、御次并御廣式向被下方、當年御指止之儀等に付、別紙之通御用部屋に申達筈に候事。
 - 一、御作事所并定檢地方定銀、當年半減相渡申儀等、是又別紙之通夫々申渡筈之事。
- 右之外御省略御仕向方種々可有之、猶又追々御僉議之事。

三月十三日。前田齊泰金澤を發して參觀の途に上る。

〔諸事覺書〕

三月十三日

一、今日各五時前出席、内膳・將監旅裝束に而同刻過出席、兩人一集に相伺御機嫌候事。
 一、今日御發駕候付、年寄中等一列松之間に而御近習頭を以恐悅申上候處、以同人御意有之事。

一、四時過御居間書院に御出、真龍院様御使者淺加九之丞被召御直答。相濟年寄中一切、丹後守等一切、伊勢守一切、御家老・若年寄一切被召、夫々御意有之。應而御請申上退去。
 一、四時過御供廻り申上候付、年寄中表御式臺階下内より左之方へ罷出、御家老中は右之方へ罷出有之。外記儀御居間書院より御先立、御家老列座之次に伺公。年寄中等へ御會釋有之、御白洲に而御馬に被召御發駕之事。

但、御供内膳・將監儀、矢天井之間御廣縁に罷出有之、御通り懸り御意有之事。

一、御發駕後各退出より御廣式に罷出、方々様の御祝詞申上事。真龍院様の例之通以紙面申上事。

〔諸事覺書〕

十二御泊附

三月十三日 金澤 津幡御中休 今石動御泊 六里卅五町

十四日	今石動	高岡御泊	四里
十五日	高岡	東岩瀬御中休	魚津御泊 十一里廿九町
十六日	魚津	浦山御中休	泊御泊 八里六町
十七日	泊	青海御中休	糸魚川御泊 六里卅四町
十八日	糸魚川	名立御中休	高田御泊 十二里廿八町
十九日	高田	關川御中休	牟禮御泊 十二里十六町
二十日	牟禮	丹波島御中休	榑御泊 十里廿八町
廿一日	榑	海野御中休	追分御泊 十里十八町
廿二日	追分	坂本御中休	板鼻御泊 十里七町
廿三日	板鼻	落合新町御中休	熊谷御泊 十二里六町
廿四日	熊谷	鴻巣御中休	浦和御泊 十里十二町
廿五日	浦和	蕨御中休	江戸御着 四里廿八町

三月廿二日。諸向の費用を半減すべきこと等を命ず。

〔官私隨筆〕

三月廿二日

三月十一日
の條参照

一、御勝手向御運方御逼迫至極之内、別而當年莫大之御物入等に而、差當御手操方必至と御差支に付、諸向御入用銀當年は都而半減相渡筈に候條、右を以精誠省略、幾重共相辨可申候。品により其分に難相成儀は、重々僉議之上、其段御勝手方拙者共席へ可申聞旨。

一、御次向初、格外御省略之御僉議被仰付候。就夫御賞美被下方之外定式被下方、當年一切御差止被成候。御賞美被下方も、先例に不拘、御減少之御僉議に有之筈に候事。

右兩様定番頭へ之覺書之寫、御用番より來る。

三月廿三日。銀仲預り銀手形の通用期限を更に延ぶべきことを告ぐ。

〔御觸拔書〕

町・在御用銀上納残り引當を以、當三月限通用銀手形之分、限月に相成候得共、今以御用銀皆納無之向々多有之故、引替方指支候。依之右手形高之内、精誠於御算用場に消合、相残る手形に當十一月晦日迄月延与申増印いたし可相渡候間、是迄之通御領國一統正銀同様無滯通用可致候。尤御用銀上納次第、追々消合可申候。

一、右月延手形、尤諸上納取扱、暨他國指引方無據分者、於御算用場正銀与引替可相渡儀等先達而之通に候。

一、是迄之手形右之通消合、相残る分當月廿六日より來月十日迄に、於御算用場右増印之手

形等を以取替可相渡候。

右之通被得其意、組・支配之人々は可被申渡候。組等之内裁許有之面々は、其支配は茂相達候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。

右之趣可被得其意候、以上。

三月廿三日

前田 大炊

三月廿五日。前田齊泰江戸に着す。

〔官私隨筆〕

四月二日

一、中將様益御機嫌能、前月廿五日已之下刻御着府被遊、御供人末々迄無滯罷越申候段、同日江戸發足早飛脚に傳附、只今甲斐守殿等より申來候由、御用番より被申越候。

三月廿九日。徳川家齊使者を遣はして前田齊泰の參觀を勞せしむ。

〔溫敬公記史料〕

三月廿九日。將軍遣老中松平周防守來勞。

三月晦日。年寄より發する御用の紙面等に今後鹿紙を用ふべきことを告

是月は大盡
なり

く。

〔官私隨筆〕

三月晦日

一、拙者共より諸向へ申渡候御用之紙面寫等、是以後龜紙相用可申候。依之中には、漉に寄墨付よこれ等分りかね候儀も可有之候條、觸紙面等右様之儀有之候共、分而届に不及候。

一、觸紙面上包紙、墨付等有之候而も不及貪着候事。右之趣一統
右御横目へ之覺書寫、御用番より來。

三月。兩替御用聞の者が發行したる銀預り手形を改製し繼續通用せしむべきことを告ぐ。

〔御觸拔書〕

付札、定番頭

御當地兩替御用聞之者共、銀預り手形遣之儀、文政六年改而仕法取極、諸上納を初當時専ら通用いたし居候。然處右手形、年數相立印中等分り兼候に付、此度調替、年號等茂相改指遣候儀承届候條、通用方等都而是迄之通無滯取扱可申候。右古手形一時に引替候儀指支可申候

間、當四月中に全引替可申候。

右之趣一統可被申談候事。

丁亥三月

前田 大炊

四月朔日。前田齊泰登營して參觀の禮を行ふ。

〔官私隨筆〕

四月九日

一、前月廿九日上使松平周防守殿御出被成、御懇之被爲蒙上意。且又御參勤之御禮可被仰上旨、同晦日御老中方御連名之御奉書到來に付、當朔日御登城被遊候處、於御黒書院御禮被仰上、御懇之被爲蒙上意候。將又内膳・將監御供被召連候所、於御白書院御目見被仰付候旨、當朔日發足町飛脚早飛脚步を以、甲斐守殿等より申來候之旨、御用番より以紙面被申越。

〔續徳川實紀〕

四月朔日、松平加賀守・松平因幡守參覲す。

四月十四日。降霰あり。

〔年々珍敷事留〕

一、四月十四日玉雪降也。兎角雨降續く。寒さ二月頃之様なり。

四月十八日。前田齊泰登營して徳川家齊陸任の祝賀能を觀る。

〔江戸狀留書抜〕

四月

一、公方様御昇進、内府様御位階相濟、爲御祝儀御能被仰付、御見物被仰付御登城被遊候處、御三家様御同席に而御見物。前紀州様・水戸様御一集に御目見。御中入之内紀州様等御同席に而御料理御頂戴。御能相濟、最前之通御目見被仰上、御三家様御同様之御會釋に而、御格別之儀に被思召候。無急度被仰聞候旨、丹羽七郎左衛門を以被仰出候段申來候事。

四月廿二日。徳川家齊その陸任を賀して物を前田齊泰に贈る。

〔官私隨筆〕

五月十日

一、公方様御昇進、内府様御位階被爲濟候付、前月廿二日從公方様上使御奏者番内藤大和守殿を以御時服二十、内府様より上使同土屋相模守殿を以縮緬十卷拜領。爲御禮御登城、御廻勤も被遊候由、同廿四日出に申來。

四月廿四日。金澤六斗林本覺寺燒失す。

〔年々珍敷事留〕

一、四月廿四日泉野寺町本覺寺出火仕。右火事相濟歸りに、御上御横目役多賀建物与申人、前田大炊様御行列之道を切り申に付、大炊様御家來之内八十嶋權三郎与申人、通す間敷与申候へども、多賀は無理に役を申立道を切、夫より彼是口論に成るに付、多賀鞭にて八十嶋之頭を討つ。八十嶋御横目之爲持鞭を引取申處、御横目足輕一統、八十嶋之身ぎはに寄、其儘八十嶋之同役何の黒五郎与申人飛懸り、足輕を兩人取て投、夫より足輕皆散る。然所へ大炊様之御家老野崎安兵衛參り、多賀に向ひ申様、何れにも此處へ与申、玉龍寺へ御横目多賀を入、段々詮議いたし候所、其内に多賀之同役兩人等罷出、内分に而相濟申候なり。

〔見聞袋群斗記〕

四月廿四日夕七時頃、六斗林日蓮宗本覺寺一字不殘燒失する。玉泉寺に於て前田大炊殿与御大小將横目多賀建物与行逢、申分出來混雜有之。

四月廿五日。大聖寺侯前田利之參觀の途金澤に宿す。

〔官私隨筆〕

四月廿五日

一、今日備後守様此表御泊に付、御着之上御寺御參詣之御様子承。追付九時過御旅宿へ罷越、

御近習頭御省略に而御家老等御供無之由。吉田甚助に逢候而御様子承、相伺御容躰退出。

御持病之御鬱症に而御發駕御延引之由物語也。御用番よりは何之事も不申來。

四月廿八日。前田齊泰登營して本年十一月新夫人の入輿すべき命を受く。

〔官私隨筆〕

五月十日

廿八日御登城被遊候處、大御目付松浦伊勢守殿御演述に而御居殘、於御白書院御老中方御列座、浴姫様當十一月中御引移可被爲在旨被仰出候段、御用番青山下總守殿被仰渡、難有仕合被思召候段、同廿九日出申來候由、御用番より以紙而被申越候。

四月廿八日。新菜種は藩之を買上げ更に賣渡すべきことを告ぐ。

〔御用留〕

金澤等用油非常爲手當、新菜種出來之上、石高見計、菜種仲を以當場の買揚御藏入申付置、追而御拂申付候之條、右見込を以猶更用油不指支様、白元共等に可被申渡置候。尤願次第御拂被申付候。依之右御買上種預り人之儀共、金澤町・松任町・御郡方油肝煎の指預、出入並上封等取捌方之儀は、當場添書所等役人の申談置候條、勤方之儀直々當場承合候様可被申渡候、以上。

四月廿八日

御郡奉行中

御算用場

五月三日。東本願寺再建に付門末の志納心得方を告ぐ。

〔御觸留拔書〕

東方一向宗安心筋教諭方、暨本山再建に付門末勤め方心得方之儀に付、別紙之通被仰渡候に付、寫相越之候。先達而本山より別紙之通譯而被相觸置候上、寺庵より不正之勸方は無之筈に候得共、若再建に事寄不筋之儀有之候は、無泥可及斷候。門徒共も勿論心得可有之事に候得共、萬一末々愚昧之者共心得違いたし、農事家業等を打捨、勸化ケ間敷取持坏いたし候歟、或は多く之金銀を抛、身躰之障に相成候様之儀は、曾而有之間敷儀に候。是等之儀能々不相洩様末々迄可申談候、以上。

亥五月三日

青木多門

口郡惣年寄中・年寄並中

追而分役之人々其許中より可有演述候事。

東方一向宗安心筋教諭方等之儀に付、別紙寫之通御用番年寄中被申付候條、被得其意、夫々可被申渡候、以上。

加賀藩史料 第十三編

文政十年

四月廿四日

山森雄次郎殿

安田新兵衛殿

追而先々相廻落着より可被相返候、以上。

付札、御算用場奉行に

東方一向宗安心筋教諭方、暨本山再建に付門末勸方、右再建に事寄不正之筋有之間敷旨等、別紙寫之趣、本願寺使僧被差下御領國門末に教示有之筈に付、爲心得相渡置候。自然寺庵より門徒共々不正之勸め方等有之候はゞ、早速及斷候様、先に役人共々兼而申渡置候様、御郡奉行等々可申渡候事。

覺

東本願寺燒失は文政六年十一月十五日

一、今般御燒失に付而も、彌増に御法義相續肝要に思召候。依之僧俗一統御取持、在京中者別而無油斷御法義筋相互ひに談合可有之事。

一、御代々御本願御相續之御本意者、一昨年御書を以御門末一同に御教化被成下候事。

一、御本山御取持之儀者、萬事に付御法義相續之上之御取持に候得者、御法義相續と御取持と一躰之儀勿論に候得者、猶更心得違無之様可相嗜候事。

一、御燒失に付而も御化導暫も御滯無之御事者、全治世之國恩に候得者、尙更王法國法を可重候之事。

一、御末寺之面々者、兼々被仰出之通、不律不如法之振舞無之様相慎可申儀者勿論、御取持に付而者官職之高卑を不論、學解勝劣に不拘、惣會所において日々心底之程無腹藏示談におよび、且又歸國之上者前段之御趣意御門末一同に行届候様、報謝之實意より無油斷可被申傳候事。

一、御門徒之面々御取持に付、我慢勝他之心を以身分之高下を論じ、一己之僻案に募申間敷候。猶更念佛之行者に不似合之振舞於有之候而者、相互に見聞次第無遠慮示合、急度爲相改可申候事。

一、當席において無益之雜談高聲之戲論禁之。猶聊之事たりとも不取留儀、荒涼に申觸間敷候事。

右之條々堅違犯在之間敷もの也。

文政七年申正月

一筆致啓達候。先以兩御門跡様益御機嫌能被爲成御座候。然者今般御再建御催被爲在之候に付、御奉書を以御觸示之趣委曲敬承被在之候上、追々御取持可申上御事に付、左之條々堅可

被相守旨申通候様との御事に候。

一、御再建御取持筋に付、御法義相續之實意に不相服、王法仁義有化之嘲を相招候様之儀、假令如何様之懇志たりとも、御化導之御指支に相成候間堅可爲無用事。

一、御再建志に付割付記帳等、堅可爲無用候。唯御法義相續之上、一分々々之報謝之實意より相運候懇志を以、御再建被爲在之候御事に候得者、不法不信之輩に強而相勸候事不可然候。尤速に御成就被爲在之度御本意に候得共、假令年月積らせられ候而も、報謝之信施を以御成就被爲在之候儀、御本意被爲思召候事。

一、御再建志之儀者其國其所之世話方御取持同行之外、他國他所より立入懇志相勸候事有之間敷候儀者勿論、假令自國之同行たりとも、自他宗を論ぜず志之有無に拘らず米錢等勸進いたし、或者大道大路旅籠屋等に而勸化ケ間敷儀、堅可爲無用候。殊更御取持と稱し話合紛敷輩猥に令徘徊候はゞ、急度指留可被申事。

一、御取持筋に付、御末寺僧分之面々者、兼而被仰出候通御宗意研究御門徒教化肝要之儀者勿論、別而今般被仰出候御趣意末々迄篤与行届候様相傳へ候を以、僧分之御取持と可被存候。且又御門徒之面々者、農事・家職無油斷被致出情、年貢所當無滯様大切に被相心得、其上報謝之實意より御取持可被申上候。若俗人之輩所々を令徘徊、僧分を指置人を集め、教化ケ間敷

儀有之候はゞ、假令實意より相發り候儀たりとも、身分不相應之儀候得者不可然候事。

一、御再建御用材木之儀者、夫々御遣ひ方も有之候間、銘々御寄進被申上度族有之候とも、猥に伐採被申間敷候。若御無用に相成、折角之信施も無益之費与相成候而者、御不本意之御事に候間、御用に可相立木品被指上度面々者、御作事に被相伺、御沙汰之上伐取可被申事。

一、惣會所より無據申遣候儀有之節者、懸り役より書狀相添可申候。其餘何方より何事を申遣候共、取敢被申間敷候。依之今般改而懸り役印鑑相添指出置候事。

右之件々可相達候様、依御沙汰如此候。猶今般御指向之御奉書并上件之趣寺別に寫取、末々御門徒中迄行届候様、早々通達可被有之候。萬一寺々御門徒に不行届申候ケ所有之候はゞ、急度可被及御沙汰候。

御再建御用掛り

右之趣御家老中より被仰渡候條、可被得其意候。仍如此に御座候、恐々謹言。

十月は文政
九年なるべし

十月

皆 演 坊
專 心 坊
佛 願 寺
願 照 坊

長井男也
池尾因幡
川那部 登
森川左仲
大石 靱負
寺田内匠

何々國

御末寺衆中

惣御門徒衆中

一筆令啓上候。先以兩御門跡様御機嫌能成爲御座候。然者今般御再建之儀以御直命被爲仰出候御趣意、御門末一同難有可奉存候。彌御法義相續之上より、報謝之實意を以御取持可被申上候。就夫御燒失以後、御再建之儀御延引被爲在候御深考之御趣意、去冬御觸示被爲在之、猶又去る四月以來國々々講者御指向之上、委曲演說被仰付候。未御指向無之ヶ所も、追々御教示可被仰付候御事者、全以御門末一同、御一宗之御正意に歸し奉る御本廟御相續之御本意を被奉汲得候様に与被爲思召候より、更に餘之儀者不被爲在之候。尤御無祿之御本山御

再建之御事者、御門末一同之懇志を以御成就可被爲在之儀勿論之御事に者候得共、御取持被申上候輩、我慢勝他或は人並迄之心中に住し、報謝之實を失ひ候而者、假令いか様致出情、速に御成就被爲在之候共、徒に名聞之御再建与相成、曾而佛祖之御冥見に相服がたき御事と、如何計歟御不本意被爲思召候。依之諸國一同御趣意被爲行届候迄は、御再建も難被爲仰出被思召候得共、志深き御門末中より懇願之趣も難被爲默止、且御再建に付被爲在御拜領候御用木も近々御着木に茂可相成、旁以先御再建之儀被仰出候。乍然前段之御趣意に候得者、御新始之儀者暫御延引被爲在之候條、篤与奉得其意候而、兼而被仰出候七ヶ條御書立之御趣意、猶更追々御觸示之趣等、彌心得違無之様、猶更堅相守可申候。勿論御作事向は萬端質素之御事に而、聊莊嚴華美を不被爲好、御崇敬に拘らざるヶ所は可相成丈御手輕之思召に而、唯東照宮様御取立之神慮に被爲對、御本廟御化導之御場所御成就而已之御事に候間、偏に報恩謝德之經營たる儀猶更心得違無之、彌國恩之程を難有被奉存、忠孝仁義之道を本与し、農事家業無油斷相勵み、年貢所當疏略之儀無之様に被相心得、其上は身分に叶ひ候報謝之御取持有之候はゞ、御本意たるべく被爲思召候。猶懸り役より可申達候、恐々謹言。

十 月

川那部 帶刀
下間大藏卿法橋

下間宮内卿法印

下間治部卿法印

各名乗判

何々國

院家衆御中

御一家衆御中

飛擔衆中

惣坊主衆中

惣御門徒衆中

五月四日。近日火災多きを以て火の元を慎むべきことを命す。

〔官私隨筆〕

五月二日

一、此頃火事沙汰切々有之、或は遠火、又は御府内に而も大事に不成事濟候様成も有之躰。今日も朝より右之火事共に四・五度其沙汰有之躰也。付火も有之様に取沙汰あり。

〔雜事日記〕

頃日所々出火有之候。一統火之元之儀油斷は有之間敷儀候得共、猶更嚴重相心得可申候。其内放火も有之哉難計候條、侍方等屋敷廻を初、町家に至迄別而入念可致候。自然疑敷者も在之候は、召捕置、早速及斷可申候。右之通被得其意、組・支配之人々可被申渡候。組等之内裁許有之面々は、其支配も被申聞、尤同役中可有傳達候事。右之趣可被得其意候、以上。

五月四日

横山 求馬

五月十八日。身延山の祖師像來着するを以て拜禮者の寄進に關して告ぐ。

〔御觸拔書〕

甲州身延山久遠寺祖師、御領國通行、御當地止宿中、信心之人々内拜爲致候儀願出、先例茂有之事故承届候。右に付御家中之人々始、寄進ケ間敷儀尤有之間敷筈に候得共、尙更心得違無之様、急度相心得可申事。

右之通被得其意、組・支配之人々可被申渡候。組等之内裁許有之面々者、其支配も茂相達候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。右之趣可被得其意候、以上。

五月十八日

横山 求馬

五月廿八日。年寄中の道中に携ふる鍵數等を改定す。

〔諸事覺書〕

五月廿八日

一、年寄中道中鍵數等以後此通爲持候。御家老中にも同様爲持可申旨。且矢籠之儀、年寄中には振分け一張宛にして爲持候。御家老中は振分不申爲持可申旨、今日求馬表方執筆堀學之丞に申含、席執筆中村準作迄此段申談演述之趣之事。

鍵三本・矢籠・篋組具足櫃之事。

五月。火災の際に於ける心得を令す。

〔御觸拔書〕

定番頭

火事之節、無用之人々火事場の不能越管御定茂有之候處、近來御役人之外早乘仕候族茂多、火元は茂無用之者入込、御役人之障に相成候様子相聞え候事。

一、辻々大勢相集、火消人數等致見物、往來之障に茂相成候様子に相聞え候事。

右等之趣前々より相觸、享和二年猶又被仰出之趣有之、急度相觸置候處、又々猥に相成候躰。夜中火事之節提灯無之、馬上に而驅廻候人々茂有之躰。火事之節親類等之宅に見廻候儀は、

御定茂有之儀に候間、都而心得違無之様嚴重可相心得旨、文化三年暨其後にも相觸置候。然所近年相ゆるみ、火元は無用之人々多入込、甚及混雜、御役人之外途中早乘罷越候人々茂有之、辻々には混雜をも不厭大勢集り、往來之障に相成、輕き者共往來之節がさつ成儀茂相聞え候。右躰之者於有之は、御横目より相答、夫々名前承届候筈に候條、被得其意、組・支配之人々は可被申渡候。組等之内裁許有之面々は、其支配にも相違、尤家來末々不相洩申渡候様可被申聞候事。

右之趣一統可被申談候事。

五月

横山 求馬

六月朔日。是日以後東本願寺使僧を金澤に派し宗意の領解に關して教誨せしむ。

〔御助方頼方相論附意得寫〕

今般御教示講者香樹院御指向に付左之通り申渡候。

一、來六月一日より當御坊に於て僧分御教誡相始候條、當住は勿論、隱居・新發意・二男・三男 持家伴僧・弟子に至まで參詣可有之、猶日限之儀は追而可申渡候事。

但、遠所之寺庵は二男・三男又は持家伴僧之分一人相殘し出府可有之、尤日數之儀申渡候上

文政九年八月
八照參
本願寺別院

致交代可有拜聽事。

一、右に付配下寺庵隱居并に新發意迄、二男・三男・持家伴僧・弟子等名前不殘書記、一組宛帳面に認、當廿九日迄に拙寺に可被指出候事。

一、各寺方道場分之調理書認、當廿九日迄可被指出候事。

一、六月一日より御教示日限、毎日朝五つ時より出席着帳可有之事。

一、御教示拜聽之面々、參詣中都而不作法方無之儀は勿論、別而町中往來等雜々敷無之様可被相心得候事。

一、右日限之内葬式寺役之儀は格別、其餘之寺役は不殘相延し可申事。

但、指懸り無據法要之分は、右刻限相省可被相動事。

一、御教示日限相濟候迄、講日并に祠堂經等相扣可申事。

一、寺庵内室之分、右御教示日限之内、別段に願有之候に付一席御教示有之筈之事。

一、若病氣等に而御教示拜聽難罷出面々は、追而御本山に被召登、御教示有之旨に御下知茂有之候條、可被得其意候事。

但、當病之分は組合より書付を以、御坊拙寺共溜りに可被相達候事。

一、御教示日限相濟候上、寺別御調理有之、御請書取立候事に候得者其心得可有之事。

一、御教示に付、惣會所詰其外在京之面々近々御返し之筈に候條、其外遠所等に罷越候面々、當月中不殘歸寺候様急速可被申渡候事。

一、日々御教示相濟候迄時々談議有之候間、三等衆は拙寺に相尋、法中は首座に相尋、退出可有之候事。

一、拜聽之裝束三等衆は青袈裟、法中は墨袈裟着用之事。

一、日々辨當持參之事。

右之通可被得其意候事。

丁亥 五月

瑞 泉 寺

〔御助方頼方相論附意得寫〕

丁亥六月朔日御教示相始る。御書院五つ半時、御堂八つ時。御書院は朔日は御演說而已。二日より十一日迄は御一代記坊主は是大罪人なり等の章内講。裝束講者并に三等衆は輪袈裟、法中は墨袈裟なり。

御堂は一日より十日迄、初に演說中七ヶ條拜讀、後七ヶ條法話。

御門前野仕等指止。且亦御町・御郡一統七ヶ條御觸。

御本山并講者に冥加志、三等は百疋、法中・持家等は寺號坊號は二匁・一匁、法名僧分は一匁

与五分。

七七六

十二日より十六日迄御書院において配下寺庵御聞調、取次役播州惠燈・江州法城寮司兩人。

十七日御書院において寺庵内室御教示。

十八日隠居・新發意同斷。

十九日御請書。

七ヶ條は本
年五月三日
の條參照

乍恐奉差上候御受書
一、今般深重之以思召御講者御指向被爲有之、七ヶ條之御趣意日々拜聽仕り、是迄心得違之處御教示被成下、難有奉敬承候。仍而自今已後心底相改、佛祖之御重恩奉荷負、寺法國法御掟大切に相守、不律不如法之振舞不仕様相慎可申候。其上寺内は勿論、御預御門徒は前段之御趣意行届候様報謝之實意より教導仕、王法國法の對候而も疎略之儀無之様急度爲相守可申候。尙又月々法中會合仕及示談、御法義相續可仕候。仍而御請書奉差上候。右之趣乍恐宜被仰上可被下候、以上。

文政十年亥六月

國郡所

寺號法名 書印

下間治部卿殿

同 宮内卿殿

同 大藏卿殿

川那部帶刀殿

〔御助方頼方相論附意得寫〕

帳外分御教示殘候處、直參道場・直參御門徒は者、御使僧以常德寺殿別段に御國方は御伺之上、於御坊同年十一月晦日より十二月二日迄御教示有之候。併下道場等は皆御教示無之候。

〔似寄留〕

五月廿八日頃東末寺へ御使僧并に詞公御下り、六月一日より法中おもに教化有之、御堂に於ても有之、群集仕る。遠所よりもおびたしく人出る。

御門跡様難有思召に而、御燒失勸化は先指置、近年御安心之事に付心得違も有之、御自身御すゝめ方不行届候故、加様に燒失与存候に付、此度七ヶ條之御書立御下し、先門徒より坊主へ得与御作法たしなみ御すゝめ、末々へも無油斷御控御安心聽聞いたし候様被仰渡。去十一月七晝夜前、御坊様方學問よき人々御召寄られ、御安心御尋、段々御聞之上、何分頼み方、御たすけ方など、御當地片寄にすゝめられ候よりおこりたる事故、御本山に而は左様片よらぬやうに、兩様とも入用同事之言ば成ば、以後片寄ぬ様にすゝめ候様被仰渡。春迄も不歸法

中も有之、誠に御繁昌故かゝる事も出来かと存候事。

六月七日。寺社奉行、東本願寺の教誡を各寺庵より道場に傳達すべきことを告ぐ。

〔御用留〕

今般東本願寺殿御使僧下向之節、僧分に教誡有之候。右教誡相濟候上、御領内道場共に其向々之寺庵より致教示筈に候條、道場共聊無怠略教示受候様嚴重御申渡候様致度。尤右之趣御用番の茂相達置候條、左様御承知有之度候、以上。

六月七日

多賀豫一右衛門

林 久太夫様

原篠金右衛門様

六月七日。家中諸給人の收納拂米切手の藏縮は年末までに解除せしむべきことを稟請す。

〔御觸拔書〕

御家中諸給人收納拂米切手、藏縮有之分、毎歳御召米を初、旅人買米等渡り方指間、別而當

年抔御召米川下、暨追詰米升廻之節者、右藏解遲滞之向多有之、御指支に相成候段、毎度御算用場より申來候付、其時々取次中買共の嚴重申渡候得共、給人手前において兎角爾々埒明不申、最早必至予御用支に相成候而者不容易儀故、米方法之通、取次中買共の申渡、無是非中積爲致、漸相辨候族に而、年々箇様に相成候而者、甚以指支之趣に御座候。元來藏縮之儀者、借銀返辨引當之事に候得者、年暮迄には夫々指引譯立可申筈に付、年内中に藏解埒明置可申、若故障有之向には、兼而得与相しらべ、卒爾に拂米取次致間敷。自然藏解指支候族於有之者、中買等急度可申付段今般改而申渡候之間、御家中諸給人收納拂米之内、藏縮致置候面々茂、右之心得を以藏解出方及遲滞間敷旨、一統嚴重被仰渡御座候様仕度奉存候、以上。

亥六月七日

有賀甚六郎

小堀八十太夫

前田 大炊様

六月十日。幕府、前田齊泰の挾箱を中之御門外なる腰懸内に入らしむることを許す。

〔江戸毎日書立書抜〕

加賀藩史料 第十三編 文政十年

六月十日

一、左之通先達公邊に被仰達置候處、今般水野出羽守殿に而末に記候通被仰渡候付、御供は御次において夫々申談候。爲承知相達置候旨、平兵衛等申聞。

加賀守登城之節、挾箱一人前々は御玄關前迄召連候得共、享保三戌年被仰渡以後指控、當時中之御門之外迄召連申候段、兼々大御目付様・御目付様迄も御達置申候通に御座候。然處近來松平越前守様・松平因幡守様・松平越後守様等追々御達濟、御挾箱中之御門外腰懸内に入被指置候。依而御退出之砌甚御都合宜御座候。右御一列之内にも加賀守は最初に退出仕候に付、右腰懸内に入置候へば退出之砌繰出方混雜不仕、別而都合宜御座候。右之通前々之譯合茂御座候事に御座候間、何卒以來登城之節々挾箱越前守様等同様、中之御門外腰懸内に入置候様仕度奉存候。簀箱之儀も同様中之御門外迄爲持候へ共、享和二戌年松平田宮様御指圖に付、右以後雨天之節計中之御門外迄爲持申候。雨天之節爲持候砌は、是又同様右腰懸内に入置候様仕度、何分御聞濟被成下候様仕度、此段申進候。

松平加賀守内

長瀬善左衛門

三 月

六月十七日。錢手形の通用を停止すべきことを告ぐ。

〔御觸拔書〕

先達而於町會所出來之錢手形加増印重而通用之儀、去年十二月申渡置候通に候處、詮議之趣有之指止候條、是迄相渡來候錢手形、來月廿日迄に銀手形等を以引替可相渡候條、偶日毎に町會所へ指出可申事。

右之通被得其意、組・支配之人々は可被申渡候。組等之内裁許有之面々は、其支配に茂相達候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。

六月十七日

前田 大炊

〔見聞袋群斗記〕

七月廿日錢手形通用相止、於町會所引替之事に被仰渡有之なり。

六月十八日。清水齊明薨去の報金澤に達す。

〔官私隨筆〕

六月十八日

一、徳川式部卿様去十日御逝去之由申來候。依之普請は今日一日、鳴物等は明後廿日迄三日遠慮之筈之旨、一統觸之寫御用番より到來。

六月廿九日。降雨煤色を帯ぶ。

〔年々珍敷事留〕

一、六月廿九日朝五時前雨降り、右雨之色すゝを洗たる汁之様成る雨なり。頃日秋冷之様なり。

是月は大盡なり

六月晦日。前田齊敬の三十三回忌法會を天徳院に執行す。

〔官私隨筆〕

六月九日

一、觀樹院様三十三回御忌御法事、當月晦日於天徳院御執行、御射手・御異風稽古等并普請・鳴物・諸殺生三日遠慮、差急之普請等は不及遠慮旨、一統觸之寫、大炊殿より到來。

〔官私隨筆〕

六月晦日

一、今朝半上下に而六半時前天徳院へ罷越。

一、御法事無御滯夫々濟。

但、初座獻粥畢而寶圓寺・瑞龍寺及天徳院休隠曇開和尚諷經、二座は上堂、三座法語なし、施餓鬼上供遠行也。

一、右濟直に御名代求馬被相勤候に付、例之伺公所へ罷越、夫より復座、御代香相濟、御施

休隠曇開は希運曇開

物畢る。一先引。御法事奉行忌悦之旨申達。

一、追付拜禮如例濟。

六月。銀仲預り銀手形を貯藏する者に利子を支拂ふべきことを告ぐ。

〔御觸留拔書〕

銀仲預り手形致所持留置申度者有之候はゞ、銀仲共わ可申出、銀仲より御算用場へ差出候得者、百目札十枚繰見届致封印可相渡候。相解度候はゞ、偶日御算用場相立候内何時に而茂相解渡可申。其砌留置候月數百目に付六分宛之利足可被下候。利足請取切手銀仲名前致印章指出可申候。取持人名前書出に不及候。見届封印請取候日より廿五ヶ日内に而者利足不被下、夫より長く留置候者、何ヶ月に而も終り之月三十日之内五日御用捨、其月之利足金可被下事。一、封印之手形所持之者、封印之儘外之者に相讓候儀は貪着に不及候。相解候砌、其段初封印請候者より銀仲に斷可申事。

一、續七ヶ月以上留置候者は、來春引當御米賣捌次第正銀相渡、手形取揚消合可申。封印手形多、御米代銀行届不申候はゞ、割合を以正銀相渡可申。封印手形少く、御米代銀餘り候はゞ、七ヶ月に不滿とも月數多き者しらべ立、七ヶ月滿之内に指加正銀相渡事。

亥 六 月

閏六月四日。銀仲預り銀手形に小割札を發行することを告ぐ。

〔御觸拔書〕

先達而於町會所致出來候銀手形之内を以、小割札に拵、一匁・三匁・五匁・十匁・十匁・四通りに相認、銀高に應じ札形大小之差別出來指出候條、尤諸上納等御領國一統無滯可致通用候事。

一、上納銀端封一匁に滿不申分は、時相場に不拘、銀一匁代丁錢百文之圖を以、當月より當分錢上納勝手次第たるべく候。且右錢包紙之表、銀何分何厘代錢何十何文と相調、上納人名印記、尤封じ目にも印形いたし指出可申事。

右之通被得其意、組・支配之人々々可被申渡候。組等之内裁許有之面々者、其支配の茂相違候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。右之趣可被得其意候、以上。

閏六月四日

横山 求馬

閏六月。節約の爲本郷邸の下御臺所を廢す。

〔江戸狀留書拔〕

閏六月

一、御臺所向格別御省略之儀遂會議候付、先づ指當り下御臺所被指止、諸役所上御臺所は引

揚、町方等より御買上物等、御料理頭・與力・御歩横目三役申談證議いたし候はゞ、萬端簡易に相成、證議方行届可申旨申聞候付、下御臺所被指止候儀相伺候處、伺之通被仰出、則申渡候旨等申來候事。

閏六月。江州の苧紬商人能登口郡産の苧紬を一手に買入れんことを請ふ。

〔能州紬一件〕

書付を以奉願上候。

一、私共江州に而數十年苧紬等商賣仕罷在申候。然處能州羽喰・鹿島兩御郡今般苧紬方御仕法立御座候御様子承候に付、先達右紬不殘引請度由相願候所、此度御示談之趣御座候由に而、早速罷下候様被仰下、御趣意通得与承知仕候に付左に奉申上候。

一、苧紬丈け三尺八寸糸數八百筋、往古より定之通嚴重に被仰渡可被下候事。

一、前銀之儀者は迄之振合之通貨渡可申事。

但し、若貸付之分故障出來之節御證議可被下候事。

一、紬直段之儀は往々加・越・能相場を以時々買入可申事。

右之通被仰渡被下候者、増役銀馬一駄に付十五匁宛上納仕、先達而御定之分十五匁、都合三十目指上可申候間、以來私共兩御郡紬不殘永久引請申度御座候間、此間宜敷御願被下候様

何分奉願上候、以上。

七八六

江州神崎郡築瀬村

文政十年閏六月

猪田清八

同

種村

大橋清兵衛

金澤

一丸甚六殿

七月九日。銀子缺乏するを以て金子入交せ通用することを許す。

〔御觸拔書〕

此節世上銀子不融通之躰相聞え候。依之金相場兩に付六十六匁之極直段を以、當月十日より同十月中、諸上納并御家中拂米等諸指引、金子入交無滯取遣可申候。且兩替商賣人金子商賣買之節は、極直段之外定之口錢爲取申答に候。

右之通御算用場奉行等申聞候條、被得其意、組・支配之人々は可被申渡候。組等之内裁許有之面々者、其支配は茂相達候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。右之趣可被得其意候、以上。

八月廿四日
の條参照

七月九日

前田大炊

七月十日。異國船來船の際に於ける手當方に就いて議す。

〔於江府御親翰帳之内書拔〕

七月十日以七郎左衛門上之候處、十四日以同人被返下、被仰出之趣返書之通に候事。

異國船乗寄候儀有之節之御手當方、内密御馬廻一番組・二番組心得方被仰渡置候處、右兩組之役筒持人、割場雇者を受取爲持候而は、打拂方之用を成し不申、役筒爲持候詮無之事に付、自然兩組共出立仕候時は、割場附足輕之内炮術粗心得候者御貸渡御座候様仕度段、堀孫左衛門等より紙面差出候。右願方無據趣に相聞え候間、臨時に御貸渡可有之段申聞、割場奉行はも可申渡置候哉。

一、大筒を以打拂方之儀、豊島兩家并坂井流御異風心得方之儀は、御異風裁許より被仰渡置候處、坂井流之筒數は中島誠左衛門より書出、豊島流之筒數者豊島康九郎等より書出候付、御家老中ら及演說候處、右書出之通には御在合無之、當時之御在合筒に而指懸り入用之節は、兩流に二十挺充御渡可有之候間、右御筒にて相辨候様にしらべ候趣有之、其段誠左衛門・康九郎等は申聞候處、康九郎等は右御筒見分仕度旨申聞、御家老中ら申談、則見分申付候處、流違之御筒に而、其内歩薄之分も有之候間、康九郎等稽古旁右御筒拜借仕、宇津木濱におい

て打試仕度旨、別紙寫之通申聞候付、御家老中及會議候處、伺之上不日可申聞旨に候。先年小川家之火矢等右濱において試被仰付候儀も有之候間、右御簡御貸渡之上は、右濱において打試之儀紙面之通可承届候哉。

一、御郡奉行手合において木炮致出來、辨利之道具に付、支配之足輕共之内にも見計傳來いたさせ置申度。夫に付宇津木濱において打放試申度旨、且又御聞届之上、八月晦日迄之内右試仕度旨、山森雄次郎等紙面之通申聞候間、承届可然哉。御郡奉行手合、八月晦日迄之内於宇津木濱打放試申儀承届候上は、豊島康九郎等右濱において稽古之儀、八月晦日迄之内に試申度旨願候は、承届申に而可有御座候。

一、康九郎等申聞候は、自然異國船乗寄に付、打拂方に出立仕候節は、打人足輕共割場附近は豊島流無之、大組御持方足輕共は右流儀執行仕候者に付、取扱等辨事易候間、右兩組之内より御渡御座候様仕度旨、以紙面申聞候に付、大組頭之内密遂會議申聞候様申渡置候處、臨時に申渡候へば渡申儀指支不申段、以紙面申聞候間、康九郎等申渡、御簡數等に應じ人圖り書出候様申渡候處、別紙之通書出候條、臨時に相渡候様大組頭可申渡候哉。

一、遠所奉行より注進次第、鐵炮方足輕共急速發足之儀、先達而割場申渡、人數書相渡候處、其節人々着束等之儀は、割場會議之趣簡條書に認持出候故、伺之上夫々心得方申渡置候

着束は服装の義

處、右用意方右場會議之趣書出候故、御勝手方々相送り、御省略方々會議に相渡り候處、堀孫左衛門・神田吉左衛門右御手當方心得被仰渡置候事故、割場しらべ方手重成儀と右兩人心付之趣、割場紙面に付札いたし指出候故、右付札之物割場奉行より相渡、猶更遂會議申聞候様申渡候處、至而手輕之趣に會議いたし、紙面指出候付、右紙面之通相心得、自然急出立申渡候節、夫々不指支様可相心得旨申渡置候。

右之通何茂示談之上申進候條、替思召も無之候は、以御序御伺御申越可被成候。則別紙九品差進申候、以上。

閏六月廿四日

求 馬 判

甲斐守等三人様

右之趣委曲致承知、拙者共替存寄無之に付、御紙面等入御覽相伺候處、役簡持人割場雇候者を受取候而は、打拂方之用を成し不申候間、割場附足輕之内炮術相心得候者御貸渡之儀願之趣は、文化四年異國船御手當方伺之節、金龍院様御親翰之御付札を以被仰出候趣に相心得可申候。其外は都而伺之通与被仰出、右御付札物拜見被仰付候付、要用之處致拜寫差進候條、御拜見被成、右之通御心得可被成候。右御付札は、御家中役弓筒家來、其業覺之者に爲持申儀に候へ共、業不覺者候は、割場の差出、常用に召仕候而、割場足輕之内業覺候者を代りに

可有御渡与之御趣意与奉存候。右拜寫は其表一件之帳に有之候趣に存候間、尙更御しらべ可被成候、以上。

七月十四日

内膳等三人判

求馬様

七月十一日。越後糸魚川侯松平直春金澤を通過せんとするを以て注意を與ふ。

〔御觸拔書〕

松平日向守殿、當月廿日比御當地御通之旨、江戸表より申來候。依之見物等罷出申間敷候。若參懸候は、不作法無之様、家來末々迄急度可被申渡候。去年有馬左兵衛佐殿御通行之節、右之通申渡候處、下々之者中に者難言杯申、不作法之族相聞候條、尙更嚴重可被申渡候。右之通被得其意、組・支配之人々可被申渡候。組等之内裁許有之面々者、其支配に茂相達候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。右之趣可被得其意候、以上。

七月十一日

前田大炊

松平日向守
は大坂城加
番となれる
なり

八月九日。石動山麓の村々に天平寺領との境塚を復舊すべきことを告ぐ。

〔御觸留拔書〕

付札、武部村彌左衛門に
石動山麓山火事之節、境塚等致焼失候箇所、并境塚印木立枯等有之に付、領境之村方と石動山役僧立會植付等之儀、寺社奉行申達之趣等に付、公事場奉行成瀬主税より別紙寫之通申來候に付、相越之候條、得其意、以來心得違無之様嚴重可申渡者也。

亥八月九日

井上與兵衛

石動山麓村々役人

當四月石動山麓山火事之趣、石動山斷方と村方より之斷方と相違之趣有之に付、其段石動山衆徒手前相しらべ候處、先達而衆徒之斷方間違之趣に而、村方よりの斷方之通り之旨重而衆徒より書付指出候旨、寺社奉行より申來候。依而此度境塚等焼失いたし候箇所、并先達より境塚印之樹木立枯或は根かやり又雪折之分、麓能・越領境之村方と石動山役僧立會、樹苗植付等いたし候様寺社奉行へ申達候條、村役人等立會、境塚等出來いたし候様嚴重可被申渡候。一、右焼失之節、石動山境内焼跡において、薪七抱荷拵有之に付、角間村肝煎手前衆徒より相糺候處、肝煎より村方及詮議候得者、境筋不辨、子供薪いたし候儀相違無之、申譯無之旨

達而相詫候由衆徒より及斷候。畢竟境塚印之樹木立枯、或は堀切等も次第に埋り候故、右躰之儀も出来いたし候躰に候條、嚴重境塚等相改候之様可被申渡、尤以來子供たり共右躰之儀有之候はゞ、公事場々召出相糺候條、此段茂可被申渡置候、以上。

亥八月二日

成瀬主税

山森雄次郎殿

中村新左衛門殿

八月二十日。御郡鹽稼の村々役人にその製鹽量を増加すべきことを告ぐ。

〔御觸留拔書〕

付札、惣年寄・年寄並に

別紙寫之通申來候條、得其意、鹽燒上方出情いたし、外浦々に燒劣申問敷候。吟味人等相廻候節、毎度勢子方之儀申渡筈に候處、等閑至極沙汰之限りに候。中には升目少き鹽多く有之由、鹽士共甚不埒之心得方に候。右躰心得方故、隱賣・洩鹽いたし候者有之、御縮方毎度申渡候所不届之致方。畢竟燒劣申様に相見候得者、右躰洩鹽有之哉に被存、不輕儀に候。其方共御縮方等閑に相心得罷在候故、鹽士共は猶更心得違いたし候。是等は村々役人共一圓申譯難立儀に候條、急度相心得可申、鹽士共之内御縮方并勢子方申談候而茂、等閑之族等有之に

おいては、其方共より無泥可申斷候。別紙にも有之通、若往々不立直ヶ所所有之、重而御算用場より穿鑿之筋有之候而は不容易儀に候條、此度は一通觸縮候儀と相心得候而は品違候間、急度得其意、村々鹽士共にも嚴重可申渡候。吟味人・相見人にも譯而申渡候品有之、綿密に爲遂穿鑿候條、無油斷出情可致勢子者也。

亥八月廿日

井上與兵衛

御郡鹽稼村々役人

當年口郡御鹽出來高無數、中には相應燒上候ヶ所も有之候得共、口郡外浦杯は出來方無數、升目も少鹽多有之躰。鹽士共心得方不宜儀は不及申儀に候得共、相見人共懸日毎に致吟味、燒上方等不宜分不相納、吟味人共は時々相廻り勢子致候はゞ、ヶ様之儀は無之筈に候。尤當春已來氣候も惡敷候得共、右役人共油斷之躰にも相見え候條、已來之儀各手前において、吟味人・相見人共は急度可被申渡候。若往々不立直ヶ所も有之候はゞ、一々可及糺筋も有之候條、此段も可被申渡置候、以上。

八月十四日

御算用場

御郡奉行中

八月廿四日。銀上納に金子を混用し得るの前令を改む。